

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 12

月刊 列國政策彙報

第二卷第六號
(昭和二十年六月) (通計第十二號)

昭和二十年六月二十五日發行(每月二十五日發行)
昭和二十一年二月二十二日第三種郵便物認可

合衆國

各省の機構及び所管事務……………(一)

はしがき—合衆國全官廳組織一覽—國務省—財

務省—陸軍省—海軍省—内務省—司法省—

農務省—勞働省—遞信省—商務省

ソ聯邦

ソ聯邦に於ける社會保險……………(二)

組織及び管理—保險料—保險料の支拂—一時的

勞働不能に對する手當金—分擔費—哺乳手當金—

埋葬料—各種年金—醫療—勞働専門委員會

佛國

佛國電氣事業概説……………(三)

附錄

内外新聞雜誌主要記事月報……………(四五)

企 畫 廳

(本書の大きさは國定規格A5判)

本誌記事轉載の際は其の旨明記且つ掲載刊行物二部
寄贈せられたし
企 畫 廳

列國政策彙報 第二卷第六號 目次

合 衆 國

各省の機構及び所管事務……………(一〇)

はしがき(一)——合衆國全官廳組織一覽(二)——國務省(三)——財務省(三)——陸軍省(三)——海軍省(三)——
内務省(四)——司法省(六)——農務省(七)——勞働省(八)——選擧省(九)——商務省(九)

ソ 聯 邦

ソ聯邦に於ける社會保險……………(二〇)

組織及び管理(三)——保險料(二)——保險料の支拂(二)——一時的勞働不能に對する手當金(二)——
分擔費、哺乳手當金(三)——埋葬料(三)——各種年金(三)——醫療——勞働専門委員會(三)

佛 國

佛國電氣事業概説……………(三七)

附 錄

内外新聞雜誌主要記事月報……………(五五)

目 次

合衆國

各省の機構及び所管事務

目次

- 一、はしがき
- 一、合衆國全官廳組織一覽
- 一、國務省
- 一、財務省
- 一、陸軍省
- 一、海軍省
- 一、内務省
- 一、司法省
- 一、農務省
- 一、労働省
- 一、逓信省
- 一、商務省

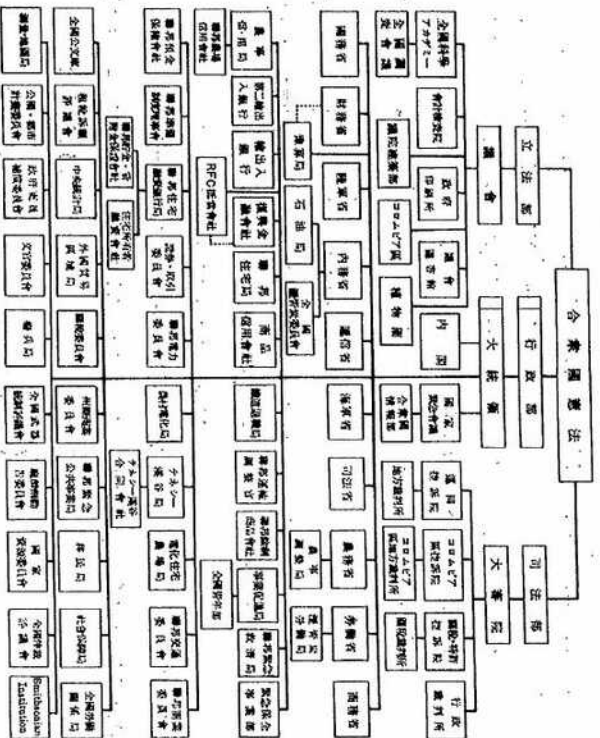
はしがき

本年一月十二日、ルーズヴェルト大統領が、議會に送つた「行政機構改革に関する教書」に就ては、既に本誌第二卷第四號に於て紹介したところであるが、之れに依つて粗雑ながらも、大統領の行政機構改革に関する意圖の一斑を知

各省の機構及び所管事務

り得たとしても、更に之れを徹底的に理解せんがためには、(一) 教書中にも屢々引用されてゐる行政事務管理委員会 (President's Committee on Administrative Management) の報告書及び (二) 上下兩院の行政機構改革に關する委員会 (Byrd Committee of the Senate, Buchanan Committee of the House) 報告書を紹介せねばならぬであらう。併しまた右の如き改革の内容を理解せんがためには、既にその前提として合衆國政府の現機構が知悉されてゐねばならぬ。即ち行政機構改革問題の言はゞ『前編』として、茲に United States Government Manual 1936 に據つて各省の機構を紹介する意義を見出すのである。併し本編は右の如き行政機構改革との聯關に於てのみならず、それ自身としてもまた何等かの資料的意義を有すると確信するが故に、今日合衆國議會に於て、行政機構の改革案が必ずしも決定的なると否とに關せず、敢て茲に譯出する次第である。

合衆國全官廳組織一覽



各省の機構及び所管事務

國務省 (Department of State)

創設及權限

一七八九年七月廿七日、最初の行政官廳として外務省 (Dept. of Foreign Affairs) 創立され、専ら大統領の命課、委任せる外交事務を擔當、所管したが、同年九月十五日以來名稱を國務省と改稱し、純粹に國內的性質を有する事項——合衆國諸法令、記録、國璽の保存をも所管することゝなつた。

國務省の主要なる所管事項は、合衆國の外交事務である。本省は、大統領の指示に従つて、合衆國の外交上の代表者及び領事並に合衆國に駐在する諸外國代表者と聯絡し、且つ合衆國の一切の外交的交渉を行ふ。更に右に述べたる如き本省所管の國內的事項がある。

組織

國務長官の下に、主要補佐官として國務次官 (Under Secretary of State)、部長 (Assistant Secretary) 四名、法律顧問 (Legal Adviser) 一名、特別補佐官 (Special Assistant to Secretary) 二名を置く。部長の下に地域別の六課 (別表参照) があつて、夫々所管の相手國と合衆國間との外交、領事、政治及び經濟的一般事務を管掌する、技術的並にその他の事項は、右六課以外の諸部局に於て管掌するものとする。

國務省所屬の大公使館は全世界を通じて五七、領事館二八八、之に勤務する人員は、外交官を含めて三、六〇〇名、此の外本省人員は約八〇〇名である。

國務長官は、議會に對して年次報告を提出すべき法律上の義務を負はず、聯邦及びその對外關係に關する議會報告は、大統領自身の行ふところとする。

本省の主要なる部局は、圖表 (十一頁) に示したる如くであるが、圖表以外に訴訟及審査、外交官試験及び外交官人事に關する三評議會 (Board) がある。

所管事務概要

一、條約の起草及商議

國務省は、大統領の指揮に基づいて外國との條約及び其他の國際約定の起草、商議及び解釋をなす。

一、條約の批准

國務省は、條約の商議を終れば、之れを大統領の下に提出する。大統領は、これを上院議事に上程して、批准を行ふ以前に必要な上院の勸告並に同意を得るものとする。

一、條約及び其他の國際的義務の履行

國務省は、條約に關する其他の形式を管掌し、且つ現に有效なる諸條約の施行及び合衆國の國際的義務の履行を援助する。

一、外交官の監督

國務省は外交官の事務を監督、管理し、且つ外交官試験を実施する。また海外に於ける大公使館及び領事館の建築並に海外に於て合衆國の所有する財産の保護、維持に關する事務を所管する。

各省の機務及び所管事務

一、外交官教習所

國務省は、新に外交官たらんとする者を教育するために、外交官教習所 (Foreign Service Officer's Training School) を設置す。本所は外交官試験合格者のみを收容し、且つ教員は、國務省並其他の各省より撰抜任命するものとする。

一、在外米國々民並米國の利益の保護

國務省は、外交官を通じて在外米國々民、米國船舶及海員、並に其他の米國に關する一般的利益の保護をなす。同時に合衆國に在住する外國人の有する諸種の權利保護に對しても便宜を與へる。

一、旅券の交付及びその審査並に領事館への登録

國務省は、合衆國旅券交付申請者に對して、之れを交付し且つ在外領事館に登録すべきや否やを審議決定する。即ち申請者が合衆國の國籍を有するや否や、二重國籍者なりや、また在外中合衆國の保護を受くべき權利を有する者なりやを審議するのである。國務省はまた、外交官、ハワイ、フィリピン、グアム、プエルトリコ等の行政官廳、合衆國內の旅券課出張所及び旅券の交付を委託されてある裁判所書記三、六〇〇名の取扱へる旅券事務を監督する責任を有する。其他在外米國人の紛争調停に關する國際法上の解釋、外國軍隊に米國民を徵募する法律上の解釋を決定するほか、旅券の不正なる取得を防止する。

一、合衆國々民の外國政府に對する請求及び外國人の合衆國政府に對する請求

國務省は、合衆國々民にして外國政府に對する請求をなすときは、そのうち有效なる請求のみを整理按配して、外交手段或は國際仲裁裁判に提起するなどの方法を講ずるために、盡力するものとする。外國人にして、米國政府に對

して請求をなすときは、國務省は之れを審議して有效なるものに就ては、その賠償方を議會に勧告するほか、此の請求が國際仲裁裁判に提起されるときは、合衆國の權利を保護すべき資料を準備する。

一、移民法の管理と査證發行

合衆國移民法中、國務省の所管に屬するもの、並に國務省職員が出先に於て外國人の合衆國移住を、制限すべき權限を與へられてゐるものに關しては、國務省は査證課 (Visa Division) を以て、移民法の管理に當らしめる。即ち當課は、移民法の解釋、在外領事館員の統一的指導、移民資格の統一、一九二四年移民法に規定されたる非割當及優先規定適用の可否、駐米外國外交官及び領事の査證發行、兩院移民委員會並に關係官廳との聯絡、査證の發行、停止等に關する外國政府との交渉等を所管する。

一、國際會議

國務省は關係各省及團體と聯絡して、合衆國內及び外國に於て開かる國際會議、萬國博覽會、國際協定に對する合衆國の參加範圍及性質を決定する。

一、外國外交使臣の接受、領事認可狀の發行

國務省は、外國外交使臣が、合衆國に依つて信認されるや否やを決定する。また合衆國に駐在する外國領事の認許狀を發行するほか、外國外交官、領事の有すべき特權を決定する。

一、逃亡犯罪者引渡手續

合衆國及諸外國間の逃亡犯罪者引渡手續は、國務省を仲介して行ふものとする。

合衆國

八

一、國、政府及び交戦國の承認
合衆國が新國家、或は新政府を承認すべきや否や及び交戦國の資格を決定する場合に、國務省は援助を與ふるものとする。

一、文書の翻譯

國務省は、ホワイト・ハウスより紹介せる外國語の文書、外交文書、條約原文、國際會議速記録、及び其他必要な文書を、翻譯するのみならず、各省及其他の政府機關の翻譯に對して協同聯絡をなす。

一、大統領選挙人及投票の證明

國務長官は、所定の行政長官より大統領及び副大統領、選挙人の資格保證の證明書を受領して、その寫しを議會に送達する。また國務長官は、選挙人より投票行使の證明を受領すると共に、上院議長の命令に従つて、その寫しを保存するものとする。

一、合衆國憲法の修正

國務長官は、憲法修正に關する兩院の合同決議の寫しを、所定の行政長官に通知する。國務長官はまた、憲法修正に關する州立法部並に諸州會議の確認記録を、州行政長官若しくは其他の州官吏より受領する。憲法修正案採擇の公文書を、合衆國全州中規定の四分の三より受領したるときは、國務長官は、國務省印を捺印して、修正を採擇したる州を明記したる證明書を發行するとともに、本證明書が、修正の意圖、目的に關して、合衆國憲法の一部として有效となつたことを公表する。

一、合衆國々廳

國務省は、合衆國々廳を保管して、種々の辭令に對しては國務長官副署したるのちに、條約の批准書に對しては大統領の署名を得たるのちに、而して犯罪人引渡書の或種の保證に對し、また祝賀の書翰に對して、國璽を押捺するものとす。

一、文書の證明、保存

國務省は、行政各省、獨立官廳、州政府、外國駐米大公使等の印鑑ある文書に對して、國務省省印を押捺せる證明書を附して、その效力を確認する。更に一切の法律、議會の決議、合衆國憲法の修正文、條約、協定、議事録及び合衆國の參加する其他の國際約定並にそれに關する大統領の布告等の原文を、國務省は保管する。

一、文書の公刊

國務省は諸法律、議會決議、條約及び合衆國の國際的法律を公刊するほか、*"Foreign Relations of the United States"* 及び *"Territorial Papers of the United States"* 等の公刊物を發行する。

一、全國軍需品統制評議會 (National Munitions Control Board) (一九三五年八月三十一日創立、一九三六年二月廿九日修正)

本評議會は、國務、財務、陸海軍及び商務の各長官を以て構成し、議長は、國務長官を以て充て、且つ國務省内に武器及軍需品統制課 (the office of Arms and Munitions Control) を置いて、左の事務を所管せしめる。

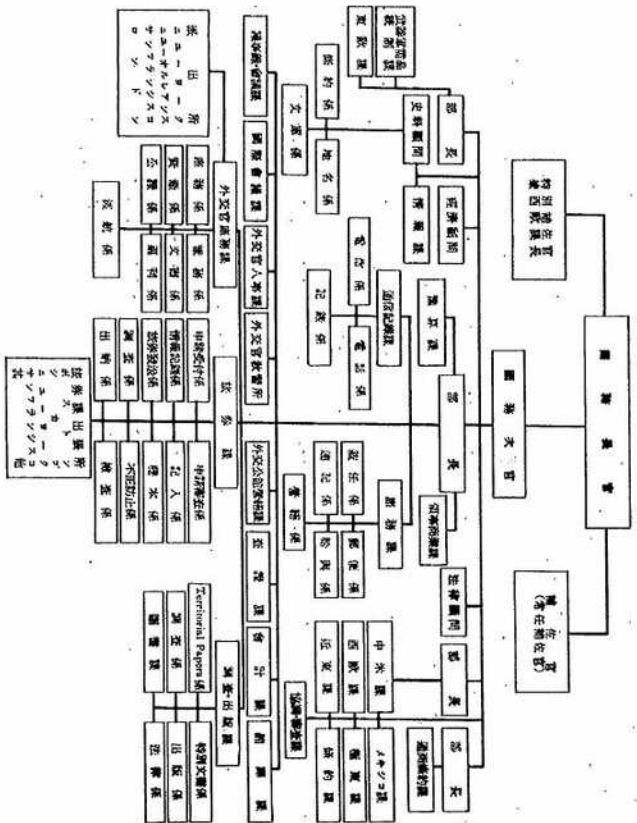
イ、大統領の布告に依つて、武器、軍需品及び戦用品と指定されたる物品、若し許可なくして輸出入を行ひたると

各省の機構及び所管事務

九

き合衆國の法律に違反する、と指定されたる物品の製造業者、輸出入業者を登録すること。
 ロ、國務長官の布告に規定したるところに従つて、武器、軍需品及戦用品の輸出入並にブリキ屑の輸出に對して許可證を發行すること。
 ハ、條約及法規に規定されたる國務長官の所管に屬する範圍内に於て、武器、軍需品及戦用品の國際的取引を監督すること。

課長は、評議會の常任幹事となる。
 國務長官は、全國軍需品統制評議會議長として、右に述べたる商品の一切の製造業者に對して公益の立場より見て公正適當なる利益を確保するに必要なりと認め、且つ評議會の決定したる如き條件、規定に従つて、評議會の勸告、同意を得てブリキ屑輸出の許可を與ふる權限を有する。



各省の機構及び所管事務



財務省 (Department of the Treasury)

創設及権限

一七八九年九月二日附認可の法律に依つて創設せられ、其後所管事務の複雑、増加を加ふるとともに、種々の補助的規定の制定を見て、その機構を擴大して今日に至つたのである。

一七八九年の法律に依つて、財務長官は歳入の増加、管理の計畫を準備するとともに、公債を維持することを任務とする。のみならず一切の歳計及びその報告の形式を規定する。

財務長官は、法律に依る豫算割當に従つて財務省より支出する金額に對して、一切の保證を與へ、且つ自己の所管事項に關して兩院若くはその何れかの要求ありたる場合、之に報告をなすべき権限を有する。財務長官は、自己の判斷に基づいて、部下を指揮し、以て財政に關する一切の事務を遂行する義務を負ふものである。

合衆國領土並にその財政機構の擴大とともに、右の如き法律は、屢、訂正、補充されて、財務省の機構そのものも今日の如く、種々の部門を包括するに至つたのである。即ち最初の法律に規定されたる、國家の財政を管理するといふ仕事以外に、現在財務省は、官廳建築、通貨の鑄造及印刷、聯邦政府需品の取得等を統制してゐる。

海岸救済隊 (Coast Guard)、阿片、公衆保健、秘密警察等も、財務省の監督下にある。

財務長官は、復興金融會社 (Reconstruction Finance Corporation) の評議會、郵便貯金理事會、全國應急事業協議會、全國官文書會議、在外公館建築委員會等の一員たると同時に、全國公園基金評議會、中央統計委員會の委員長である。

る。此のほか財務長官の所管に屬するものとして、戰時金融會社 (War Finance Corporation) の清算、議會に對する財政状態年次報告及び財務省週報を毎月始に公刊することなどがあげられる。

組織

財務長官は、財務省の一切の事務を監督するものであるが、此の事務の管理、指揮を補佐する者として、財務次官 (Deputy Secretary of Treasury) 一名、財務省参事官 (General Counsel) 一名、部長 (Assistant Secretary) 三名及び各課事務を監督する庶務、各専門別及び技術的補佐官若干名がある。之等の補佐官は、局課長として、所管事務を總括して、之れを長官及び部長に報告する責任を有する(別掲圖表参照)。

所管事務概要

法務課 (Legal Division)

一九三四年六月廿日、財務長官は、本課を創設して財務省参事官 (General Counsel for the Department of the Treasury) を以て課長とし、従來の法務課長 (Solicitor) 及び内國稅課参事官 (General Counsel for the Bureau of Internal Revenue) を廢止して、その権限、所管事務を、之れに管掌せしめることゝなつた。

同課の管掌事務の主要左の如し

- (一) 財務省の法律的事項、即ち(1)法案、省令、布告の起草、(2)正式の法律的意見の提出、(3)公刊物、財務省法規及び同省管理に關する其他の規則の立案起草及び検査、(四)財務省に關係する訴訟に就て司法省と連絡すること。
- (二) 或る種の公債擔保の認可、同課保存文書の複寫書類に對する證明。司法省と無關係に提起されたる訴訟に對し

各省の機構及び所管事務

て妥協案を勧告し、また罰金、科料の免除請願の採否に關して、財務長官に勧告を與へる。

(三) 債務者所有の土地、家屋を、合衆國政府の訴訟に依つて入札する場合、國に有利なる賣却をなすべき代理者の任命並に國有財産の管理及びその處分を管掌する。

會計及預金部 (Office of Commissioner of Accounts and Deposits)

(一) 本部は記帳及支拂命令課、支出課、預金課、公債擔保課並に財務長官官房に於ける右と同種の事務を監督する。

(二) 常に財務省在庫金額を定期的に計算して、本省財政計畫運用の準備資料を整備すること。

(三) 政府支出のために政府特別預金の引出請求の準備をなし、政府債務支辨のために必要な場合、聯邦準備銀行相互間に政府所有金を移轉するほか、準備銀行と取引する財務省の財務代理人を監督する。

(四) 對外債權元本の現計を常に明白ならしめて、これを取立てるとともに、かゝる對外債權關係に關する一切の事務を監督する。

(五) 一九二〇年交通法の規定に従つて、政府が取得したる鐵道會社々債、並に各省より取立てのため移管されたる其他の債權の取立。

(六) 國庫課長及聯邦準備銀行の保管せる證券其他の投資物件に對して指示を與へ、以て政府投資勸定を監督する。

(七) 記帳及支拂命令課は、各省及び其他の政府機關の收入、割當及び支出に關する決算を明白ならしめるとともに

に、各省に歸屬する資金の割當、債務に關する豫算勸定を管掌する。更に同課は財務省支拂命令書並に政府の其他の支拂を命令する保證書を發行する。

(八) 合衆國財務省現計日報 (The Daily Statement of the United States Treasury)、公債現計月報 (The Monthly Statement of the Public Debt)、其他政府所有證券報告等の準備を監督する。之等の報告書は、各省に對する報告案内書として、政府の全歲計とともに一箇年毎に、纏めて編纂される。

(九) 支出課 (Division of Disbursement) 一九三三年六月十日創設は、合衆國の一切の支拂を管掌する (但し陸海軍、Marine Corps、パナマ運河を除く)。支拂の權限は、各省に派遣されたる支出官の行ふところであるが、此の各省支拂が漸時財務省支出課に於て整理統一されるものとする。

(一〇) 預金課は政府預託金及び政府所有金の預金を管掌するものであるが、此の際預金とは聯邦準備銀行、ナショナルバンクの預金、外國銀行預金、聯邦土地銀行、フイリッピン財務省の預金を含むものとする。

(一一) 政府と事業上の關係を有する政府保證會社を監督する。即ち政府保證會社の四半期會計報告を檢査し、且つ保證會社々債に對する政府の利益を保護する等の處置を遂行する。

公債部 (Public Debt Service)

(一) 合衆國公債及び紙幣發行事務を管掌するが、同時に比律賓及びフェルド・リコ政府發行公債、住宅所有者貸附會社 (Home Owners Loan Corporation)、聯邦農場抵當會社 (Federal Farm Mortgage Corporation) 々債、聯邦農場貸附會社 (Farm Owners Loan Corporation) 々債の發行に關する事務をも所管する。

各省の機構及び所管事務

- (二) 公債部は、部長事務室 (Office of Commissioner)、公債及通貨課 (Division of Loans and Currency)、國庫登錄課 (Office of the Registrar of the Treasury)、川紙保存課 (Division of Paper Custody)、決算及検査課 (Division of Accounts and Audit) より成つてゐるが、更にこのほかに、貯蓄公債の賣出を管掌する貯蓄公債係 (Division of Savings Bonds) が、部長事務室に附屬してゐる。
- (三) 新規公債の發行に際しては、公債部は、發行に必要な文書を準備し、且つ募債及び公債の割當事務を指揮する。貯蓄公債 (Savings Bonds) は、政府が新に個人の投資物として一、二、三等郵便局より賣出せる少額公債であつて、期間は十箇年間、發行価格は額面以下とし、満期ともにも額面額になるものとする。例へば發行價格一八・七五弗、十箇年満期として、満期日に二五弗の額面額に達する。此の貯蓄公債の最高額面額一〇〇〇弗のものも、最初の發行價格は七五〇弗である。即ち發行價格と額面額の差額は十箇年間約二・九%の複利である。尙政府は臨時の必要に依りて、貯蓄公債發行日より六十日後に償還することを得る。
- (四) 公債及通貨課は、印刷局 (Bureau of Engraving and Printing) より證券を受取つて、之れを發行するほか、公債の取引、移轉、借替を行ふ。また回收されたる合衆國紙幣及び印刷局業務の不備缺陷を検査する。
- (五) 登録課は、償還されたる公債 (利札をも含む) を收受、検査及び保管する。
- (六) 用紙保存課は、紙幣、公債、其他の證券類に必要な特殊用紙を調達保存して、之れを印刷局に對して、必要なる一定量を支給するものとする。
- (七) 決算及検査課は、公債部並に國庫課、及び合衆國政府の財務代行機關としての準備銀行の一切の事務に關係ある會計事務を管掌する。更に國庫課、通貨管理官 (Comptroller of the Currency) に保管管掌する準備貨幣、證券の検査をなす。

國庫課 (Office of the Treasurer of the United States)

(一) 財務省及び其他の預託金庫に預託する、公金の出納を管掌する。

(二) 國庫課長は、紙幣の發行及回收、合衆國公債並にフェルト・リコ、フイリップピン政府證券の元本及利息の支拂、國立銀行兌換券並に聯邦準備銀行券の回收にあたる財務長官の代行機關である。

(三) 國庫課長は、各省經費として議會の認めたる金額を、法律に定めたる各省の會計官に支給するのであるが、此の際、國庫課長は、財務長官及び會計検査院長 (Comptroller General) の署名ある支拂命令書を受領するを要する。右の如き支出は、すべて國庫課長に振宛てたる小切手に依つて行はれる。

(四) 國庫課は、財務省現計日報、公債現計月報、政府豫算支出額月報、兌換券發行高月報を作製、發行する。

(五) 諸種の證券及び郵便貯金、國立銀行兌換券の流通を保證する銀行信託金並に國立銀行に於ける公金預金等の信託資金の保管をなす。

内國稅局 (Bureau of Internal Revenue)

(一) 同局は、局長 (Commissioner) の指揮に従つて、一切の内國稅の査定、見積及び取立を監督する。

(二) 所得稅係 (Income Tax Unit) は、所得稅及び營業稅を管掌するものであつて、此のために諸種の規則を作製し、また所得稅及營業稅報告書を受領検査して、證明を與へるとともに、租稅返還訴訟に對して、その理由を検討、

各省の機構及び所管事務

處理する。

- (三) 酒精稅係 (The Alcohol Tax Unit) は、酒精分を含有する液體飲料、葡萄酒、麥酒、及び工業用酒精の製造、頒布及び販賣に關する法規の實施、許可を管掌する。
 - (四) 社會保障法 (Social Security Act) に規定されたる課稅事務を管掌する。
 - (五) 雜種稅係 (The Miscellaneous Tax Unit) は、所得稅及營業稅以外の租稅に關して、前記(二)に述べたる所得稅及營業稅係の管掌する事務と同種の事項を行ふ。
 - (六) 計算及徵收係 (The Accounts and Collections Unit) は、内國稅徵稅官 (Collectors of Internal Revenue) 事務局の組織及び事務を監督するとともに、その計算を檢査して徵稅官に證印を與ふるものとする。
 - (七) 現地勤務官廳は、徵稅、現地所得稅係及び現地酒精稅係の事務に三分される。内國稅局のうちには、更に通報係、計算及徵收監督官、雜種稅及賣上稅係、並に財務省參事官附現地事務室等を含む。
- 通貨管理部 (Office of the Comptroller of the Currency)
- (一) 通貨管理官は、一切の國立銀行業務、國立銀行の新設、合併を監督する。このために少くとも一箇年間に三回國立銀行營業狀態に關する報告書を提出せしめるものとする。コロムビア區に於て營業をなす一切の銀行、信託會社、建築及び貸附會社及び信用組合もまた、管理官の監督を受くるものとする。
 - (二) 國立銀行の破産せる場合は、管理官は破産管財人を任命し、且つ故意に國立銀行法の規定に違犯せる國立銀行に對しては、その特權取消の訴訟を提起する。

- (三) 通貨管理官事務室附として、一切の國立銀行事務を定期的に檢査する若干名の檢査官 (Examiners) を置く。檢査官は、國立銀行の經營狀態及び國立銀行法規定の違犯事項なきや否やに就て報告を行ふものとする。
- (四) 通貨管理部は、國立銀行が合衆國公債を政府に預託して、この保證を得る國立銀行兌換券の發行及統制を管掌するとともに、聯邦準備銀行の發行する通貨の發行及び回收を管理する。
- (五) 通貨管理官は、聯邦準備銀行局、並に聯邦預金保險會社の一員であつて、聯邦準備銀行に對して準備銀行法に依る特權を附與する。

印刷局 (Bureau of Engraving and Printing)

- (一) 印刷局は、合衆國政府並に國立銀行通貨、聯邦準備券及銀行兌換券、聯邦農場融資公債、株式銀行社債、合衆國證券、政府小切手、緊急救濟局證券、郵便切手、收入印紙其他の政府印刷物を、政府のために、圖案、製版及び印刷する。

造幣監督課 (Bureau of the Mint)

- (一) 合衆國造幣局 (United States Mints) 及び分析試驗所の監督、並に貨幣鑄造の命令及び右二官廳の業務日報の受領に關する事務を管掌する。更に本課は、右の官廳の會計檢査を行ひ、その經費支出を認可し、要すれば特別の檢査をなす。
- (二) 本課は、稅關に於て使用せしめる目的を以て、外國貨幣價に關する四季年報を公刊し、また財務長官に對して、合衆國及世界の貴金屬生産統計とともに、當該會計年度に於ける造幣局事務の年次報告を提出する。

各省の機構及び所管事務

公衆保健局(Bureau of Public Health Service)

- (一) 本局は、醫長(Surgeon General)の指揮に従つて、公衆保健の指導、傳染病の防疫事務を管掌する。
- (二) 全國保健研究所(National Institute of Health)に於て醫學的研究を行ふとともに、各地に於て保健に關する調査をなし出版物、講演、報告等によりて、その結果を廣く公衆に宣傳する。社會保障法の規定に従つて毎年二百萬弗が、公衆保健局の疾病の研究に保健問題のために別途使用せられる。
- (三) 免疫用病菌、血清の製造、販賣をなし、また國外、及び内地検査所法に依つて、移民の醫學的検査を監督する。
- (四) 保健局は政府各省と公衆保健に關する事項に就て協調聯絡するほか、體育普及を目的とする地方保健所と聯絡し、また地方の健康状態を改善するために州保健省を援助する。
- (五) 二二六の船員病院、及二二一の官立施療病院の入院並に外來患者治療を管理し、また全國癩療養所を經營する。更に同局は、二つの麻酔藥々草園の經營事務、阿片中毒の症狀、並にその治療法を研究するものとする。
- (六) 司法省の管轄する聯邦矯正院に於ける精神病者の取扱、治療及び防止に關する研究を行ひ、その結果を報告する任務をも有する。

關稅局(Bureau of Customs)

- (一) 本局は合衆國の輸出入品に關して、財務長官より委託されたる權限に基き、關稅事務を管掌する。
- (二) 本局事務の主要なるものは、輸入税の取立並に麻酔劑の如き輸入禁止品の密輸を防止する。

- (三) 本局に所屬する調査課は、密輸並に關稅率を調査する。

麻酔劑監督局(Bureau of Narcotics)

- (一) ハリソン麻酔劑法の施行管理、麻酔劑輸出入の許可條件等の規定を管掌することを任務とするが、このために關稅局と事務上の協同をなす。
- (二) 聯邦麻酔劑法の違犯事實の調査、發見、防止を行ひ、且つ麻酔劑輸出入許可證を發行する。但し此の許可は、個人に對しては發行せられず。
- (三) 公共保健局と協同して、法律の許す範圍内に於て生阿片、古柯葉の輸入量を決定する。

- (四) 麻酔劑取引に關する合衆國の國際義務を履行するために、本局は國務省と協同して、二十三箇國の官憲と直接聯絡を保ち、またそのうちの特定國とは、麻酔劑の濫用を取締る目的を以て協同する。

海岸救濟隊(Coast Guard)

- (一) 救濟隊長(Commandant)の指揮下にあつて、合衆國の陸戰隊兵力の一部を構成するものである。即ち平時に於ては財務長官に所屬し、戰時に於ては、海軍の指揮下に立つものとする。
- (二) 密輸の防止、關稅法、航海法の勳行を所管する。
- (三) 合衆國の海岸地方及び大湖沿岸に於ける生命、財産の保護並に難破船の救濟及び西部地方河川の洪水救濟作業を行ふ。
- (四) アラスカ及び其他の公海に於ける漁業者保護法規、條約の實施を管理するほか、深海漁業船に醫療事業を給付

各省の機構及び所管事務

し、アラスカに於ける一般行政を管掌する。

(五) 干満區域の變動に依りて生ずる陸地面、暗礁其他の航海障害物を撤去、排除する。北大西洋に於ける結氷監視の國際義務を履行し且つ不凍航路を維持する。

(六) 船舶の碇泊、運航を統制する法規、アラスカに於ける難破船員の保護、合衆國商船に於ける暴動の鎮壓、商船乗組員の救命隊員資格試験を所管し、且つ死亡者、私有船舶に關する統計を蒐集する。

秘密警察課 (Division of Secret Service)

(一) 合衆國大統領とその家族並に次期大統領當選者の身邊を常に、また如何なる事情にあるときと雖も、護衛することを任務とする。

(二) 秘密警察の主要なる任務は、合衆國及外國政府の貨幣、證券贋造者の發見、檢舉及び警察署長への引渡である。

(三) 右の目的のために調査係を設けて、農事融資法、戰時融資會社法、世界大戰修正補償法の違犯を調査せしめるほか、政府發行小切手、官有財産の盜難に關する訴訟、財務省に關係ある法律の違犯に就て研究調査する。

管財調達課 (Procurement Division)

(一) 一九三三年六月十日設立。政府用品、建造物、機械、器具類、貯藏品及び其他の支給品の調達、格納及び配分方法を決定する事務は、従來政府部内の雜多の機關に於て管掌されたが、本課創立後、これをすべて一括して管掌することゝなつた。財務省及び選信省建造物の如く、従前通り、各、その固有省に於て管理するものを除いて、従

來財務省管掌管財部の事務は、すべて此の新設課に移管された。財務省一般支給委員會 (General Supply Committee) 及び聯邦備雇安定局 (Federal Unemployment Stabilization Board) は廢止され、後者の記録事務は、公共事業局 (Public Works Administration) に移管せられた。

(二) 經濟及び能率のために望ましき物品調達、保存、配分を實施する権限を有する本課は、その事務のために、その課内に所要の機關を設け、また他の機關にその實行を委託することを得るとともに、これがために所要の規則を制定する。

(三) 本課の重要なる事務は、政府建造物の建築、修繕、保存の契約を許可することである。陸海軍省の用品、施設の普通購入及び其他の行政各省の特別用品を除いて、本課は官廳の一般物品の調達に當るものとする。

調査及統計課 (Division of Research and Statistics)

(一) 諸統計の作製、公刊並に財務省内國稅局、造幣監督課、關稅局及び通貨管理部に於ける經濟調査を指導する。

人事課 (Division of Appointments)

(一) 財務省本省並に、各地現業官廳の人事に關する事項を管掌し、且つ大統領の任命せる財務省官吏の辭令及官吏の身分保證に關する事務を行ふ。

財務省俸給名簿を作製し、且つ法律又は議會の要求せる場合には、人事報告書を提出する。退職法に依る退職者に關する事務を監督し、且つ文官任用委員會 (Civil Service Commission) に對して退職者交付金の證明を與へる。

各省の機構及び所管事務

書記及監察課 (Office of Chief Clerk and Superintendent)

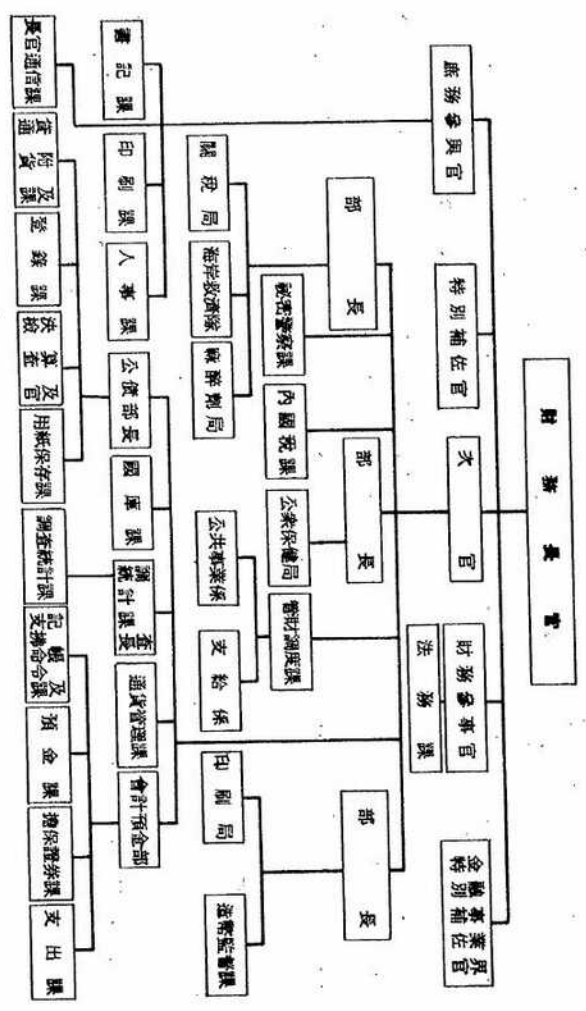
- (一) 一八一八年創立當初、單に書記課 (Office of Chief Clerk) と呼ばれてゐたが、其後頭書の如く改稱せられて本省の一般事務を掌管することゝなつた。
- (二) コロンビア區にある財務省建造物 (但し印刷局を除く) を監督し、且つ當課に申請したるワシントン所在の政府建造物用地を保管する。

(三) 長官官房記録、文書及び財務長官の印を保管し、公文書復寫の證明申出を受理する。書記及監察課長は、財務省人事委員會の委員長たることに、財務省官吏身分保障官となり、官吏成績の監督を行ふ。

聯邦酒精局 (Federal Alcohol Administration)

- (一) 一九三五年九月廿四日、N I R A 第一部の規定に依つて設立されたる聯邦酒精統制局 (Federal Alcohol Control Administration) に代るものとして、財務省の一部局として設立さる (註)。
- (二) 酒精、葡萄酒、麥酒の輸入及び輸入酒精飲料の販賣、運送は、本局の許可を得ざる限り、禁止されてゐる。更に酒精飲料の製造、詰込、貯藏、販賣に對しては本局々長の許可を要する。

(註) 列國政策彙報第一號七八—八〇頁參照



各省の機構及び所管事務

陸軍省 (War Department)

創設及權限

一七八九年八月七日創設。陸軍省は、陸軍の編成、訓練及び維持並に議會の定めたる條件を具備する非軍事的活動の責任を負ふものとす。

合衆國陸軍は、正規軍 (The Regular Army)、護國軍 (National Guard)、將校豫備軍團 (Officer's Reserve Corps)、編成豫備軍 (Organized Reserves) 及び志願豫備軍團 (Enlisted Reserve Corps) より成るが、正規軍以外のものは、平時より訓練、裝備を準備して、迅速なる編成を可能ならしめる外廓的部隊である。

陸軍省の第一の目的とするところは、言ふ迄もなく國防に備へるにあるが、同時に合衆國內の緊急事件に對應し得るだけの適切有效なる編成、能率的裝備を有せねばならぬ。更に陸軍省は、河川港灣の築造修理、洪水防止、橋梁、埠頭計畫の認可、パナマ運河の維持、經營等を管掌する。

租 織

(一) 陸軍省長官 (Secretary of War) の主要なる任務は、陸軍省及關係官廳支出經費の監督、即ち陸軍の給與維持、輸送費、議會に依つて陸軍省の監督下にあると決定せられたる非軍事的支出等を管理する。

(二) 陸軍省長官は、一九二〇年國防法 (The National Defense Act of 1920) 沿岸の港灣、都市の防衛、軍器資材の改良、兵役關係者の軍事教育、現役兵員の訓練、士氣及び自己の所管に屬する嶋嶼の防禦等の直接責任者であり、また

水路改良工事に従事する土木改修兵團 (Corps of Engineers) に指示を與へ、洪水防止、灌溉改良工事の計畫、實施並に五大湖の調査、海路圖の作製等を管掌する。

(三) 國際境界たる水面の調査、國境標識の設置、港灣境界線の構築、橋梁設計畫の認可、埠頭、可航海面に於ける其他の工事認可並に聯邦動力委員會 (Federal Power Commission) との共同調査、パナマ運河の防禦、維持、經營等を管掌する。また陸軍省長官は全國森林保存委員會 (National Forest Reservation Commission) の議長となる。

(四) 陸軍省長官は、國內水路開發會社 (Inland Waterway Corporation) の事業を監督し、またウェスト・ポイント陸軍士官學校の維持、經營、租借地に關する一切の事項を管掌する。

陸軍省長官の補佐官として、陸軍次官 (Assistant Secretary of War)、庶務參與官 (Administrative Assistant) 及各部局長があるが、陸軍次官は一切の軍需品の支給、戦時必要なる産業動員遂行に關する事務、土地家屋の購入、借地及び拂下、不用または過剰の物品、工場、土地、其他の施設の拂下げ、陸軍省關係の訴訟問題、全國共同募地に關する事項等を監督するほか、全國射撃獎勵委員會 (National Board for the Promotion of Rifle Practice and Civilian Marksmanship) の事業、橋梁構築及び海底電線敷設許可、特許權の陸軍省に於ける使用に關する事務をも監督する責務を有する。

庶務參與官は、長官を援助して本省、パナマ運河、内國水路開發會社の管理運用に任ずる。庶務參與官は本省の庶務課長として、記録、文書の管理、公文書及び長官官房の通信の發送、受理、配付、陸軍省及部隊勤務軍屬の採用、印刷、臨時費の支出等の一般事務を管掌する。

各省の機構及び所管事務

一九二〇年六月四日附法律に依つて設置されたる陸軍省參謀本部 (The War Department General Staff) の部長 (Chief of Staff) は、兵員に關する一切の事項に關しては、陸軍長官に直接進言する権能を有するほか、陸軍計畫の企画、改良、實施を管掌する。參謀本部次長 (Deputy Chief of Staff) は、部長を援助し且つ部長不在のとき、その事務を代行するほか、重要政策に非ざる一切の事項に關しては、直接陸軍長官に報告をなすことを得る。次長は、參謀本部の凡べての部局の事務を監督する。

所管事務概要

- (一) 陸軍省は、國防のために兵員の徵募、動員、編成、給養、裝備及び訓練をなすとともに、その復員の準備をなす。
- (二) 陸軍省は、戦時使用のためにする全國的大陸軍部隊計畫及び準備の責に任ずるものであつて、それに關聯して、人的並に物的資源を迅速、有效且つ經濟的に使用し得る如く正規軍を編成せねばならぬ。
- (三) 陸軍省は、正規軍將校養成所たるウェスト・ポイント陸軍士官學校 (The United States Military Academy) を監督する。入學資格者は、全州、屬領、正規軍及び護國軍に割當てられ、本校四箇年の課程を修了したるものは、陸軍少尉に任ぜらる。
- (四) 陸軍省は、在ウオシントン陸軍大學 (The Army War College) を經營する。本大學在學者は、現役將校中より撰拔せられ、陸軍省參謀本部勤務者並に高級司令官としての訓練を受けるのである。
- (五) 在ウオシントン陸軍産業大學 (The Army Industrial College) は、陸軍次官の監督下に屬し、戦時及び産業動員

計畫準備に於ける軍需品調達官を訓練養成することを目的とする。

- (六) 其他多數の教育機關が各兵科に所屬するほか、正規軍將校は、各大學にある豫備將校訓練團 (Reserve Officers' Training Corps)、護國軍部隊及び夏期市民軍事教練キャンプの教官として配屬せられる。
- (七) 陸軍志願者の約半数に對して、必要な技術的教育をなすべき多數の機關が設置されてゐる。
- (八) 陸軍省は護國民軍局を通じて、平時護國民軍を監督し、且つその訓練、裝備及び夏期キャンプに關する事項を規定する。
- (九) 陸軍省參謀本部は、豫備將校の援助を得て、護國軍及編成豫備軍の編成、配分、訓練に關する凡べての政策、規定並に豫備將校の任命、昇進、免官に關する事務を管掌する。
- (十) 參謀本部人事課 (Personal Division of the General Staff) は、平戰兩時を通じて全陸軍官吏の任命、昇進、更迭、免官に關する事務を管掌する。
- (一) 陸軍情報課 (Military Intelligence Division) は、軍事情報、軍事地誌的研究、地圖、寫眞、暗號、翻譯、新聞等の蒐集、評價、戦時檢閲等に關する參謀本部の事務を管掌する。更に外國駐在武官、外國語研究生等の情報事務を監督するほか、其他の政府機關並に駐米大使館附武官と連繫する。
- (二) 參謀本部運用、訓練課 (Operations and Training Division) は、作戰課に屬せざる、部隊の編成、訓練、運用に關する事務を行ふ。
- (三) 參謀本部給養課 (Supply Division of the General Staff) は、陸軍の給養に關する事務を實施するとともに、裝

各省の機務及び所管事務

備、建造物等の基本的給養計畫の準備を行ふ。

- (四) 作戰課(War Plan Division)は、海軍と獨立若くは相互に連繫して、戰場に於ける陸軍部隊の運用計畫を管掌する。
- (五) 騎兵監(Chief of Cavalry)は、參謀本部長の監督下にあつて、騎兵に關する諸問題に就て情報及び意見を參謀本部長に提出する。又騎兵學校及び騎兵局を直接監督し、且つ騎兵部隊の作戰計畫、訓練、改良を全般的に管掌する。
- (六) 野砲兵監(Chief of Field Artillery)も參謀本部長の監督下にあつて、野砲兵に關する諸問題に就て情報及び意見を提出するほか、野砲兵學校の監督、指導並に部隊の訓練、改良を管掌することは、右に同じである。以下海岸砲兵監(Chief of Coast Artillery)、歩兵監(Chief of Infantry)に於ても、此の點は同様である。
- (七) 教務監(Chief of Chaplains)は、軍隊の宗教、士氣に關する事項を管掌するとともに、陸軍教化隊の撰拔、訓練並に教化隊學校の監督を行ふ。
- (八) 參謀副官(Adjutant General)は、全陸軍將校錄(Army Register)、正規軍將校錄(Army List)、將校名簿(Directory)の發行、陸軍省より發する命令、規則の通報、陸軍省文書の發行を管掌する。
- (九) 參謀副官はThe Congressional Medal of Honor, the Distinguished Service Cross, the Distinguished Service Medalの如き陸軍勳章の授與者の審査、勳記に關する事務を管掌する。
- (一〇) 檢閲官(Inspector General)は、士官學校及び其他の陸軍所轄學校、徵募所、陸軍兵營及びキャンプ、病院等陸

軍省の所管に屬する其他の機關を定期的に檢閲する。

- (一) 法務部長(The Judge Advocate General)は、陸軍省及びその所屬官廳の法律顧問たるほか、法務部に所屬する法務官は、陸軍官廳及び陸軍職員の關係する一切の法律事項の諮問に應じ、且つこれに判決を下す。
- (二) 營繕監(The Quartermaster General)は、一切の給養品並に二つ以上の陸軍官廳に共通なる支給品の購入、調達、貯蔵及び支給を管掌する。但し特別給養品及び専門技術的物品に關しては、購入を要求せる部局に於て購入するものとす。更に一切の陸軍關係建造物の建築、修理及び維持に關する工事を監督すると共に、軍隊輸送、軍馬及び器材の輸送機關に關する事務を管掌する。其他陸軍が使用せんとする土地の取得、陸軍官廳所有物の許可もまた營繕部の事務である。
- (三) 財務監(The Chief of Finance)は、陸軍省經費の支出、金錢出納の檢閲、記録、保管財産の檢査を管掌する。財務監は陸軍省豫算官吏として、同省の要求豫算を作製する。
- (四) 軍醫監(The Surgeon General)は陸軍の醫療衛生に關する事項に就て軍醫部長官として陸軍長官に意見を具中する。軍醫監は、軍醫及び軍醫部技師の配置並に軍醫部(Medical Dept.)及び看護隊(Army Nurse Corps)志願者の詮衡、陸軍醫學博物館(The Army Medical Museum)、陸軍醫學研究所(The Army Medical Library)及所屬病院の監督統制をなす。
- (五) 航空兵監(The Chief of the Air Corps)は、航空機及び附屬器材、航空助手の改良、調達及び保存を管掌するものであつて、特に此の事務に就ては、他の部局の手を経由するを要せず。航空兵監は、航空學校、航空兵局(The Air

各省の機構及び所管事務

Corps Board) 並に各地航空隊、航空將校及び航空志願兵其他の職員を監督する。

(六) 通信兵監 (The Chief Signal Officer) は通信隊 (Signal Corps) の訓練、通信施設の調達を監督する。即ち電信、軍事用海底電線、電信及び電話線、ラヂオ其他の通信施設の敷設、維持經營、陸軍暗號の作製及び修正、波長、呼出信號の指定等を管掌する。

(七) 兵器監 (The Chief of Ordnance) は、全陸軍部隊に要する一切の銃砲、彈藥の如き兵器の設計、調達、貯藏及び支給を管掌するほか、兵器彈藥の調査、試験、検査を行ふ。

(八) 化學兵監 (The Chief of the Chemical Warfare Service) は、毒ガス、防毒具の研究、改良、製造、調達及び供給、並に全陸軍の化學戰に對する訓練、特別ガス部隊の編成、裝備、訓練を擔當する。

(九) 土木改修兵團 (The Corps of Engineers) は、國土地勢を軍事的目的のために、改修、測量して、地勢圖表を作製、配布し、また敷地を撰定、取得して、軍事的防禦計畫を樹立する、また要塞の構築及び修理、觸接水雷の敷設、サーチライト其他の電氣及び照明設備並に軍事上の橋梁の架設、維持を擔當する。更に陸軍の經營下にある一切の建築及び道路工事を監督するほか、軍用鐵道、渡河施設、運河用船舶及び其の他の國內水運設備の保修を管掌する。

土木改修團は、右の如き軍事的意義を有する諸種の構築事業を擔當するのみならず、更に議會より命令する河川港灣其他の可航水路の改良及び保修に關する法規の研究、實施を擔當する。此のために、土木改修兵監 (The Chief of Engineers) は、ダム、橋梁計畫の認可並に可航水路に於ける其他の諸種の土木工事の許否を決定する権限を有する。同兵監は、聯邦水力委員會と協力して、可航水路に於ける水力發電計畫を調査研究して、之を監督するのである。

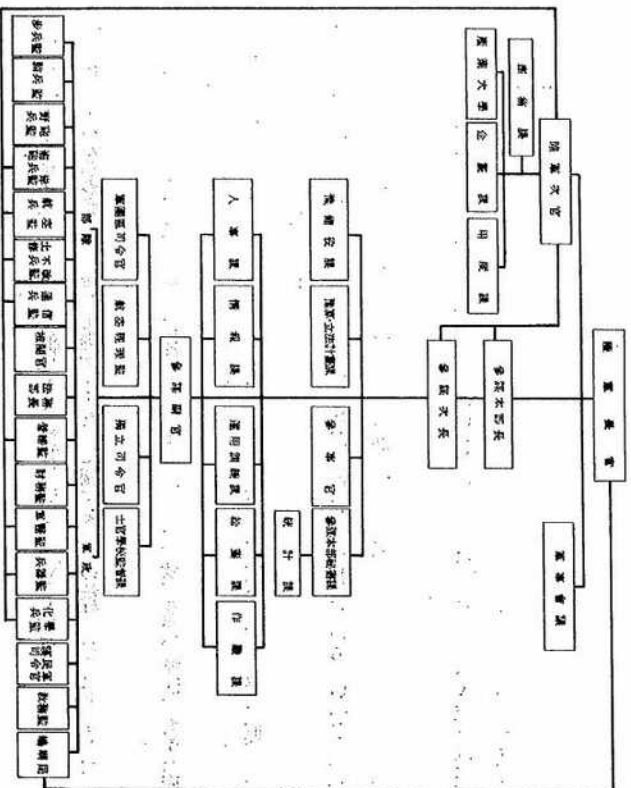
右の如き河川港灣改修工事計畫に對して直接調査研究する河川港灣土木工事評議會 (The Board of Engineers for Rivers and Harbors) は、常に水運の發達を顧慮して港灣河川交通に關する諸種の統計、報告を蒐集して、之を配布する。

(一〇) 陸軍省は、Philippine Island の行政全般即ち比島政治の指導、同島の財政、關稅、航海、商業及産業等の各部門に關して監督をなす。

(一一) 陸軍省は、ドミニコ共和国 (Dominican Republic) の關稅徵收及び同共和國公債元本支拂を直接監督するほか、パナマ運河の防衛、維持、經營の責任を有する。

(一二) 陸軍長官は、官有國內運河及び沿岸航路の經營並にそれが私營に移管されたるのちといへども、政府に最有利に經營さるべきことを目的として創設されたる國內水路開發會社 (Inland Water ways Corporation) の事業を監督する。

(一三) 可航水路流域内の土地にして、流水統制並に木材生産のために、必要なりと思量さるゝ森林或は伐採地の購入に對して、認可を與へる全國森林保存委員會 (The National Forests Reservation Commission) の議長は、陸軍長官を以て之に充てるものとする。



海軍省 (Department of the Navy)

創設及び権限

一七九八年四月三十日、海軍長官々房 (The Office of Secretary of the Navy) の始めて設立されるまでは、海軍の統制は、議會の海事委員會の管掌するところであり、また一時は陸軍長官が陸海軍を統帥したこともあつた。一八一五年二月七日、三名の委員より成る海軍評議會 (The Board of Navy Commissioners) を創設、一八四二年八月卅一日、之を廢止して、海軍造船局、軍需局等の五局を新設した。一八六二年七月五日再び之を改組して、今日見る如き海軍局 (Bureau of Yards and Docks) (航海局 (Bureau of Navigation)) (兵器局 (Bureau of Ordnance)) (建造局 (Bureau of Construction and Repair)) (機關局 (Bureau of Engineering)) (創立當初は Bureau of Steam Engineering) (用度會計局 (Bureau of Supplies and Accounts)) (創立當初は Bureau of Provisions and Clothing) (軍醫局 (Bureau of Medicine and Surgery)) を創設し、更にのち一九一五年三月三日、作戦部 (The Office of Chief of Naval Operations) (一九二二年七月十二日航空局 (Bureau of Aeronautics)) を創設した。そのほか現在の部局には海軍法務部 (Office of the Judge Advocate General) (海兵隊司令部 (Marine Corps Headquarters)) 等がある。

海軍省は、大統領の命ずる海軍事務を管掌、監督するものであるが、就中合衆國海軍の根本政策は、國家の諸政策並に商業を維持するともに、合衆國領土の保全を確保するに充分なる強力海軍を維持することである。

組織

各省の機構及び所管事務

言ふ迄もなく海軍省の事務は、海軍長官の統轄するところであるが、海軍長官を補佐するものとしてその下に、海軍次官 (The Assistant Secretary of the Navy)、作戦部長 (Chief of Naval Operations)、局長八名、海軍法務部長 (The Judge Advocate General of the Navy)、總評議會議長 (The Chairman of the General Board)、海軍現地諸官廳管理部長 (The Director of Shore Establishments)、豫算官 (The Budget Officer)、各司令官、合衆國海兵隊 (United States Marine Corps) がある。

所管事務概要

- (一) 海軍次官は、一切の海軍所屬官廳事務の統轄、豫算官の行ふ海軍省豫算作製の監督、其他長官の命令する事務を管掌する。
 - (二) 航空部長 (The Assistant Secretary for Aeronautics) は、海軍航空の監督並に航空事業に關係する其他の政府機關との協調連絡をなす。
 - (三) 書記官 (The Chief Clerk) は、海軍長官及び次官の庶務補佐官として海軍省書記及び一般事務、職員採用事務の監督に任ずるほか、海軍省郵務、豫算の臨時支出、印刷事務、長官々房記録文書の保存、公文書の受理、配付及び發送をなす。
 - (四) Guam 島、Samoa 島、其他合衆國所屬島嶼を監督する島嶼管理係がある。
- 作戦部長 (The Chief of Naval Operations)

- (一) 海軍長官の指揮を受けて、艦隊作戦並に戦時艦隊運用の準備、計畫。
- (二) 海軍情報部、練習艦隊部、通信、海兵團區、豫備艦船、燃料給與、海兵隊 (但し陸軍と協同する場合を除く) 並に海軍の指揮下に屬したる場合の海岸救済隊並に海軍演習其他の訓練、戰術、戰略に關する一切の事項は、すべて作戦部長の所管に屬する。
- (三) 戦時最大限の艦隊編成のために要する人員、資材を平素より準備し、且つ艦船の修理、舊艦廢棄のための命令を發して、之れを管掌するほか、本省諸部局に於ける一切の事務を戦時事務能率の向上のために必要なる如く、改編する。
- (四) 兵力、新艦の建造、設計、老朽艦の廢棄、海軍造船所、鎮守府、軍港の配分、能力及び防護に關し、また燃料補給所並に貯藏所、無線臺、信號所の配置、兵器廠其他艦隊に必要な補給品の貯藏、支給に關する事項に關して、海軍長官に意見を具中する。
- (五) 合衆國領の島嶼管理、對外關係等に關して意見を具中するとともに、右に關する一切の諜報は作戦部長事務室の手を経て、海軍長官に傳達されるものとする。
- (六) 海軍の統轄に關する諸法規、一般的諸命令、教範、操典、(但し航海局發行のものを除く) の起草、校訂。
- (七) 戦時艦隊運用計畫の樹立に當つて、作戦部長は自由に、海軍省内の他の部局並に海兵隊司令官と協議して、勸告助言を與へるほか、隨時艦隊を檢閲して、所要の要件を確認することを要する。
- (八) 作戦部長のもとには、秘書、中央、作戰計畫、艦船行動、情報、通信、艦船保存、海軍區管理、檢閲及び艦隊各省の機構及び所管事務

訓練の十課をおく。

- (九) 作戰部長の代行機關として、海軍長官は海軍現役將校中より作戰部長次長 (Assistant to the Chief of Naval Operations) を任命して、作戰部長の事務を代行せしめるほか、所屬各課の協調連絡を計らしめる。
- (十) 祕書課 (The Secretarial Division) は、機密に關する事項、海軍軍屬の身上に關する記録、海軍省書記の監督、用度、印刷及び郵便物の發送配付に關する事務を管掌する。
- (一) 中央課 (The Central Division) は、作戰部長に直屬する參謀を以て構成し、合衆國海軍の政策、編成、諸計畫、豫算、諸法規、海軍省刊行物に許可を與へ、また、各部局、諸官廳との連絡、國際問題、諸條約及び其他の課に屬せざる事項を管掌する、島嶼管理係は、本課のうちに包含さる。
- (二) 作戰計畫課 (The War Plans Division) は、基本的作戰計畫の準備、作戰計畫實施計畫、海軍大學との連絡を管掌し、且つ陸海軍合同評議會 (The Joint Army and Navy Board)、航空評議會 (Aeronautical Board) の一員となる。
- (三) 艦隊行動課 (The Ship Movement Division) は、海軍艦船並に航空機の行動を指揮し、且つ海軍計畫の實施、艦隊の編成準備をなす。其他海軍運輸事務、船舶院 (Shipping Board)、商船隊 (Merchant Marine) との連絡を管掌する。
- (四) 情報課 (The Intelligence Division) は、情報の蒐集、鑑別、頒布、檢閲をなすとともに、圖書室には、歴史的に貴重なる海軍關係の文獻を保存してゐる。更に同課は大公使館附海軍武官を所屬せしむるとともに、駐米大公使館附海軍武官との公式連絡機關となる。

- (五) 通信課 (The Communications Division) は、海軍部内に於ける迅速なる通信、連絡制度の整備、管理、運用、暗號符號の作製、機密文書の發送、選信省との連絡等を管掌する。
 - (六) 艦船保存課 (The Fleet Maintenance Division) は、艦船の修繕及び代艦並に建艦材料支給に關して、撥當部局との事務を調整し、且つ海軍造船廠に入渠すべき艦船の統制並に新造艦、代艦に關する勸告をなすとともに、戦時に於ける建艦材料調達計畫を準備する。
 - (七) 海軍區管理課 (The Naval Districts Division) は、海軍區の一般國防政策、編成に關する事項、海軍豫備隊の編成、管理、訓練、動員に關する事項、艦船の讓渡、賣却、貸借の監督及び私有船舶の調達に關する事項を管掌する。
 - (八) 監督課 (The Inspection Division) は、新建造艦及び航空機の性能檢査を監督するのみならず、海軍に所屬する一切の艦船を監督する。同課は合同商船評議會 (The Joint Merchant Vessel Board) の一員となる。
 - (九) 部隊訓練課 (The Fleet Training Division) は、海軍部隊の戰術、砲術、機關術、通信術の訓練統制、海軍戰時訓練機關並に化學兵器訓練機關の準備を管掌する。
- 航海局 (Bureau of Navigation)
- (一) 海軍長官の指揮を受けて、海軍現役士官、海軍豫備隊 (Naval Reserve) 及び豫備將校訓練團 (Reserve Officers Training Corps) の召集、教育、訓練及び配當を擔當する。但し軍醫部に所屬するものを除く。
 - (二) 艦船の機裝、保存、修繕、海洋及び湖沼水路調査、外國に於ける水路調査の蒐集、地圖海圖の發行、艦船及び航空機に對する水路測量並に氣象に關する通報、水先案内に關する事項を管掌する。

各省の機務及び所管事務

- (三) 海軍兵學校、同研究部、海軍大學、現役士官訓練學校、海軍氣象觀測所、水路部、の經營運用並に營繕に関する事項を管掌する。
 - (四) 海軍長官が、海軍及び海軍豫備隊の士官に對して、個別的に發する命令の傳達。
 - (五) 海軍徵募所に指示を與へ、且つ入除隊の監督、海兵隊を除く一切の海軍士官、兵の移動を管掌する。
 - (六) 海軍々人の現職記録を保存して、毎年海軍職員録を公刊する。
 - (七) 海軍服制、禮式、祭典に関する諸法規の作製、訂正及び實施、一般命令、及び法規の配布。
 - (八) 論功行賞に関する上申書を海軍長官に提出し、且つ軍功審議會の記録中、海軍所屬のもの並に成績に関する一切の文書は本局に提出される。
 - (九) 海兵隊を除く、海軍々人の福利、娯樂施設の監督。
- 航海局氣象觀測所 (Naval Observatory, Bureau of Navigation)
- (一) 一日二十四回即ち午前九時及び十一時、午後九時及び十一時を除いて二時間毎に時報を發して、全國の標準時間を確定し、航行船舶のクロノメーターの誤差を訂正せしめて、航行位置を知悉せしめる。此の時報は、言ふ迄もなく單に航行船舶に對してのみならず、正確なる時間を必要とする其他の研究調査機關に依つて利用されることをも目的とする。
 - (二) 海軍艦船及び航空機の利用する航海、航空氣象諸機關の經營、改良、維持、修繕に関する事項の管理。
 - (三) 天體の常時的觀測、アメリカ天文曆、航海曆の編纂並に天體圖改良に對する援助。

(四) 氣象觀測所航海係は、アメリカ天文曆、其他補助刊行物を刊行するほか、氣象觀測所は天文學に関する諸種の小冊子を發行する。

航海局水路部 (Hydrographic Office, Bureau of Navigation)

- (一) 外國領海及び公海に於ける水路調査、水路及び航海に関する諸種の通報、資料の蒐集、監査、海戦及び演習に必要な地圖、海圖の作製、水路圖、燈臺表の發行、合衆國所屬船舶のためにするラヂオ放送、諸外國水路部、及び在モナコ國際水路局 (The International Hydrographic Bureau, Monaco) 等との密接なる連絡をなす。
 - (二) 合衆國沿岸水路圖誌、海軍の特殊目的のためにする水路圖誌の作製、發行、並に航空保安のためにする定期速報の蒐集、調査。
 - (三) 全國科學アカデミー (National Academy of Sciences) と協同して、海洋學就中測海學の研究を指導し、海洋氣溫の調査を蒐集する。
- 兵器局 (Bureau of Ordnance)
- (一) 一切の攻撃的及び防禦的武器、並に兵器(砲、魚雷、爆彈、化學兵器等一切の兵器を含む)の設計製造、調達、保存、搬出及び效用に関する事項を管掌する。
 - (二) 海軍砲工廠 (Naval Gun Factories)、海軍兵器廠 (Naval Ordnance Plants)、海軍魚雷廠 (Naval Torpedo Stations)、海軍検査所 (Naval Proving Grounds)、海軍火藥廠 (Naval Powder Factories)、海軍彈藥貯藏所 (Naval Ammunition Depots)、海軍海岸火藥庫 (Naval Magazines on Shore)、海軍敷設水雷貯藏所 (Naval Mine Depots) 等の海軍兵器工各省の機構及び所管事務
- 四一

場、貯蔵所の維持、運賃、修理及び所要製造能力の維持に對する責任を負ふ。

機關局 (Bureau of Engineering)

- (一) 艦船の行動に必要な機關及び其他の設備の設計、建造、据付、修理、交換に關する事項、艦船用發電機、蓄電池、其他の配電設備、海陸の海軍ラヂオ設備の設計、製造、維持に關する事項を擔當する。
- (二) 艦隊の使用する燃料の監督、機關部消耗用品購入に對する勸告、用品品質の検査、海軍及び聯邦政府の購入する粘滑油年次契約の明細書作製等を管掌する。

(三) アナトニア海軍研究所 (The Naval Research Laboratory)、アナポリス海軍機關實驗所 (The Engineering Experiment Station)、ノイラデルフィア海軍汽機研究所 (The Naval Boiler Laboratory) の維持運営を統制し監督するほか、更に建造局、材料研究所 (The Material Laboratory)、ニューヨーク海軍船渠と協同して海軍に必要な装置及び材料の検査及び研究をなす。

(四) 機關局に直屬するものとして機關監督官室のほかに、兵器局、航空局、建造局との共同管理機關として海軍材料監督官室がある。機關監督官室附海軍技術將校及び海軍技師は、新建造船に設置すべき機關及び機關材料を明細書に從つて監督する。海軍材料監督官室 (海軍技術將校及び技師より成る) は、海軍の一切の建造物に使用する購入材料の監督にあたるが、海軍以外の聯邦政府の購入材料に對する監督も行ふ。また特に海上勤務材料監督官として、機關局は、右技術官を航海局勤務とすることがある。

航空局 (Bureau of Aeronautics)

(一) 航空局は、海軍長官の指揮を受けて、海軍及び海兵隊の航空機其他の設計、製造、試験、修理及び交換に關する事項を管掌する。但し他の部屬に關係あるものは之れを除く。

(二) 一切の航空に關する事項、運用、人事、材料に關して、夫々所管の各部局に對して勸告を行ふ。

建造局 (The Bureau of Construction and Repair)

(一) 本局は、海軍長官の指揮を受けて、航空船以外の海軍船舶の設計、構造強度、安全性、船體、小艇の詳細部の設計、建造、修理、附屬品の取附に關する事項を管掌する。

(二) 總評議會 (The General Board) の勸告する如き性能を有する新艦船の設計、豫算を他の部局と協議して作製し、右新艦の設計並に豫算見積の完成したる場合は、之れを海軍長官に提出する。此の場合更に詳細なる各部仕上設計に必要な物品に關する仕様書は、各所管部局をして作製せしめ、本局に於て更に検討して、直ちに海軍長官の許可を得るものとする。各部局より建造局に部分仕様書を提出する期間は、新建艦勸告後三ヶ月以内たることを要する。

(三) 艦船の救濟、乾船渠作業の監督、及び乾船渠、海岸鐵道の經營、清掃に關する事項、ガス攻撃防毒器具の設計、改良、調達に關する事項、實驗用開船渠、風洞、材料研究所、ニューヨーク海軍造船所 (機關局との共同管理) の維持經營に關する事項を管掌する。

港灣局 (Bureau of Yards and Docks)

(一) 乾船渠、海岸鐵道、道路、港灣工事、岸壁、突堤、荷揚場、泊船渠、浚渫作業、浮標、動力工場、燃料工場建設の如き公共事業の設計及び起工に關する事項、其他海軍及び海兵隊に使用する光熱、用水、電話、鐵道、橋梁、ラ

各省の機構及び所管事務

チオ塔の構築及び修理工事に關する事項を管掌する。此のために港灣局は、關係部局と協議して設計書及び工事費見積を作製する。

(二) 海軍船渠、軍港等海軍用地内に於ける交通運輸機關、機關車、車輛、トラック自動車、自轉車、馬匹、其他を管掌する。

(三) 一切の海軍營造物(但し兵器局所管營造物、病院、海軍兵學校を除く)の家具、什器の調整。なほ本局の事業は、一般に土木改修兵團(Corp. of Civil Engineers) 並に海軍公共土木事業の運用、起工を主要任務とする合衆國海軍の士官に依つて遂行されるものとする。

用度會計局(Bureau of Supplies and Accounts)

(一) 本局は、醫療用品及び海兵隊用品を除く一切の海軍官廳用品の購入、受領、格納、保存、運搬、交付に關する事項、並に之等物品に關する會計事務を管掌する。

(二) 海軍經理監(The Paymaster General of the Navy)は、海軍被服工場の事業及び經費を監督する。

(三) 貯藏品、被服、酒保貯藏品の搬出要求に對する監督、支給額の割當、部隊に對する支給品の配當勘定、割當表の作製、發行、並に各海軍工場に保存さるゝ超過貯藏品の配當をなし、而して倉庫整理に關しては港灣局に對し、また艦内貯藏所の整理、厨房の永久的設備に關しては建造局に對して、報告を與へる。

(四) 經理監は、使用に耐えざる船體、難破船、及び屑鐵の賣却を命令する。海軍の使用する石炭、石油及びガソリンの調達、航行艦船用飲料水の調達、並に輸送に必要な商船の借入、補給船、石炭船、油槽船の積載貨物の調達、積

荷、燃料工場の維持經營に關する事項を管掌する。

(五) 經理監は、海軍支出官(Navy Disbursing Officer)に割當てらるべき金額、また各部局の購入契約をなせる物品に對する支拂に關する事項を管掌する。

(六) 海軍々港、諸官廳をも含む海軍省所屬官廳の官有財産、金錢の保管並に艦船及び港灣より生ずる利益金の勘定及び檢査。

(七) 海軍に於て使用する貨物、燃料、被服の豫算、及び海軍士官の俸給豫算の作製

醫務局(Bureau of Medicine and Surgery)

(一) 海軍の保健維持、腸病者の治療並にその所管に屬する事項の記録、會計、物品の保存、軍醫、看護兵及び其他の職員の専門的教育を管掌する。

(二) 海軍病院、醫藥品貯藏所、醫學研究所、海軍々醫學校並に衛生隊員、齒科醫隊員、看護隊員、病院隊員の訓練、教育のために設置されたる諸學校の管理、統制に關する事項。

(三) 海軍の保健状態の監督、保健衛生問題に關する報告、新建造船の換氣、腸病者收容室の位置、其他海軍省所管の官廳建築物就中バラック、キャムプの如き一時的建築物の保健條件等に關する報告をなす。

被服、食料品、飲料水の補給、貯藏に關する事項に關する報告。即ち衛生學上最善の方法を講じて體位の向上を圖り、以て海陸部隊勤務の能率を増進せしめる。

(四) 海軍將校、兵、看護兵の體格檢査、病院隊員の採用、身體檢査の監督、醫務局所管の海軍病院、醫學研究所、各省の機構及び所管事務

海軍々醫學校勤務文官の管理、部隊所屬衛生部需品の準備、支給、貯蔵、輸送の統制管理。

海軍法務部 (Office of the Judge Advocate General of the Navy)

(一) 法務部長は、海軍省の法律に關する一切の事項を管掌するものであるが、就中次の事項はその主要なる任務である。

(二) 軍事裁判所、査問會、昇進審議會、特別士官任用試験委員會の審査に關する法律事項の改正、報告及び記録、右機關より發する諸命令の作製。

(三) 階級、席次、昇進、退職、並に軍事裁判訴訟手續の效力に關する一切の疑義を検討して、これを報告する。海軍監獄の監督、大赦、刑の執行に關する事項、普通裁判所との連絡、移讓。

(四) 議會に提出されたる海軍省關係の一切の法案及び決議を検討して、報告するとともに、これに關する諸通信を指導する。

(五) 國際法に關する諸問題の調査、海軍省使用の建造物の購入、命名、賣却讓渡、移管に關する事項。

海兵隊司令部 (Headquarters United States Marine Corps)

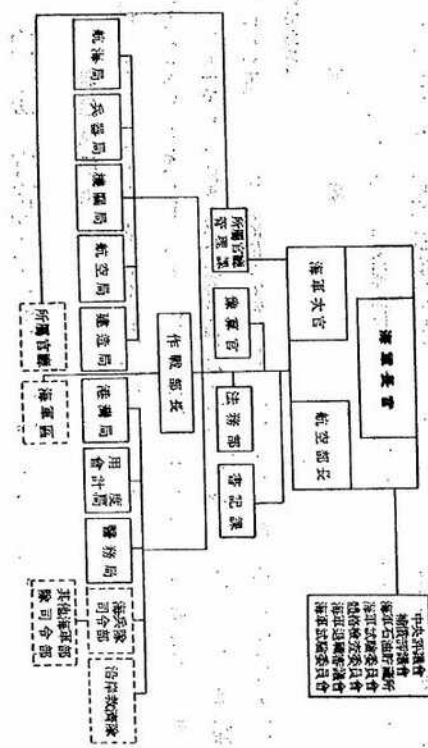
(一) 海兵隊司令官は、海軍長官の指揮下にあつて、海兵隊及海兵隊豫備隊の召集、除隊、教育、配屬を管掌する。司令官のもとに、三課を置き所管事務の遂行を遺憾ならしめる。

(二) 海兵隊司令官次長は、海兵隊員の徵集、刺賞、補充、輸送、並に海兵隊協會、海兵隊所在地の諸學校(但し陸軍諸學校を除く)に對する一般的監督をなす。

(三) 教育課長は、軍事情報、部隊の訓練、航海、資材に關する事項を管掌する。

(四) 副官兼監督官は海兵隊員の申請、軍事裁判所、査問會の諸要求の一般的監督並に歴史的文書、停退職、任命、昇進、試験等の監督に關する事項を管掌する。

(五) 支出官は一切の支出、即ち俸給、賞與、旅費其他の支拂に關する事務を監督する。用度課は海兵隊需品の購入、海兵隊兵營其他の建造物の建築、修理並に軍用自動車、軍馬の支給に關する事務を管掌する。



各省の機構及び所管事務

内務省(The Department of the Interior)

創設及権限

本省は、一八四九年三月三日、議會の協賛を得たる『内務省設置令』(“An Act to establish the Home Department”)に依つて創設せられたものである。但し其の名稱は右法令に現はれたる“Home”の語を捨て、“The Interior”を採つたが其の意味は勿論同一である。爾來幾多の法令及施行規則が本省の所管任務を或は追加し或は削除したが、其の権限及目的は大體に於いて當初上記の法令に依つて定められたるが如く『合衆國人民ノ國內的利益ノ促進ニ對スル責任』を負ふに在るのである。

組 織

内務長官(The Secretary of the Interior)は、主要補佐官として、次官(The Under Secretary)、第一事務部長(The First Assistant Secretary)及第二事務部長の三者を有して居る。次官は全省に對する一般的監督の任に當り、第一事務部長は『公有土地局』(“The General Land Office”)、『開墾局』(“The Bureau of Reclamation”)、『地質調査局』(“The Geological Survey”)、『鑛山局』(“The Bureau of Mines”)、『放牧地域部』(“The Division of Grazing”)及『合衆國地名評議會』(“The United States Board of Geographic Names”)の七部局を管掌し、第二事務部長は、『インド人事務局』(“The Office of Indian Affairs”)、『教育局』(“The Office of Education”)、『國立公園事務局』(“The Office of the National Park Service”)、『慈善施設局』(“The Office of Eleemosynary Institutions”)及『屬領及屬地部』(“Division of Territories and

Island Possessions”)の六部局を主管して居る。

内務省事務の本體は上記の二部分に大別せられて居るが、本省の行政的一般事務は、長官に直屬する庶務參與官(The Administrative Assistant)の下に法務課(Office of Solicitor)、『書記課(Office of the Chief Clerk)』、『調査部(Division of Investigation)』、『情報課(Office of Information)』、『軍需礦物救濟委員會(War Minerals Relief Commission)』、『映畫部(Division of Motion Pictures)』、『展覽會監督課(Supervision of Exhibits)』、『石油保存課(The Petroleum Conservation Division)』の七課を含む、謂はゞ長官官房の如き一部に依つて執行せられて居る。

内務長官直屬の機關としては、此の外、參與官(The Personal Assistant)及長官附特別法律顧問(The Special Counsel to the Secretary)があつて事務及政策の樞機に參畫して居る。

『石油保存課』(“The Petroleum Conservation Division”)は、一九三六年三月十四日以後、『外局』たりし従来の『石油工業管理課』(“The Petroleum Conservation Division”)を省内の一課としたものである。『聯邦臨時公共土木事業管理課』(“The Federal Emergency Administration of Public Works”)は、特別な法令に依つて設置せられたる獨立の機關であつて、内務省固有の部局ではないが、内務長官が總裁(The Administrator)と爲つて居るところよりして、之を本省の外局と稱するを妨げない。

以上、本省の内外部局の系統を圖表とすれば別表の如くである。

注意—部局及職員の名稱に對する譯語は其の意味に従ひ必しも文字に拘泥しないものである。

所管事務概要

各省の機構及び所管事務

法務課(長、Solicitor)

- (一) 省内の法律的事項——課長は本省の主任法務官として、各部局の決定に基因する訴願を考慮し、口頭陳情を聴取し、又省の諸決定を起草する。
- (二) 訴訟及法律的意见——法務課長はコロンビア區(The District of Columbia)内の裁判所に於いて内務長官に對して提起せらるゝ訴訟の防禦を監督し、並に長官及各部長の承認を得べき意見を提出する。
- (三) 省内命令の検査——課長は長官及各部長の署名を要する一切の法律的事項を検査する。

書記課(長、The Chief Clerk)

- (一) 行政的事項の監督——書記課長は省内の書記及其他の使用人を監督し、一般的規則を執行し、並に本省の占有する諸建築物を管理監督する。

- (二) 經費支出の監督——書記課長は、又會計官(The Budget Officer)として、印刷、製本、臨時費及其他の省經費の支出を管掌する外、各種の契約並にセント・エリザベス病院、フリードマンズ病院、ハーワード大學、コロンビア瘡癩院に關する諸般の通信を含む無數の行政的事務を執行し、アラスカ、布哇及ヴァーヂン島に於ける合衆國支出官吏の會計を取扱ひ、並に、大藏省支出課(The Division of Disbursements, Treasury Department)及聯邦會計検査院(The General Account Office)と本省との間の聯絡に當る。

調査部(長、Director)

- (一) 省内調査——調査部長は、法律違反、事務渋滞の非難、會計及人事に關する調査を指導する。

- (二) 石油事業取締規則の實施——一九三五年二月二十二日法令(謂はゆる“The Connally Act”)に基づく油業規則の施行に關する調査。

- (三) 公共土木事業管理部長(内務長官の兼任)の裁可したる一切の資金支出に關する調査。

情報課(長、Director)

- (一) 本課は本省の一切の事務に關する報道を起草頒布し、並に本省の各部局より發する凡ての公式報道に對する手形交換所の役割を演ずるものである。

軍需補助救濟委員會(長、Commissioner)

- (一) 本委員會は、世界大戰中マンガニーズ、クローム、バイリテイーズ又はタンダステン(タンタル)の生産若しくは生産準備の爲めに蒙りたる損害に對する一九一九年三月二日軍需補助救濟法(The War Materials Relief Act)に對し一九二九年二月十三日修正の下にコロムビア區最高法院の下したる従前の賠償交付又は拒否の判決を再検討して、其の決定を内務長官の裁決に附する。

映畫部(長、Chief)

- (一) 本部は、省各部局の活動に關する映畫を複製配給する。フィルムは、各學校、教會、天然資源保存團キヤムプ(The Civitan Conservation Corps Camps)及其他の非興行的團體及組織の使用に供せらるゝものである。同部は右の外、公開及展覽の目的の爲めの寫眞の擴大圖を作成する。

展覽會監督課(長、Supervisor)

各省の機構及び所管事務

(一) 本課は、全國、州及國際的博覽會、學會其他に關聯して本省の各部課より出品する材料の準備、陳列及監督に當り、並に此等の會に於ける本省の展覽物に對する必要な措置を講ずる。
第一事務部長の監督下に在るもの

公有土地局(長、Commissioner)

(一) 公有土地の一般的管理——本局は公有土地及其の中に埋藏する礦物の調査、管理及處分を監督する。

(二) 土地測量——本局は測量部を設けて、公有土地の測量及再測量の實施、地圖及測量記録の作成及保存、並に合衆國礦物調査官(U. S. Mineral Surveyors)の作成したる礦物分布圖及礦物調査の鑑査を行ふ。

(三) 公有土地に關する請願の裁決——本局は、石炭、石油及瓦斯試掘許可及鑛區貸與等を含みて、凡て無數の公有土地法の下に提出せらるる請願を裁決し又公有地を通過する鐵道及道路建設を許可する。

(四) 土地特許狀の發行及記録。

(五) 國有森林内に於ける公有地法の施行——本局は、國有森林内の凡ての公有土地の測量、試掘、賃貸、拂下、名義書替、特許等に關する一切の法律を施行する。

(六) 地方公有土地事項——合衆國西部及アラスカに於ける二十五箇所の地方土地局(Land District Offices)を主管し、公有土地登録の申請を受理し、裁決を與へ、土地幕帳及地圖記録を保管し、且つ報道を與ふる。

本局は合衆國の建設に於て一箇の缺くべからざる役割を勤めたものである。一七八七年(獨立後十一年)に公有土地制度が確定して以來、政府は十八億三千五百萬エーカーの土地を所有したが、中一億八千萬エーカーを除いて悉く之

を拂下げ又は貸付けて居る。拂下は大抵、自用住宅所有者に對して爲されたが、其の價格の極めて低廉であつたことは幾百萬のヨーロッパ人を新大陸に牽き寄せて一種の社會革命を現出せしめた。恐らくそれは、合衆國政府が此の國のあらゆる社會的並に政治的施設を確立する上に於て寄與した最大の奉仕であつたと稱せられて居る。

開墾局(長、Commissioner)

(一) 灌溉計畫の管理——計畫の樹立、設計の作成及實施、並に動力開發を含む一切の灌溉計畫の調査の指導。

(二) 開墾資金の運用——開墾法(Reclamation Law)に依つて供給せらるる資金の運用を指揮する。

(三) 灌溉されたる土地の監督——既に灌溉せられたる土地の移住及改良、並に灌溉者より政府に納入すべき金額の償還を監督する。

(四) ボールダー河堰堤(The Boulder Dam)及コロラド河盆地——前者の建設(フーヴァー大統領時代に起工したる故、フーヴァーダムとも稱す)及後者の開發。

(五) グランドクーリー發電所堰堤及コロムビア河盆地——此の兩者の建設の監督。“Grand Coulee Power Dam”は、約一、二〇〇、〇〇〇エーカーの地域の灌溉計畫に對する第一期工事である。

本局は既往に於いて灌溉及排水に依り合衆國の可耕地面積に數百萬エーカーを加へ、其の上に居住する人口三百萬を超え、其處より生ずる國富は年額二億弗を下らないと稱せられて居る。

鑛山局(長、Director)

本局は元來一九一〇年の法令に依つて内務省内に設置せられたるものであるが、一九二五年中一度商務省(The States)の機構及び所管事務

Department of Commerce)に移管せられ、七年の後一九三四年中再び本省に歸屬した。

- (一) 鑛山事故の原因の調査、其の豫防手段の考究、鑛山従業者に對する保安方法、事故豫防、非常救助及回復作業等の教育。鑛山事故の數及原因に關する報道の蒐集。
- (二) 鑛業に於ける健康障害及其の治療方法の研究推薦。
- (三) 鑛業の多年の経験より得られたる報道の蒐集、整理及配布の目的を以てする鑛山、工場及精煉場の技術的監督。
- (四) 石油及天然瓦斯を含む鑛物の採取、製造及利用の改善を目的とする現場及研究所に於ける特別調査。
- (五) 鑛業統計の作成及其の經濟的分析。
- (六) 鑛産物の販路擴大を目的とする分配及市場の問題の研究。
- (七) 政府買上燃料の検査、陸海軍航空隊用ヘリウム瓦斯(生産工場)の經營、ヘリウム瓦斯生産方法及新生産源泉の研究調査。
- (八) 戰時に於ける一切の爆發物及其の合成物の製造、配給、貯藏、使用若くは所有に對する免許狀の下附。

地質調査局(長、Director)

- (一) 土地の地質的分類、公有地の分類、地質的構造、鑛物資源、鑛産物の検査。
- (二) 地質學的調査——合衆國及アラソカの地質調査、即ち岩石の埋藏鑛物の分布、構造、組織、歴史、相互關係及利用等の調査、並に地質學報告及地圖の發行。
- (三) 局所地勢詳細圖(Topographic Maps)の作成——此の事業が合衆國に於いて開始せられてより既に百餘年を経過して居るが、其の完成したる部分は未だ全土の半にも達して居ない。

(四) 水利調査——合衆國に於ける水の供給につき、其の性質、分布、鑛物的性質、可用量及利用方法を調査し、公共の用途に供する水力電氣の生産を研究する。

(五) 公有土地の鑛物資源其の他の價値の検査。

(六) 石油、瓦斯及探鑛事業の監督——公有土地に於て各種の鑛業土地貸與法(Mineral Leasing Laws)の適用を受くる試験許可及土地貸與に含まる、石油、瓦斯及探鑛事業を監督する。

放牧地域部(長、Director)

- (一) 放牧地域の管理——一九三四年六月二十八日のテラー放牧法(The Taylor Grazing Act of June 28, 1934)に依つて指定せられたる放牧地域(Grazing Districts)の管理。
- (二) 農耕地及放牧地の分類——各種の土地法の要求する農耕地及放牧地の分類。

合衆國地名評議會(長、Executive Secretary)

合衆國の地理的名稱を調査研究する。但し此は獨立の一評議會であつて正確に内務省内の一部課ではなく、唯だ其の事業が便宜上第一事務部長の管轄に委ねられて居るものである事は、其の名稱よりして察せられる。

第二事務部長の監督下に在るもの

インド人事務局(長、Commissioner)

最近(一九三〇年)の統計に據ればアメリカン・インディアンの人口は、男二七〇、三五〇、女一六二、〇四七、合各省の機構及び所管事務

計三三二、三九七人、其の所有する富は十億弗以上と稱せられて居るが、本局は、此等インド人に關する直接又は間接の事項を管理し、彼等に、及ぶ限りの保護を與へて政治的にも經濟的にも責任能力ある市民に養成することを任務とするものである。

(一) 部落的竝に個人的經濟の援助
(二) 教育——官公立の寄宿制又は通學制の學校(但し高等教育は、教育局の所管)、其他の施設。現在は約二萬人の學生を教育して居る。

(三) 衛生——特にインド人收容の爲めに政府は全國に七十八箇所の病院を經營して居る。

(四) インド人所有土地の管理——土地の取得、整理、部落別登録、土地賣買の監督、森林の管理、防火、牧畜、灌漑に關する一切の事項。耕地單位に依る建物の築造及保存、インド人地域に於ける道路及橋梁等の建設維持。

(五) 失業救済

(六) 「インド人美術工藝審査會」(The Indian Arts and Crafts Board)——第七十四議會公共法(Public Law)第三三五號に依り本局内に設けられたもので、インド人の生産に係る商品の規格を定め、其の純正及品質に對する政府證印制度を實行せんが爲めに設立せられたるものである。

教育局(長、Commissioner)

聯邦たる團體上、公衆教育は主として各州の職能となつて居るので、中央政府に於ける本局は、殆んど純然たる調査機關である。

(一) 世界の教育情況に關する報道の蒐集——教育に關する調査を指導し、合衆國及諸外國の教育資料を蒐集配布する。

(二) 地方教育團體との協力——州、郡及其他の地方教育當局に教育上の管理及改善に關する勸告を與へ、要求に應じて個別的調査を行ふ。

(三) 職業教育——各州と協力してあらゆる所要の情報を蒐集しつゝ、農業、工業の家庭經濟、竝に商業教育を含む一切の職業教育の獎勵に關する諸法令を管理運用する。

職業教育局は、元來、一九一七年二月二十三日の法令に依り、「聯邦職業教育評議會」(The Federal Board for Vocational Education)といふ獨立の一部局として設立せられたが、一九三三年六月十日の行政命令を以て内務省の所屬となり、同年十月十日其の權限は教育局長に移されたものであり、別に一名の「Assistant Commissioner」が任命せられて其の事務を主管して居る。

(四) 不具癱疾者に對する授職救済——不具癱疾者の授職救済の獎勵に關する諸法令を運用し、彼等の訓練及適當有利なる授職に關する研究調査を行ふ。又、社會保障令(The Social Security Act)——一九三五年八月十四日議會を通過したるものにして、其の目的は、聯邦養老手當金制度を設け、竝に各州をして老齡者、盲者、貧窮及不具兒童、母性及幼兒の保護、公共保健及各失業救済法の運用に對して一層多くの設備を可能ならしむることに依りて、一般の福祉を助長するに在る)の下に、此の事業を諸州及布哇に於いて擴張せんが爲め追加經費が計上せられた。

(五) 聯邦政府の補助を受くる職業教育の調査及一般監督——諸州が聯邦補助金を適當に使用しつゝありや否やの調査各省の機構及び所管事務

査、州の計畫の當否の検査、公私の施設との協力、此の事業に於て、地方當局者を援助せんが爲めの資料及報告の蒐集等、當初『聯邦職業教育評議會』に屬したる任務の遂行。

(六) 教育に關する資料の公刊——無數の文書並に特殊報告を公刊して、全國の學校に配布する。

(七) 土地下附に依る専門學校(Land grant colleges)——一八六二年の土地下附令(Land grant act)に依り、各州に主として農業及工業の教育を青年に與へんが爲め、同州選出上院議員及下院議員各一名に付三萬エーカーの割合にて聯邦所有土地を各州に下附して、少くとも一校を建設せしめたるより生じたる名稱。亦『農工業専門學校』若しくは『農工業大學』の名を以て呼ばれて居るに對する交付金の管理。

(八) ハワード大學(The Howard University)——有色人青年の爲めの大學の監督——毎年一回同大學を検査して其の狀況を議會に報告する。

慈善施設局(事務部長直轄)

(一) 聖エリザベス病院(長、Superintendent)

主として軍人の精神病患者の療養、陸海軍の各軍醫學校、チローチ・ウォシントン、デローチタウン及ハワード各大學、並に海軍及在郷軍人院(The Veterans Administration)より派遣せらるる醫官等に對する精神病の講義、看護婦養成、精神病及之と關係ある事項に關する資料の配給。

(二) フリードメン病院(長、Surgeon-in-Chief)

コロムビア區(District of Columbia)の住民其他に對する治療病院。但し有料患者も若干は收容する。

(三) ハワード大學(長、President)——インド人及黒人青年の爲めの大學で、國庫よりの交付金と私人の寄附金とに依つて維持せられる。

(四) コロンビア瘡癩院(長、President)——コロムビア區の學齡瘡癩兒童全部及各州及屬領よりの兒童にして授業料納付の能力無き者の教育。但し有料生徒の授業料は年額六百弗である。

國立公園事務局(長、Director)

(一) 國立公園、國民的記念物及之に關係ある保存物並に公共建築物の監督——國立公園八、國立歴史公園一、國民的記念物六八、國立軍事公園一一、國立墓地一一、古戰場一〇、雜記念物四、記念工事八、コロムビア區内の全公園、及同區内外の若干の公共建築物の監督。

(二) 公園、記念物及其他の保存物の保存及利用——此等の地域を永久に保存し、又遊客の利益及享樂の爲めに最大限度に之を利用することを目的とする方策の樹立及保護作業の指導。

(三) 教育的奉仕——本局管轄の下に在る地域と關聯して、自然科學、歴史及考古學に於ける公衆教育の指導。

(四) 國立公園及記念物制度に關する報道——此等の地域の風景、歴史及科學上の特徴に關する報道を公衆に頒布して國立公園及記念物制度の全部に對する教育的プログラムの指導。

(五) 公園造營の監督——公園其他の管轄地域に於ける造營に對し、衛生設備をも含む技術的、建築學的並に風致的眼點よりの監督。

(六) 公園道路の維持——所管地域内の一切の道路の維持並に小道路の建設。風致を保存せんが爲め凡ての大道路建設各省の機務及び所管事務

設に關して道路局 (Bureau of Public Roads) と協力する。

- (七) 公園授職事業——臨時救済保存事業部 (Emergency Conservation Work——謂はゆる『ニュー・デイル』の一部分である政府失業救済事業) の計畫に參與し、國立公園、國民的記念物、國立軍事公園及遊覽地域に於ける人員を維持監督し、竝に州、郡及都市區域に於ける娯樂遊覽の發展に従事せる『土木事業助成部キャンプ』(『Working Progress Administration Camps』——土木事業を活潑ならしめて失業救済を緩和せんことを目的として一九三五年八月創立せられたる政府部局。之に使用せらるゝ労働者等の收容所がキャンプである) の監督。
- (八) 州との協力——娯樂遊覽に關する報道の蒐集及地域の分類について州及地方の計畫當局との協力。『人口再分配事務部』(『Resettlement Administration』) の買上げたる娯樂地の開發の監督。其他凡て聯邦土地に關聯する娯樂遊覽施設の主要顧問機關としての機能。

- (九) 『國立公園、史蹟、建築物及記念物評議會』(『Advisory Board on National Parks, Historic Sites, Buildings and Monuments』)——一九三六年二月内務長官に依つて任命せられたる委員會で、國立公園等に關する一切の事項、竝に、『國民的意義を有する史蹟、建築物及古物の保存』を目的とする一法令たる、第七十四議會公共決議 (『The Public Resolution』) 第二九二號の運用に關して意見を提出するものである。

(10) 公園地域の選定——新に國立公園として提議せられたる地域の検査。

- (11) 國立首都公園計畫委員會との協力——同委員會 (National Capital Park and Planning Commission) は、一九二六年四月三十日の法令を以て設立せられ、首都の内外に於ける公園、遊歩道、運動場の適當なる體系を定め、森林及自

然の風致を保存し、竝にコロムビア區及其附近の秩序的都市及田園計畫を作成することを目的とするものである。本局は局長(同委員會の一員にして執行官である)を通じて之に參與して居る。

屬領及屬島部 (長、Director)

本部は、夫れ夫れの知事 (Governors) を通して、布哇、アラスカ、ベルト・リコ、及ヴァーヂン島の文治を支配する。之に關する特殊の機關は左の如くである。

- (一) ベルト・リコ救済公債係 (Puerto Rico Relief Loan Section)——従前の『ベルト・リコ風害救済委員會』が一九三五年六月三日、第七十四議會公共決議第二三號に依つて廢止せられた後を承けて、同年八月内務長官の行政命令に依り設立せられ、前者の職能、使用人、記録、備品、財産及未支出經費の一切を引繼いだものである。目的は委員會のそれと全然同一であつて、ベルト・リコの農業振興、特に珈琲、コ、ナットの栽培、食用作物の培養を援助すること、竝に一九二八年九月十三日—十四日の風害の救済を延長することに在る。

- (二) ベルト・リコ復興部 (Puerto Rico Reconstruction Administration)——一九三五年臨時救済經費支出法 (Emergency Relief Appropriation Act) の下に發せられた同年五月二十八日實施命令第七〇五七號に依り、大統領が内務省内に設立したもの。同島に於ける救済及事業救済、竝に就職増加に對する計畫を實施監督することを任務とする。

- (三) アラスカ鐵道監理課——一九一四年議會の協賛を得、内務省の監督の下に工事を進められ、一九二三年中に營業を開始したる國有アラスカ鐵道の管理、經營及維持を任務とするもの。

- (四) アラスカ道路委員會——アラスカに於ける道路、軌道、渡船場、橋梁等の建設、修理及維持を任務とするもの。

各省の機構及び所管事務

(五) ヴァージン島會社 (Virgin Islands Company) — 同島民の社會的竝に經濟的振興に對する廣汎なる計畫を實行せんが爲めに設立せられたる政府の一機關である。同會社の主要なる機能は、甘蔗栽培の爲めの荒地復興、ラム酒の生産、其の他凡てヴァージン島住民の利益に資すべき事業を行ふに在る。

石油保存課 (長官直屬 — 圖表参照)

國民産業復興法 (Public Law 485) 第九條 (C) が一九三五年一月七日失効すると共に、先に同法の下に一箇の聯邦的機關として設立せられ石油に關する法令の運用を任とし來つた石油管理部の任務は、同年二月二十二日議會を通過したるコナリー法 (The Connally Law) に基き内務省に移管され、内務長官は "Administrator" として、同管理部の當初の目的たる合衆國石油資源の保全、竝に生産及消費需要の均衡と、浪費的にして不正なる競争の排除とに依る石油工業堅實化の責任に當る外、コナリー法に依り州法に違反して生産せられたる不法石油及其の生産物の州際取引を監視することとなつたが、前述の如く一九三六年三月十四日以後長官直屬の一課とせられて、今日に至る。

石油保存課の事務は左の如くである。

- (一) 石油法竝に國民産業復興法中石油に關する各規定の運用に含まる、一切の事項、(石油の州際及外國取引竝に州法に規定する超過生産の禁止) につき總裁を補佐することを任務とする。
- (二) 石油、ガスの保存に關する訴訟に就て勸告をなし、州際石油契約委員會との契約當事者となり、また石油を産出せる諸州當局と協同して、石油、ガス保存規定の實施を研究する。
- (三) 聯邦供託局第一號 (The Federal Tender Board No. 1) — コナリー法に依り東部テキサスに設立せられたるもの

で、同州より州際商業又は對外貿易の爲めに移動する石油の出庫證明書を申請に基きて發行することを掌る) を監督して、同局より定期報告を提出せしめる。

(四) 聯邦石油検査局第一號 (The Federal Petroleum Agency No. 1) — (三) と同時に設立せられたるもので、前者に提出せらるゝ申請の検査を任とする) を監督して、同局より定期報告を提出せしめる。

外 局

聯邦臨時公共土木事業管理部

本管理部は、一九三三年、國民産業復興法 (Public Law 485) 第一章に基き大統領に依つて設立せられ、一九三五年の臨時救濟經費制當法 (Emergency Relief Appropriation Act) に依りて一九三七年六月三十日まで延長せられた。

本管理部は、有益なる公共土木事業の建設と、公共土木事業の領域に於ける長期且つ大規模の計畫とに依りて失業の緩和を計ることを主たる目的とするものである。

本管理部は、一九三三年七月八日の公共事業計畫の管理官として大統領に依り任命せられたる總裁 (Administrator) (内務長官の兼任) の下に、左の諸部局を以て組織せられて居る。

- (一) 州駐在監察官 (State Directors) — 臨時公共土木事業管理部を代表して全國各州に駐在する者
- (二) 勞働審査局 (The Labor Board of Review) — 公共事業の契約、竝に契約の存続中に於ける根本的經濟事情の變動より生ずる一切の勞働問題の審査に當るもの
- (三) 住宅課 (The Housing Division)

各省の機構及び所管事務

司法部 (Department of Justice)

創設及び権限

司法部は一八七〇年三月廿二日創立されたが、それ以前に於ては、Attorney General は、單に閣員であつて、所謂『司法省長官』ではなかつた。

司法部の主要目的は、聯邦法律施行に關する處置を請じ、聯邦訴訟事件に關する法律顧問となり、且つ各省の規定を作製することである。即ち此の目的のために、司法部は、合衆國の關與する一切の大審院訴訟の指導、全國刑務所の監督、聯邦法律の違犯事件の調査、捜索を行ふ。司法長官 (Attorney General) は、大統領及び他の各省長官に對する訴訟に對して、政府側の代理人となり、また重要な訴訟に際しては、自から聯邦大審院に出席する。更に司法長官 (檢察總長) は、合衆國地方檢察 (The United States District Attorneys) 及び裁判所執行官の事務を監督する。

組織

司法長官たる檢察總長のもとに、補佐官として法務部長 (Solicitor General) 長官補佐官 (The Assistant to the Attorney General) 各一名、部長 (The Assistant Attorneys General) 六名、補助法務官 (Assistant Solicitor General) 一名、調査課長一名、刑罰課長 (The Director of Prisons) 戦争保險訴訟課長 (The Director of War Risk Liferation) 庶務課長 (The Administrative Assistant to the Attorney General) 租税及び科料監督課長 (The Administrator of Taxes and Penalties) 等がある。

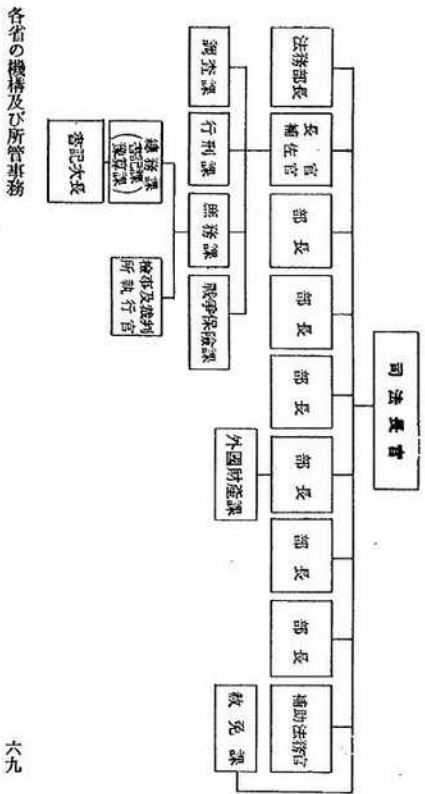
所管事務概要

- (一) 司法長官 (檢察總長) は、聯邦政府の首席法務官として、法律事項に關して合衆國を代表し、且つ必要に應じては、大統領並に各省長官に對して勸告を與へ或は意見を具申する。また合衆國大審院に提起されたる重要な訴訟事件に就ては政府の代理人となり、法務部長をして之に關する特別なる事務を管掌せしめ、また裁判に列席せしめる。
- (二) 法務部長は、司法長官の命令を受けて、全國の裁判所に於て繫争中に屬する訴訟事件にして、國が利害關係を有する場合には、之を指導し、且つ辯論をなす。或は必要なるときは、政府側を代表して、直接州其他の裁判所に出席して、聯邦法務官を指導監督する。法務部長は、聯邦控訴院に提起されたる一切の訴訟に對して許可を與へる。
- (三) 長官補佐官は、本省の主要なる一切の部局並に合衆國檢察、執行官を監督する任務を有し、補佐官×房 (The Office of the Assistant to the Attorney General) は、本省及び現地官廳職員の任命及び俸給 (但し法律に規定されざるものに限る)、昇進、退官に關する許可を管掌する。
- (四) 六部長のうち一名は、所謂 Sherman トラスト禁止法の規定に依り、提起されたる一切の訴訟事件を管掌するものである。その他は聯邦商事委員會法、家畜貯藏所法、ラヂオ法、證券法、米穀先物取引法、勞働問題 (但し鐵道勞働法を除く) に關する一般事務、並に州際商業委員會の命令に對する異議の申立、其他州際商業に關する一般事務を管掌する。
- (五) 租税 (關税を除く) 訴訟部長は、租税に關する民事訴訟及びその控訴、租税訴訟評議會の訴訟に關する辯論及び調書に關する事務、租税支拂命令の執行、租税に關する刑事訴訟の手續、其他の一般事務を管掌する。
- (六) 政府訴訟部長は、聯邦政府が原告或は被告となる訴訟事件の一般事務、特許權、著作權、戰爭により發生すべき訴訟、破産、國立銀行法に基く民事訴訟、海事審判、外國人の財産に關する訴訟を管掌する。

各省の機構及び所管事務

- (七) 公地訴訟部長は、土地收用の宣告、土地所有權、森林保存、埋立竝に灌漑計畫、自然資源の保存、プエブロ土地評議會、屬領に關する事項、一九三五年公企業法に依る訴訟等に關する事務を管掌する。
- (八) 刑事訴訟部長は、刑事訴訟、大陪審、家宅搜索令狀、旅券、逃亡犯罪人引渡等に關する事務、竝に公海に於ける犯罪、國立銀行法、歸化法の規定に基づく犯罪、地方檢察事の監督事務を管掌する。
- (九) 關稅訴訟部長は、輸入の鑑定及び等級分類に關して政府の利益を保護する責任を有する。
- (一〇) 法務部次長(The Assistant Solicitor General)は、司法長官に對して諸種の意見を提出し、或は意見の檢閲及び訂正をなすとともに、省令の形式、法文に關して檢閲を加へ、また政府に對する請求裁判の調停、竝に法務部長の指揮を受けて政府の訴訟代理者となる。
- (一一) 聯邦調査課(The Federal Bureau of Investigation)は、貨幣偽造及び麻醉劑、其他司法省の所管に屬せざる事項を除く一切の聯邦法違反の調査を行ふ。
- (一二) 行刑課長は、聯邦の刑務所、受刑者、其他刑の執行猶豫に關する事項に就て、監督をなす。
- (一三) 赦免課長(The Pardon Attorney)は、赦免令の適用に關して、調査、勸考し、適當なる勸告を行ふことを任務とする。
- (一四) 庶務課長は、長官補佐官の監督を受けて、省内の一切の庶務、組織に關する事務を管掌するほか、合衆國檢察、裁判所執行官及び其他の現業職員に關する人事を管掌する。
- (一五) 戰爭危險保險訴訟課長は、長官補佐官の指揮監督を受けて、戰爭危險保險及び世界大戰廢兵法竝にその血縁規定に關する一切の事項を管掌する。

- (一六) 租稅及び科料監督課長は、内國稅の査定、破産訴訟の調停、科料免除請願等の監督事務を管掌する。
- (一七) 書記課長(Chief Clerk)は、司法省書記に本省服務規定の實施を監督するとともに、本省建造物の管理、全國裁判所の敷地計畫をなす。書記課長は、本省臨時經費の支出を監督し、且つ本省の購入官吏となる。圖書室、用度係、印刷係、記録係、電信電話室、衛生局等も同課長の監督下にある。
- (一八) 總務課(The Office of General Agent)は庶務課長のもとにあつて、豫算、會計及び會計檢査に關する事務を管掌する。



各省の機構及び所管事務

農務省 (Department of Agriculture)

創設及び権限

一八六二年五月十五日創設當初より一八八九年二月九日に到るまでは、Commissioner of Agriculture の管轄下に屬したたのであるが、此の日より同省の権限を擴大するとともに新に Secretary of Agriculture を以て長官とするに至つた。

創設當初の農務省は、單に農業に關する必要な情報を蒐集頒布することを任務としたが、今日では、かゝる情報に關する事項のみならず、農業の調査研究、普及宣傳事業に關する事項をも管掌してゐる。即ち動植物の疾病、ペストの防止、作物、家畜の改良、氣象通報、作物報告、インディアン保護、森林保安、國道建設工事に對する協同等をその恒常的所管事務とする。更に同省は、復興及び緊急的處置に對しても、重要な役割を演じつゝあることは周知の通りであるが、就中農民購買力の増大、其他の農村救済を目的として臨時機關として設置されたる農事調整局 (The Agricultural Adjustment Administration) が、直接農務長官に下屬するほか、直接本省に所屬せざるものと雖も、公共事業局 (Public Works Administration) の豫算は、本省の國道構築事業と直接關聯し、農村復興計畫に於ては聯邦緊急救済局 (F. E. R. A.) と協同し、またテネシー溪谷局 (T. V. A.)、内務省所屬の生活農場局 (Subsistence Homesteads Division)、農場信用局 (Farm Credit Administration) 等と協同する。

優良なる作物、家畜を最低の費用を以て生産するのみならず、更に能率的に販賣する方法に關して、農務省が行ふ

調査は、單に農民を援助するのみならず、國民全體即ち生産者及び消費者双方にとつて價値あることである。

聯邦食料品監督事業は、食料品生産物の詰込、包装工場の清潔、衛生状態を確保するほか、食料品の安全、動物疾病の防止等は公共保健の立場より行はれるものとする。家庭經濟局 (The Bureau of Home Economics) は、營養、衣服其他家計に必要な報告を取扱ふ。食品及び藥品法、輸入牛乳法、劇毒物法、茶輸入法等一聯の法律は、農務省をして有害、不純食品を禁止し且つその取締の事務を擔當せしめてゐる。其他一般公衆の福利を目的とする事業は、前述の如く多岐多端であるが、就中本省豫算中最大の割合を占むるものは一九三三年度經常豫算に於ては七十二億道路事業である。

組織

本省長官 (Secretary) のもとに、次官 (Under Secretary)、參與官 (Assistant Secretary)、補佐官 (Assistant to Secretary) 各一名があつて、直接長官を補佐する。各所屬局課を監督する局課長中、主要なるものは、各農林行政及調査専門部局は勿論、普及宣傳部長 (Director of Extension Work)、人事部長 (Director of Personnel)、通報部長 (Director of Information)、會計部長 (Director of Finance)、法務部長 (Solicitor) 等であるが、就中、人事、會計、法務の三部は主として省内庶務を管掌し、普及宣傳部及び通報部は直接農村に關係する事務を擔當することとなる。

上述各部局以外の、農事調整局其他の局課に就ては、別掲圖表を参照され度い、之等の局課長は、その所管事項に關して農務長官に對し直接報告を行ふものとする。

本省の行ふ調査、教育的事業に就ては、すべて州立大學、各地試驗所に行ふ同種の事業と協同することを原則と

各省の機構及び所管事務

し、或は協定、豫算の調整、自發的協同に依つて、事業の重複を避け且つ共同計畫を行ふことを目的とする。一般に本省の事業目標が全國的、州際的諸問題に集中せられるに對し、州立大學、各試験所、其他の州機關は、地方的諸問題を取扱ふものとする。

所管事務概要

農業經濟局 (Bureau of Agricultural Economics)

- (一) 農業生産と販賣、農場組織、農場管理、農村金融其他農村經濟生活に關する諸研究を行ふ。同局は A A A と密接に協同して、特に農事調整計畫の基本となるべき確實なる資料を作製する。
 - (二) 農業生産物の市況、配給の現況報告をなす市場日報を作報頒布し、また農業生産物の作物に關係する官廳統計(收穫豫想、家畜豫想等を含む)の蒐集、要約、編輯を行ふ。更に之等農産物の市況、標準價格、輸送、金融狀況、貯藏等に關する調査を行ふ。
 - (三) 本局は、右農産物の生産概況、果實、野菜、家畜、並に家畜生産物、牛酪及び家禽生産、乾草、種子、煙草其他の農産物の支給、商況、貯藏、市價に關する報告を發行する。本局に屬する外國農事課 (Foreign Agricultural Service) は、外國の農産物需給狀況の報告を蒐集頒布する。
 - (四) 果實、野菜、乾草、大豆及び其他の農産物の主要なる生産地域、集散地域に於ける市場監督、穀物、棉花、牛酪、家禽、繭繭果實、野菜、煙草、肉類の公定標準等級の作製を管掌する。
- 農業機械局 (Bureau of Agricultural Engineering)

- (一) 農業機械化問題は、生産原價の引下、品質の改良、農民生活程度向上を目標として行はるべく、本局はかかる意味に於て、自作農の機械化問題を適當するものである。
- (二) 土地改良、即ち耕地整理、灌漑、排水、土壤疲弊防止等の問題に關して調査を行ひ、その結果を普及せしめるのみならず、農村の動力及び機械、農村電化事業、農産物の輸送、貯藏を目的とする農村建築物、機械設備に關する諸問題を研究する。
- (三) 最近本局は、農村住宅の建築に主力を注ぎ、農村住宅の具備すべき要件を調査して、之れを小冊子として公刊し、農村住宅建築の參考に資すると同時に、それに依つて、建築労働者の雇傭を増加せしめることを目標としてゐる。
- (四) 本局は、また同省の他の部局に於て計畫し、又は購入せんとする機械設備に對して、助力を與ふるものとする。

畜産局 (Bureau of Animal Industry)

- (一) 家畜又は畜産業の保護、改良に關する事項、畜産場經營、種畜、飼料に關する研究。
 - (二) 獸疫の原因、その防止、處理の科學的研究、家畜傳染病の調査、防疫の指導。
 - (三) 肉類監督法、家畜檢疫法、其他肉類詰込業者の州際的取引、公共畜産市場、家畜取引業者の監督に關する事項。
- 鳥獸調査局 (Bureau of Biological Survey)
- (一) 鳥類及び其他野生動物の移住、飼料其他の習性、羽毛及び狩獵鳥の繁殖に關する研究、調査、候鳥保護所の準備、狩獵に關する諸法律の管理、害鳥取締等に關する事項を管掌する。

各省の機構及び所管事務

(二) 合衆國、アラスカ、ハワイ、プエルトリコ等に於て、鳥類の保護、狩獵用鳥獸の保護を目的とする百餘の地域に、各管理官を配置して、前記本局所管事業の現地事務を遂行せしめる。

農業化學局 (Bureau of Chemistry and Soil)

(一) 農業改良を目的とする化學的處置、即ち農産物利用法の改良、食料品に對する醫學的研究、染色、醫藥及び工業原料利用試験、樹脂、テレピン油生産法の改良、農場火災及び塵埃の防止法の研究等を行ふ。

(二) 土壤の分類、地圖、その農業的價值、化學的性質、生産性等の土壤學的研究、土壤疲弊防止方法の研究、肥料原料、肥料製造法の改良に關する研究。

酪農局 (Bureau of Dairy Industry)

(一) 酪農生産品の品質及び製造能率の改良を目的として、酪農動物の飼育、改良、飼料、管理の研究を行ひ、その結果を現地に於て實施せしめる。

(二) 都市配給牛乳の消毒法の改良、酪農機械、牛乳工場、牛乳輸送法等の研究。

農林病蟲害局 (Bureau of Entomology and Plant Quarantine)

(一) 農業、造園業及び林業に於ける害蟲、益蟲に關する研究並にその驅除或は蕃殖法を改良するのみならず、人畜の健康に有害なる昆蟲の驅除、蜜蜂の蕃殖に關する調査、研究を行ふ。

(二) 州當局と協力して諸種の植物病害の防止をなし、且つ植物檢疫法に規定せる諸種の命令を實施して、植物ベストの漫延を豫防するほか、ベスト傳染の恐れある果實、野菜、棉花及び其他の植物並に植物生産品の輸入、州際間の移動を

統制する。

試験場管理課 (Office of Experiment Stations)

(一) 合衆國中の一部の州、アラスカ、ハワイ、プエルトリコに於ける農事試験場の農業及び農家經濟の研究に要する經費に關する事務、就中ハワイ、プエルトリコにある農事試験場に對しては、その事業の全般に對して指示を與ふるものとする。

(二) 本省に於ける農事研究と、各州及び附屬領試験場の協同研究を援助し、且つ諸種の報告を蒐集頒布して、各試験場の能率を向上し或は、本省との協同研究を促進せしむる勸告、援助を與ふ。

(三) 合衆國及び諸外國に於ける農業、及び農家經濟に關する諸研究報告を収録せる "Experiment Station Record" を定期的に發行する。

普及部 (Extension Service)

(一) 農業及び農家經濟に關する普及宣傳事業を行ふために、本部は、各州立大學、或は農林省の他の部局と緊密なる連絡をなす。即ち農民に直接接觸するものは、本部の現地官廳たる郡農事普及所であつて、これを通じて農務省、州立大學、及び其他の研究所より發する諸種の報告は、農民に傳達されるのである。同様に、農家主婦は、郡農家經濟普及所の指導を得て、自家經濟の向上を企圖するであらうし、農村青少年少女は、郡農事普及所の指導を受ける。同クラブの一員となつて、夫々自家農場及び家庭經濟の改良實行に協力するのである。

郡農事普及所は、右の如き農民の助言者たる正規の任務以外に、また農事調整法の円滑なる實施を可能ならしめる

各省の機構及び所管事務

ための教育的役割をも演ずる。農家經濟普及所もまた、緊急的救濟處置或は農村更生計畫に關して勸告をなすのであるが、之等郡農事普及所の管理指導部は、各農業大學におかれる。

(二) 普及部は、州、州際及び國際博覽會に於ける農業關係出品の準備、展覽館に農林省の映畫事業を管掌する。
食品、藥品部 (Food and Drug Administration)

(一) 食品藥品法、茶葉法、海軍貯藏法、殺蟲劑法、輸入牛乳法、劇毒物法に規定されたる諸種の産物の見本は、全部現地官廳及びワシントン研究所に於て品質検査を行ふ。一九三四年三月二十二日の改正食品藥品法に依つて、該検査に合格したるものは、その旨明記することを要する。

(二) 品質不良或は雜物混入のために不良と決定されたる食品、藥品、殺蟲劑、殺菌劑に對しては、押收或は告訴の處置を講ずるほか、右生産品製造業者に對しては、諸種の通報を頒布して、援助を與へる。

山林局 (Forest Service)

(一) 山林局は、全國の山林行政を管掌するものであるが、適切、組織的なる山林火事の防止、防風林、農場森林を目的とする植林用苗木の配分に就ては州當局と協同する。

(二) 山林全般に關する調査、山林及び山林生産物利用法に關する報告の頒布、公有並に私有土地に於ける山林經營法改良の振興。

(三) 全國山林に放牧さるゝ家畜を統制して、牧草の完全なる利用のために之が保存法を講ずる。山林の保護に依つて、河川の流域を保存し、以て水力、灌漑、航行、配水に利用せしめる。

(四) 天然資源保存團 (CCC) の山森事業の監督。

(五) 農務長官が州山林の取得、改良、管理を勵行する目的を以て山林地帯を取得するために、州當局と協定すべきことを、一九三五年八月二十九日の法律は規定してゐるが、此の際聯邦政府の所有に歸したる山林地帯も、その改良、管理は州當局の所管とし、これに要する費用は、聯邦失業救濟費以外は、すべて州政府の負擔たるものとする。

穀物取引所監督部 (Grain Futures Administration)

(一) 一九三二年九月二十一日の穀物先物取引法の規定に依り、農務長官の指定したる穀物取引所に於ける先物取引は、すべて聯邦政府の監督を受けるものとする。

(二) 即ち右取引法を管掌する穀物取引監督部は、同市場の先物取引に關する日報を編輯して、穀物價格に影響を與ふる誤報、或は虚偽の報告の頒布を防止し、また思惑防止の監察を行ふ。

(三) 市場契約取引状況の調査報告を編輯して、議會及び一般公衆に頒布するのであるが、此の際穀物及穀物生産物の調査を行ふ他の官廳と協力することを要する。

家計調査局 (Bureau of Home Economics)

(一) 家庭に於て消費する食品、營養、家計、被服、其他の調度品に關する諸問題に就て科學的研究を遂げ、その結果を編輯して消費者に頒布する。

(二) 聯邦緊急救濟局、州及び私人機關と協力して、救濟名簿登録者及び小額収入者が、如何にして更に少額の費用を以て、有效なる定量の食事を攝取するかを明らかにし、且つ學校給食計畫所に對して援助を與へる。

通報部 (Office of Information)

(一) 研究調査の結果、新法律、及び新事業を農民及び公衆に宣傳する本省普及部及び州農業官廳と協同して、専門技術に關する解説書を刊行する。

(二) 農産物生産費の低下、需給の調整、品質の改良、市場擴張等に關して、農家に援助を與へんとする農務省の重要な計畫に就て、有效なる通報を行はんかために、本部は新聞紙或は放送局と協同する。現に三百有餘の放送局は、右の目的のために毎日農務省のために、放送時間を割いてゐる。

作物改良局 (Bureau of Plant Industry)

(一) 栽培、挿種に依つて穀物類、果實、野菜、飼料作物、棉花、煙草、其他の作物の改良法を研究して、豐作技術、輪作及び其他の耕作法を決定して、作物の確定に努める。

(二) 腐敗の恐れある作物の取引、輸送及び貯藏法の確定。

(三) 植物病蟲害及び驅除法の研究、合衆國農業に使用し得べき種子及び植物移入のため、世界各國に調査官を派遣する。

(四) 合衆國の大農業地に於て現地官廳或は研究所を經營するとともに、州農業大學及び各試験場と密接なる連絡をなす。

公共道路局 (Bureau of Public Roads)

(一) 聯邦經常補助金、緊急道路建設費、山林道路建設費を管理する。本局事業の大部分は、州道路省との協同事業

として行はれる。

(二) 聯邦道路工事費管理といふ本来の所管事項に加ふるに、その補助部門として道路の設計、構築、交通、經營に對する調査を行ふほか、内務省國立公園事務局に對する國立公園の道路構築に對して監督を行ふ。

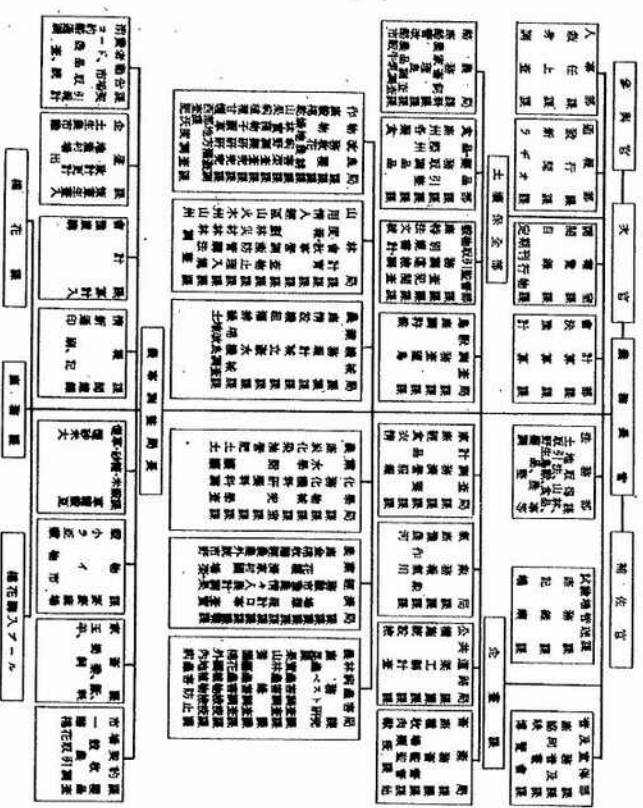
氣象局 (Weather Bureau)

(一) 天氣豫報、暴風雨、寒波、山林火事、洪水の警報を發し、また農業、航海、土木事業のために河川の水面高を測定して、所要の報告をなし或は海洋氣象通報を發する。其他合衆國の天候狀態を決定、記録するに必要な氣象觀測を行ふ。

土壤保全部 (The Soil Conservation Service)

(一) 土壤保全に有效なる處置を確證し、土地所有者と協力して積極的土壤保全法を講じ、また調査研究に依つて右の保全法と矛盾せざる土地改良を管掌する。

(二) 本局計畫の中心をなすものは、土壤及び水濕保全計畫を適用すべき地域一帯に渉る河川流域地方であつて、その地方の農民は、本局保全計畫實施のために協力するものとする。



労働省 (Department of Labor)

創設及権限

労働省の創設は、一九一三年三月四日附法律に依つて行はれたのであるが、すでにそれ以前に於ても、一八八四年には内務省の一局として労働局 (Bureau of Labor) なるものがあり、のち間もなく商務・労働省内の一局 (一九〇三年二月四日) となつて、一九一三年に立到つたのである。

合衆國賃労働者の福祉の振興、助長、労働条件の改善、有利なる雇傭機會の増進に關する事項を管掌し、また移民、支那人の入國禁止、歸化に關する諸法律の實施を監督するとともに、兒童の福祉に關する調査研究を行ふ。

組織

労働長官は労働省の事務を統轄し、之れを補佐する主要なるものとして、労働次官 (Assistant Secretary of Labor)、次官代理 (Second Assistant Secretary of Labor)、法務部長 (Solicitor) 及び長官の指定する特別事務を擔當する長官補佐官 (Assistant to the Secretary) 數名がある。併し現在は、必ずしも右の定員全部に對して任命されてゐるわけではない。労働省を構成する主要なる局に就ては本編末尾の圖表を参照され度い。

所管事務概要

調停部 (Conciliation Service)

- (一) 一九一三年の労働省の設立を規定したる最初の法律に於て、労働長官は、産業平和のため必要なるときは、自

ら調停者となり、或は調停委員を任命すべきことを規定してゐる。
産業争議に関する事項は、全国労資間に起る争議の平和的解決を任務とする調停部 (Conciliation Service) の管掌するところである。

(一) 全国鐵鋼労働關係局 (National Steel Labor Relations Board) は、鐵鋼業に於ける労資争議の調停を擔當するものであるが、本關係局はもと産業復興法第一部、及び一九三四年六月十九日第七十三議會の決定に従つて設立されたものであるが、公正競争規約の停止以後、鐵鋼業労資の調停を行ふ本局の機能は、調停部の主要なる一課として保存せられた。

(二) 纖維労働關係局もまた、調停部の一課であつて、棉紡績、毛織、絹紡績工業に於ける労働争議を調停するものである。もと本關係局は一九三四年九月二十六日の行政命令並に産業復興法第一部に依つて設立せられたるものである。

(三) 濰青炭労働關係局は、一九三五年八月三十日所謂ガツクワイ石炭法として知られたる法律に依つて設立せられ、濰青炭産業に於ける労資間の争議を調停することを任務とする。

労働統計局 (Bureau of Labor Statistics)

(一) 労働、就中資本との關係に於て、労働時間、賃銀、雇傭條件、及び賃労働者の金融的、社會的並に、教育(知識に徳育)的福利事業に関する統計の蒐集、検査を管掌する。

(二) 労資間の争議が、數州の市民の安寧、秩序を妨ぐる場合には、此の争議の原因を調査する。

(三) 合衆國及び諸外國の労働條件、州及び外國に於ける労働條件其他必要な諸報告、情報を要約して、定期的に

報告書を刊行する。

移民及歸化部 (Immigration and Naturalization Service)

(一) 外國人移住の許可、禁止及び外國退去並に合衆國に居住する者の歸化に關して、移民法及歸化法の實施を管掌する。本法違犯者の調査を行ひ、要すれば告訴の勧告をなす。

(二) 一九〇六年六月廿九日附法律に依つて規定されたる特別移民裁判所の歸化に關する事務を監督し、且つ歸化に要する納入金を裁判所書記より請求し、また市民たる資務調査をなすものとする。

兒童局 (Children's Bureau)

(一) 合衆國兒童の生活及び福利に關する事項、特に幼児死亡率、出産率、孤子、少年審判所、脱走、危險率多き職業、兒童の疾病、事故、職業、其他兒童に關する州及び屬領の法規を調査し且つその報告を一括編輯して、労働長官の指定に従つて發行配付するものとする。

(二) 一九三五年社會保障法の規定する母子保健事業、不具兒童救護並に其他の福利事業を管掌する。

婦人局 (The Women's Bureau)

(一) 労働婦人の福利増進策並に労働條件の公定基準に關する事項、婦人労働時間の短縮、労働條件の改善、有利なる職業機會の増加等に關する事項を管掌する。

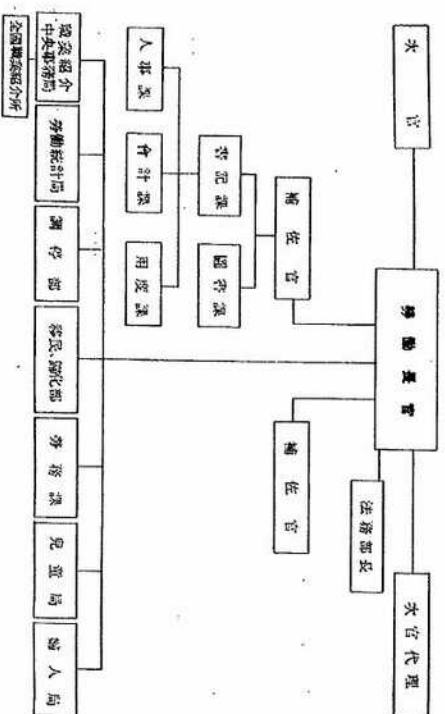
(二) 産業労働婦人の福利に關する一切の事項に就て報告書を編纂し、且つ労働長官の指定する方面に之れを公刊配付する。

各省の機構及び所管事務

合衆國職業紹介事務局 (United States Employment Service)

- (一) 男子、女子及び法定年少者の全国職業紹介制度の振興、改善に關する事項。
 - (二) 労働省内には、更に右の普通職業紹介事務に關するものゝほかに、癡兵、農業労働者、コロムビア區の公共雇
傭に關する部局を設置する。
 - (三) 労働省は、全国の公立職業紹介所と協同して最低労働時間の規定及び職業行政、職業統計事務の劃一に依つ
て、職業紹介事務の振興を圖るものとする。
- 政府機關との協同。

労働省は、其他の政府機關、就中緊急復興に關する機關のうち國民労働事業を管掌する機關と密接なる協同を行
ふ。例へば、全國労働關係局、全國鐵鋼業労働關係局、繊維工業労働關係局は、その調停事務に關する権限に於て
は、相互に獨立したるものであるといへ、事務の遂行にあつては、常に労働省と關係し、且つ大統領に對する之
等機關の報告書は、労働省長官を通じて提出されるものとする。



遞信省 (Post Office Department)

創設及權限

遞信省は久しく一つの省として知られてゐたが、一行政官廳となつたのは一八七二年六月八日の法律によつてであ
る。併し遞信長官 (Postmaster General) は一八二九年にアンドルー・ジャクソン大統領の招聘によつて入閣して以
各省の機構及び所管事務

來大統領の閣員たる地位を持つてゐた。

一七七七年及其後の聯邦條例は「各州毎に郵便局を設置し之を規律して而して各州間に通達される書信につき右の郵便局の費用を支辨するに必要なる郵税を設くる單一專屬なる權利權限」について規定してゐる。

一七八九年三月の憲法決定案に従ひ同年九月二十二日の法律によつて郵便局長官事務局と共に臨時的に設置せられた。一七八二年十月十八日の條例及爾後の諸法令の下に行はれた郵便事務は一七九〇年八月四日の法律及一七九一年三月三日の法律によつてそのまゝ存続されてゐる。選信省及選信事務一般について詳細に規定を設けた最初の法律は一七九二年二月二十日の法律である。一七九四年五月八日、一七九九年三月二日、一八一〇年四月三十日、一八二五年三月三日及其後の諸立法が本省の事務を擴張し、その組織を強化統一し又合衆國郵便制度の發達の爲に諸規則を設くる所があつた。

郵便制度の當初の目的は「本大陸を通じて封書通信を傳達すべき官署を設置する最良の方法」を備ふるに在つたのであるが、選信省の權限は擴大されて結局幾多の事務を包含するやうになつた。選信事務の發展の中その重要なものを其設置或は認可の順序に従つて挙げてみると、郵便切手(一八四七)、書留郵便(一八五五)、鐵道郵便(一八六二)、市内郵便(一八六三)、郵便爲替(一八六四)、外國郵便爲替(一八六七)、特別配達(一八八五)、地方郵便(一八九六)、郵便貯金(一九一一)、村落郵便(一九一二)、保險附及代金引換小包を含む小包郵便(一九一三)、航空郵便(一九一八)がある。

一七三七年にフィラデルフィアの選信局長、一七五三年に英領北米殖民地の選信長官共同代理官に任命され尙一七

七五年七月二十六日に大陸會議による初代選信長官となつたベンジャミン・フランクリンは歴史家の教へる所によると合衆國現行郵便制度の發達につき大部分の基礎を築いた人であるとされてゐる。合衆國憲法第八條は「議會は郵便官署及驛路を設置する權限を有す」と規定してゐる。

サミエル・オズグッドが憲法の下に於ける初代の選信長官であつた。任命されたのは一七八九年九月二十六日である。この時には郵便局は七十五あつた。此様な創始状態から發展して選信事務は現在に於ては世界最大の事務となつた。本省は使用人數略々二十三萬三千人に及び俵給支拂簿の年額は四億弗を超えてゐる。年々の取扱高は四十億弗を超え、總受取高は六億弗に上る。合衆國の郵便局数は四萬六千以上に及んでゐる。

組織

選信省の事務及活動は選信長官の主管に屬する。選信長官を直接補佐する者には次官(Executive Assistant)、特別補佐官(Special Assistant)、書記課長(Chief Clerk)、秘書官(Secretary)、庶務參與官(Administrative Assistant)、書記課長補佐官兼人事課長(Assistant Chief Clerk and Personal Officer)、支出官がある。更に事務部長(第一、第二、第三、第四)四名があつて、夫々選信事務の特定部門の活動につき監督權を有する。選信長官事故ある時は第一事務部長が代理し、二者共缺けたる時は第二事務部長、三者缺けたる時は第三事務部長、右四者共在らざるときは第四事務部長が代理して事務を行ふ。

選信省は次の部局より成る。

第一事務部(Office of the First Assistant Postmaster General)

各省の機構及び所管事務

合 衆 國

八八

- 郵務課 (Division of Post Office Service)
- 郵便局長課 (Division of Postmasters)
- 配達不能書信小包課 (D. of Dead Letters & Dead Parcel Post)
- 第二事務部 (Office of the Second A. P. G.)
- 鐵道郵便課 (Division of Railway Mail Service)
- 國際郵便課 (Division of International Postal Service)
- 鐵道調整課 (Division of Railway Adjustment)
- 航空郵便課 (Division of Air Mail Service)
- 地方郵便課 (Division of Rural Mails)
- 第三事務部 (Office of the Third A. P. G.)
- 財務課 (Division of Finance)
- 郵便貯金課 (D. of Postal Savings)
- 郵便爲替課 (D. of Money Orders)
- 分類課 (D. of Classification)
- 切手課 (D. of Stamps)
- 書留郵便課 (D. of Registered Mails)

費用確認課 (D. of Cost Ascertainment)

小包課 (D. of Parcel Post)

第四事務部 (Office of the Fourth A. P. G.)

技術及調査課 (Division of Engineering and Research)

郵便區域課 (D. of Post Office Quarters)

自動車課 (D. of Motor Vehicle Service)

地形課 (D. of Topography)

建築補給課 (D. of Building Operations and Supplies)

運輸課 (D. of Traffic)

検査課 (Office of the Chief Post Office Inspector)

法務課 (Office of the Solicitor)

購買課 (Office of the Purchasing Agent)

會計局 (Bureau of Accounts)

退職記録課 (Division of Retirement Records)

所屬事務課

逓信長官官房 (Office of the Postmaster General)

各省の機構及び所管事務

八九

- (一) 逓信長官は省の事務を主宰し郵便事務に關する總ての法律を執行する。
- (二) 大統領によつて任命せらるゝ事務部長四名、購買課長、會計局長、一、二、三等各郵便局長を除き逓信長官は逓信省及郵便事務の總ての官吏及職員を任命する。長官は又四等郵便局長を任命し、一、二、三等郵便局長の候補者の氏名を大統領に具申して、その指名を受ける。
- (三) 逓信長官は大統領の認可を得て外國政府と郵便條約の交渉に當る。
- (四) 長官は航空郵便及海洋郵便の爲の契約を執行し締結する。
- (五) 逓信長官は郵便貯金制度の行政長官とし、且つ職權に依りて受託者委員會議長となる。
- (六) 書記課長は本省の書記及書記補の一般的監督權を有しその事務の劑當を行ふ。
- (七) 書記課長は本省及郵便事務の必要とする印刷裝釘の爲にワシントン政府印刷所長 (Public Printer) の所用品を考慮し、筆墨用紙諸調度を本省の爲に調備、受領、檢査し、郵便公報 (Official Postal Guide) その他の郵便關係刊行物を編輯、配布することをその任務とする。
- (八) 書記課長は文官諸規則の適正なる運用に關する凡ての事項を管掌し、官吏身分法の規定の執行に當る。課長は本省と文官委員會の配備課との連絡事務官である。
- (九) 書記課長は本省の俸給名簿を確認し、本省の俸給の支拂に充つべき資金を大藏省に要求して之を準備するに當る。

第一事務部 (Office of the First Assistant Postmaster General)

- (一) 第一事務部長は逓信長官の爲に郵便局の設置廢止に關する總ての事項を管掌し、一、二、三等各郵便局長の選任指名、四等郵便局長の任命を取扱ひ、尙郵便局長の會合、會議を管掌する。
- (二) 第一部長は郵便局の組織管理、郵便驛の設置、都市地方に於ける集配事務の開設維持擴張を監督する。郵便局事務員を選任し、郵便局長、其の他の使用人に對する攻撃異議を考慮することもその任とする所である。
- (三) 第一部長は配達不能書信及小包課、その支那及鐵道郵便事務所に送付せられたる總ての郵送配達不能の郵便物の處置を指圖する。部長は、不配達物件中に發見せられたる總ての金錢、有價證券、其他の高價品の保管處理と共に、高價品を含む不配達の手信小包を記録し、之を所有者に還付する責を負ふ。

第二事務部 (Office of the Second Assistant Postmaster General)

- (一) 第二事務部長は鐵道、電車、ケーブルカー、汽船、地方交通機關、郵便配達夫、スター・ルート (人口稀薄なる地方に於て、汽車、汽船を用ひずして郵便を送達する線路)、及び航空機による國內及國際郵便輸送の認可及管理を管掌する。
- (二) 第二部長は又右の諸種の郵便事業實施に關する報告を檢閲し、支拂勘定を確認し、規定に違犯したる場合には控除、罰金を課し、逓信長官の爲に規則を制定する。
- (三) 第二部長は書留、保險、代金引換の國際的事務を監督する。この中には賠償請求の處理も含まれる。
- (四) 外國往復の海洋郵便、航空郵便を含む外國郵便の輸送に關する總ての事項、海軍郵便事務及爲替制度に關するものを除き外國との郵便條約の締結、その施行に關する規則を取扱ふ。
- (五) 部長は地方郵便配達人及鐵道郵便、海上郵便事務員の選任監督に關する總ての事項を取扱ふ。

各省の機構及び所管事務

- (六) 部長は鐵道郵便及地方郵便に關する總ての事項を管掌する。
- (七) 部長はスター・ルート郵便の輸送につき廣告、時間表の作成、契約の締結等を管掌するほかスター・ルート郵便其他の規則を制定する。

第三事務部 (Office of the Third Assistant Postmaster General)

- (一) 第三事務部長は省の財政事務をその任務とする。即ちこの中には郵便収入の集金、預金、及び直接省の収入となる總ての金錢の受領並に處分、郵便及爲替事務の收支勘定を管掌することを含む。
- (二) 部長は郵便貯金制度を指導統制し、郵便局を郵便貯金寄託所として指示し、その行ふ事務を監督し、郵便貯金を受託者委員會の代理人として管理投資し、而して郵便局長その他本制度の會計擔當者の郵便貯金勘定を檢閲する。
- (三) 部長は國內國際爲替業務を監督統制し、郵便爲替につき外國と條約を締結する。
- (四) 部長は國內郵便物の分類と其郵稅率に關する事務全般につき一般統制の任に當る。この中には第二次的な事項として出版物の許可、及びこれに附帶する法律の執行、郵稅不足封書の使用、無料送達の特權、郵便物の寸法、重量の制限を含むものとす。
- (五) 部長は國內の書留、代金引換事務の運営を監督し、右に關する損失についての請求を受理する。
- (六) 部長は當該政府機關を通じて總ての郵便切手、聯邦候鳥狩獵切手及印紙、葉書、切手刷込封筒、新聞包裝紙の製造を監督し、その配布及び會計を監督する。
- (七) 小包郵便事務の改善、完備の方法を調査し、且つこれを監督する。

- (八) 部長は各種郵便物の輸送、取扱及特別事務の遂行に關する收入及びその費用の確認事務を指揮する。

第四事務部 (Office of the Fourth Assistant Postmaster General)

- (一) 技術及調査課——新規或は改装せられたる聯邦建築物に於ける郵便事務計畫に關する總ての事項。かゝる建築物の爲の特別の技術的設備の意匠設計。必要備品目録の調製及びその設計。郵便官署に關する諸種の技術的問題。郵便官署に於て使用せらるべき諸考案、發明の實施可能性に關する考慮。
- (二) 郵便局課——一、二、三等各郵便局、特定の支署、支局及自動車庫の爲に地域を選定、準備すること。鐵道郵便終點地域の選定、賃借に關する豫備事務を行ふこと。大統領の任命したる局、その支署、支局に於ける賃料、暖房、電燈、水道料を決定すること。
- (三) 自動車課——官有自動車施設の認可、作業及維持。此の施設の爲に郵便局長に對して賃借、暖房、電燈、電力、水道、電話等の諸料金を定めること。自動車施設に關する報告の檢閲。都市に於ける有蓋車輛、空氣發送管による郵便輸送の監督。郵便局長に對し集配に使用したる備ひ車の借賃を決定すること。
- (四) 建築補給課——選信省の管理に屬する聯邦建築工事の監督。それに使用すべき補給品の取得分配、及工事に必要なる人員の獲得配置。郵便官署の爲の諸器具、補給品の準備その配分。郵囊錠、鍵、鎖の製造修繕。
- (五) 地形課——郵送路、地方配達圖の準備配布。
- (六) 運輸課——本省及郵便官署用材料、補給品の積出しに關する事項。

法務課 (Office of Solicitor)

各省の機構及び所管事務

- (一) 法務課長は郵便事務執行中に起る法律問題につき長官、各部長、局長に意見を上申することを任務とする。
- (二) 課長は當該と所謂郵便詐欺に關する事件を聴問、考査する。
- (三) 課長は猥褻、讒謗、強請に關する郵便物取扱可否に關する凡ゆる問題を考査する。
- (四) 銀行が郵便貯金に預託すべく提出せる有價證券を法律上受理すべきや否やを決定する。
- (五) 課長は凡て本省事務執行中に生じたる人的物的賠償請求及郵便局長が火災、強盜、其他不可避の事故による損害の爲に提出したる請求につき考査し、長官に意見を述べらる。
- (六) 課長は郵便輸送其他の郵便収入關係事項から起つた政府に對する訴訟を辯護する義務を持つ。この中には鐵道及其他の郵送契約者の提起する聯邦裁判所繫屬の訴訟、州際商業委員會の料金訴訟及關係訴訟が含まれる。
- (七) 課長は本省の契約を檢閲し、必要あるときはそれを起草する。
- (八) 課長は所有權の争はるゝ郵便物の引渡に關する問題を決定する。

検査課 (Office of the Chief Inspector)

- (一) 検査課長は郵便局検査係、郵便局検査官、各課事務部書記の選任、監督及事務の刺當を任務とし、尙検査官による總ての調査を認可、指揮し、郵便局検査事務一般につき監督權を有する。
- (二) 課長は郵便事務の狀態と必要とに關し長官及事務部長の諮問に應ずる義務を負ふ。
- (三) 検査課は郵便物の劫掠損失に關する總ての事項、郵便法違反例へば計畫的郵便詐欺、當該の發起の如きもの、單行通運法違反、爆發物、有毒物、銃砲、人の名譽を毀損し或は犯罪の訴追を以て脅迫するが如き強請文書の輸送、郵便

爲替の偽造、猥褻其他禁止せられたる物件の輸送、及郵便の妨害、改竄に關する異議につき管轄權を有する

- (四) 課長は證據の展示、及郵便事務の執行に關する刑事違反の訴追の準備を主宰する。
- (五) 課長は検査官の蒐集受理したる金錢、財物を保管し之を該當者に還付する任務を有する。
- (六) 課長は二、三、四等郵便局に於て爲されたる事務に對する諸種の異議を考慮する。

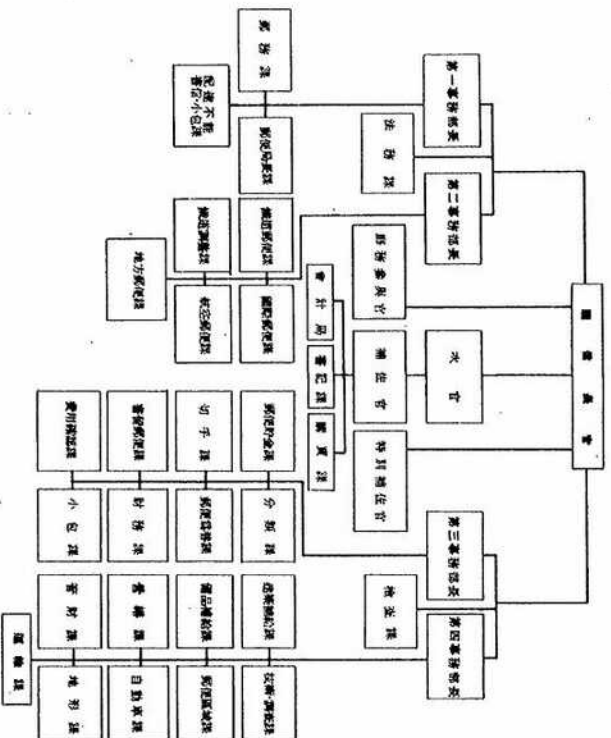
購買課 (Office of the Purchasing Agent)

- (一) 購買課長は選信省及郵便事務に與る總ての官署の爲にする補給品の購買を監督する。補給品の需要、要求の正當性を考慮し、適當と認むる時は之を支給する。課長は支給申出で物品を凡て十分且適當に判斷し、廣告を爲し、備品の契約を締結するに必要な申込を爲し、選信長官に代つてかゝる契約を締結する。

會計局 (Bureau of Accounts)

- (一) 會計局は本省會計局長の監督に屬する。その任務は郵便局長の郵便會計及郵便爲替勘定を受理して之を檢閲し、その調製、交付を監督するに在る。
- (二) 會計局は長官及其他の事務官の爲に統計報告、毎月發行せらるゝ報告書及その他の會計資料を編纂し、郵便局長の計算書、有權的支拂、支出官の計算書を基礎として全體としての省の收支を明記し、特別會計勘定を管掌する。
- (三) 會計局長は豫算委員として活動し、本省支出豫算、必要とされる補充豫算、追加豫算の調製を監督する。
- (四) 局長は退職記録課を監督する。此の課は文官退職法の適用範圍に屬する本省及び郵便局職員につきその俸給よりの控除額の記録を各個人毎に保持することを任務とするものである。

各省の機構及び所管事務



商務省 (Department of Commerce)

創設及權限

商務省は一九〇三年二月十四日の法律により商務及勞働省 (Dep. of Commerce and Labor) として創設された。其當初の事務は大部分從來他の省或は獨立の執行機關に屬してゐたもので次のものから成つてゐた。

燈臺局、汽船監督、航海局、度量衡局、海岸及測地測量、移民局、統計局、國勢調査局、漁業局、勞働局、工場局、法人局。
 兒童局が一九二二年に設けられ、外國貿易及國內商業局は同年八月二十三日の法律によつて工場局と統計局とを合併して創設せられた。

一九一三年三月四日の法律によつて移民局、兒童局及勞働局は新しく設置された勞働省に移管され、商務及勞働省は商務省と改稱せられることゝなつた。

一九一四年、獨立の聯邦商務委員會 (Federal Trade Commission) が設立されると共に法人局は廢止された。

一九二五年に特許局と鑛山局とが行政命令を以て内務省から商務省へ移管され、また一九二六年の航空商業法の規定を實施する爲に民間航空術の進歩發展に資することを目的として省内に新しい部局が設置されたが、これが現在の航空商業局 (Bureau of Air Commerce) である。

無線電話課 (Radio Division) は一九一〇年以來航海局の一部として執務してゐたが、一九二七年に省内の獨立部局となり、一九三二年には行政命令によつて聯邦無線電話委員會 (Federal Radio Commission) に移管された。

各省の機構及び所管事務

合衆國

九八

一九三三年三月二十日の法律に従つて、聯邦各機關から次のものが商務省に移管さるべきことを命ずる行政命令が發せられた。即ち以前に司法省に屬した法務課が本省に移され、合衆國船舶院（合衆國海運委員會商船協會を含む）の事務も本省に移され、現在は商務長官の監督の下に合衆國船舶院局（U. S. Shipping Board Bureau）によつて管理されてゐる。聯邦職業安定委員會の仕事も本省に移されて聯邦職業安定局（Federal Employment Stabilization Office）の管理下に在る。鑛山局は本省から内務省に移管せられた。

本省の法律上の職務は合衆國に於ける外國貿易、國內商業、鑛山業、製造工業、造船業、漁業、交通業を育成増進發展せしむるに在る。本省は燈臺を經營し、人口、農業其他の調査を爲し、商業上の統計を蒐集し、海岸測地の測量を爲し、航海法の實施、船舶の管理に當り、漁業に補助を與へ、商品の規格を定め、航空法を實施し、商船の發達を獎勵し、外國及各州際商業に従事する水上運送業者を取締り、特許の賦與及商標、印寫、貼札の登録を監督し、上述の諸案件及關係事項に關する數多の事務を行ふ。

組織

本省所管の諸般の職務活動を指揮するために商務長官は二人の事務部長（Assistant Secretary）、法務課長、庶務參與官（Administrative Assistant to Secretary）、書記課長及會計、任命、出版、賣買の各課長の補助を受ける。

現在本省の構成は次の如くである。

國勢調査局 (Bureau of the Census)
漁業局 (Bureau of Fisheries)

航空商業局 (Bureau of Air Commerce)

外國及内國貿易局 (Bureau of Foreign and Domestic Commerce)

度量衡局 (National Bureau of Standards)

燈臺局 (Bureau of Lighthouses)

特許局 (Patent Office)

海岸測量局 (Coast and Geodetic Survey)

航海管船局 (Bureau of Navigation and Steamboat Inspection)

合衆國船舶院局 (United States Shipping Board Bureau)

商務長官は外國貿易地域評議會及纖維工業協會の會長であり、又公共事業特別評議會、スミソン財團、外人用建築委員會、聯邦職業教育委員會、國防會議、聯邦石油保存委員會、國家資源委員會、全國官文書會議、候鳥保存委員會、國家緊急會議、穀物對策委員會、純良食品及藥種法取締委員會の委員である。

所管事務概要

法務課 (Solicitor)

(一) 法務課長は本省に於ける法律事務の主宰者として活動し、長官及各局長に對して法律上の提言を爲し、本省事務の執行中に起ることあるべき諸案件につき法律上の意見を陳べ、省の締結する諸契約及省を當事者とする其他の法律上の文書の調製、檢査に當る。

各省の機構及び所管事務

九九

書記課 (The Chief Clerk)

(一) 書記課長は本省事務官の首席として、書記其他の人員を監督し一般に省内の取締を行ふ。省の占有する建物の管理もその行ふ所である。

(二) 臨時費の支出を監督し、郵便の受理及省用自動車につき責任を負ひその他の關係事務を行ふ。

會計課 (The Division of Accounts)

(一) 會計課は支出豫當の書記、事務官に對して本省割當豫算額中よりの支出要求額を準備し、會計簿を保持する。

(二) 本課は公債を準備、記録し本省の會計一般につき任務を負ふ。

人事課 (The Division of Appointment)

(一) 本課は人事關係事項を主管し、任命、轉任、増俸、減俸、異動、分類、退職、及び勤務上の勤惰の監督等を行ふ。

出版課 (The Division of Publication)

(一) 出版課は政府印刷所 (Printing Office) との關係事務を主宰し、寫本の上梓、調製、挿畫製本、刊行物の配布、郵便目録の維持に當る。

(二) 本課は本省の公告を行ひ、乗船切符を發行記録し、その勘定を行ふ。

(三) 本省出版物の主なるもの (外國及國內貿易局發行のもの) は次の如くである。Commerce Report (年刊)。The Monthly Summary of Foreign Commerce of the U. S. (月刊)。The Foreign Commerce and Navigation of the U. S. (年刊)。The Commerce Yearbook (年刊)。The Statistical Abstract of the U. S. (年刊)。

賣買課 (Division of Purchases and Sales)

(一) 賣買課は書記課長の指揮の下に本省補給品の購入配備に關する事務及財産勘定に關する細目全般につき監督を行ふ。

航空商業局 (Bureau of Air Commerce)

(一) 航空商業局は航空商業法によつて商務長官に屬すると規定されたる事務を執行する。此法律の改正法は航空商業の増進規程を規定してゐる。

(二) 航空課 (The Air Navigation Division) は航空路を設置、運用、維持し、中間著陸場、警標、無線電話報知、交通及偽裝著陸施設、氣象報知 (氣象局と協力して) 等によつて航空の援助を行ふ。又飛行符號を編輯し、海岸測量局と協力して航空地圖を刊行する。

(三) 航空統制課 (Division of Air Regulation) は航空士の資格及航空機の耐航適格を定める規則を制定し之を實施する。空檢規則その他公共の安全に必要な諸規則を公布し施行する。

(四) 航空機發達の獎勵に關しては、本局は航空機、エンジン及附屬品の安全確實を増進せしむることを任務とする。本局は又航空所、著陸場及航空標識の發達を援助する。

(五) 本局は民間航空に關する總ての報導の交換所となる。

國勢調査局 (Bureau of Census)

(一) 本局は人口、農業、製造工業、鑛山、運輸、失業に關して十年毎に國勢調査を行ふ。本局は十年毎に教會、學會に各省の機構及び所管事務

き、五年毎に農業、電氣工業につき、而して二年毎に製造工業につき特別調査を行ふ。出生、死亡、犯罪、國家及自治體財政、生産狀況、其他合衆國に於ける社會並に産業の狀態に關する資料の統計を編纂することはその常に行ふ所である。

外國及國內貿易局 (Bureau of Foreign and Domestic Commerce)

- (一) 本局は合衆國に於ける外國及國內貿易の進歩發展を計る任務を負ふ。
- (二) 本局は生産分配及合衆國の重要輸出産業の市場狀況に關する國內國外諸問題の報告を編纂する。
- (三) 本局は製造工業及外國貿易に於て合衆國の利益となるが如き狀況を調査、報告し、外國貿易に關する統計を編輯し公表する(前段出版課の項参照)。
- (四) 本局は合衆國の歐洲、ラテン・アメリカ、極東、アフリカ其他外地との貿易を増進する。
- (五) 本局は支那と取引を行ふアメリカ會社の免稅に關する對支貿易法の實施に當る。
- (六) 本局は合衆國の貿易に對する外國の通商制限取締を調査する。
- (七) 本局はアメリカ會社の外國代理業者の名簿を調製し廻付する。
- (八) 本局は三十二箇國に事務所を設ける。この事務所には商務官が駐在し夫々の地域に於ける貿易狀況と先行見込とにつき報告する。
- (九) 本局は各産業首腦者と密接なる接觸を保ち、一般的問題につき情報報告を供給し、産業に影響を及ぼす國內及外國貿易につき調査を行ふ。

- (六) 本局は各産業及政府が事業の安定と變轉する狀況への適應とを計るに當つてその使用に供する爲市場及生産費に關する情報を兼へ、統計的經濟的分析を行ひ、之等の諸結果を適用して特殊或は一般的問題に對し解釋を與へる。
- (二) 本局は隨時事業統計を蒐集、頒布、公刊する。此の中には月刊の「事業界展望」(Survey of Current Business)がある。

- (三) 本局は商事法規と訴訟手續、外國商人に關する報告並に關係事項の調査、關稅、輸出入等の國際財政經濟問題に關する情報を蒐集、頒布する。

- (三) 本局は運送業者に對して經濟的なる積荷發送の利便を與ふるため鐵道、船舶兩者の運送料金、運輸機關の便宜について情報を蒐集し整備する。

規格局 (National Bureau of Standards)

- (一) 本局は科學、工藝、商工業、に於て使用される實行規格を構成、發展せしめ且つ之を維持し、また必要なる試験、調査を行ふ。
- (二) 本局は電氣計度の標準を定め、工業用、學術用の電氣器具の規格を定め、電氣材料の表示試験を行ひ、その發達を計るために政府の諮問に與る。
- (三) 本局は長さと容積との國家的標準を定め、重量、尺度を學藝、工業、商業に使用するについて必要なる研究、試験を行ふ。
- (四) 本局は熱量、溫度、建造物其他の物體の耐火性基準の研究を爲し、自動車、航空機の內燃機關の検査を行ふ。

各省の機構及び所管事務

- (五) 本局は赤外線、可視線（色を含む）、紫外線、X線、放射能等の放熱作用の計量、適用の装置、方法、標準を定め、極度の正確さを持つ放射線及末端の標準を作成する爲に標準波長を適用する。又化學的分析に於ける分光計、偏光計の計量法を定める。
- (六) 本局は石油及石油製品、塗料、ワニス、屋根葺材料、石鹼、セメント、ゴム、氣球綱、官廳用品、鐵鋼、非鐵合金、白金化學試薬、電氣鍍金、電氣版、瓦斯及瓦斯装置の化學的試験、調査を行ふ。
- (七) 航空及工藝器具、器械装置、鋼鐵其他の金屬を用ふる大構造物の強度、建築物の風荷重、建築材料の音響性につき試験を行ふほか、本局水力實驗所に於ては流水及びその關係事項の研究を行ふ。
- (八) ゴム、皮革、織物、紙の如き有機物の組成、性質、生産、利用について調査を行ひ、試験方法、品質標準、品種の改良發達を計ることによつて斯業の合理化を研究する。
- (九) 金屬類を産業に使用せしむる爲、冶金學の問題を研究して諸種の試験、鑑定を爲し、新規、變則の條件にも應用せしめることを可能にする。
- (十) 磁器、陶器、硝子、煉瓦、粘土瓦、釉藥器物、エナメル磁氣、セメント、コンクリート、石灰、石膏、建築石、大理石等の試験、調査を行ふ。
- (十一) 精密科學器械、實驗用具及科學、工學、工礦上の調査、試験に必要な装置を組立て或は設計を援助する。之のために試験見本を準備し、標準規格を作成する。
- (十二) 産業團と協力して生産者、分配者、消費者を満足せしむるが如き單純化なる慣行の勧告を實施せしめ以て不必要なる生産上の煩雜を軽減し、浪費を除去する。
- (十三) 當業者と協力して建築規則を近代化し、建造構築標準の改良を奨励し、建築材料の使用に當つては最新のものを使用せしめて建築工業を促進する。
- (十四) 購買方法を一層能率的ならしめることについて統治團體（聯邦・州・郡・市）及民間團體の購買係と協力する。即ち選定された聯邦分類明細書及商業規程を確認せんと欲する製造業者の名簿を編纂し、之を課稅權を與へられた取扱者に配布する。公認の分類、商業検査、大學研究所の目錄の定期的改訂を行ふ。
- (十五) 製造品の市場取引の爲に國家的基準として等級、品質其他の標準を任意に設定することについて商業團體を補助する。

漁業局 (Bureau of Fishery)

- (一) 本局は有用な食用魚類の繁殖の爲に、それを保護するとともに魚類の孵化を計る。
- (二) 本局は合衆國の湖水、河川、沿海に於ける食用魚類・貝類・甲殻類の供給の變動を調査し、漁撈を取締り、保存の爲に之等を培養する方法を考究する。
- (三) 漁業生産物の捕獲、保存、利用、商品化等の漁業方法改善の研究を行ひ、それについての統計を作成する。
- (四) アラスカに於ける鮭その他の漁業の取締り、保護を管掌し、プリビロフ島の海豹群を管視し、之等の島嶼の土民を保護する。
- (五) フロリダ海岸の海綿を保護する法律を執行し、黒ずまきの州際積出しを取締る。

各省の機構及び所管事務

燈臺局 (Bureau of Lighthouses)

- (一) 本局は法律によつて指定された合衆國海岸、湖岸及合衆國領土全般の沿岸(比律賓とパナマを除く)に互つて燈臺、浮標の如き航海補助物を設置し、之を維持し且つそれに附隨する施設、工事を行ふ。
- (二) 本局は之等の航海補助に關する情報を掲載する『燈臺一覽』及浮標、無線電話標識等を記載する數種のパンフレットを發刊し、而して燈臺、浮標等の變更を記載する『週刊海事案内』を海岸測量局と協力して發刊する。

海岸測量局 (Coast and Geodetic Survey)

- (一) 本局の職務は合衆國內可航水路の航行者案内の爲に水路圖を作成し之を保持すること、三角測量、水準測量を行ひ、地圖作成其他の測量事業の統制を保つこと、航海者にその豫測を得しめんが爲に潮流海流の觀測分析を行ふこと、航海者、土地測量者に磁性羅針盤の使用に必要な報知を與へ、又無線電話發達の爲に技師に通報を與へるべき磁氣測量を行ふこと、地震研究を行ひ、耐震建築材料を整へて地震の危険を減殺すること、飛行機操縦者の便宜を計る爲に特に調製された合衆國地圖を用意すること等である。
 - (二) 之等の測量、研究の結果は海圖及「海岸手引」、Coast Pilot、潮流回歸年表、磁尺偏差圖、海事案内(燈臺局共管)、合衆國航空地圖、地理的位置側面圖及諸種の測量方法を記載せる便覽、その他一般の活動に互る毎年の特別刊行物として發行される。
- 航海管船局 (Bureau of Navigation and Steamboat Inspection)
- (一) 本局は航海及汽船監督法の施行を主管し、商船に關する總ての法律の運用について調査、報告をなす。

- (二) 商船統計を調製公刊し、商船に對して公認番號と信號證書とを與へ、噸數、所有者を示す記録、書類を保持する。

- (三) 噸稅、運河稅等の基礎として凡ての合衆國商船及ヨットの噸數を計る。
- (四) 航海法違反に對して課せられる罰金免除規定の適用を實施し且つ、船舶抵當法を執行する。
- (五) 海員、船主間の契約の締結、履行を監督し、兩者間の爭議を裁決し、入港する船舶を臨検して船員給料の支拂に不備なきや又アメリカ船員の福利に關する事項につき遺漏なきやを檢閲する。
- (六) 船舶の建造及改造の計畫に關してはその強度檢査を行つて認可し、防火、救命その他の船舶諸施設を檢査、認可する。
- (七) 汽罐及其附屬品の檢査、その建造改造の認可及汽罐用鋼鐵の試験。
- (八) 船長、運轉士、水先案内人、技師の試験を行ひ、許可の取消、拒否に關する提訴を考慮し、發行したる許可及證明書の記録を保持する。
- (九) 監督を受ける船舶が正規の設備を有し且つ、作業を行へるか否かを巡視する爲に、大西洋及港灣の沿岸、湖水に巡回船を派遣する。
- (一〇) 合衆國領域に於ける凡ての碇泊港に於て載貨吃水線法を執行する。
- (一一) 有能なる船員、及び救助船員の資格證明、衝突の調査、許可を與へたる者の怠慢、不始末の問責、遊覽船の定員超過防止等の種々の職務を行ひ、その他航海及汽船監督法の施行規則を定める。

測量、吃水の實行、噸税、航海料金、罰金の徴收、船舶の出入港、證書交付、一九二〇年抵當法の施行、航海法の一般的施行の事務に關聯する本局の陸上事務は大藏省の税關官吏によつて行はれるが、右の如き事務を執行する際には本局官吏の監督に服する。

特許局 (Patent Office)

(一) 特許局は特許法を執行し、發明の特許及商標、印寫、貼札の登録に關する總ての事項を管掌する。

合衆國船舶院局 (United States Shipping Board Bureau)

(一) 本局は國家貿易の大部分を擔當するに足る商船而して戰時乃至國家緊急の場合には陸海軍の豫備として勤務するが如き商船の維持發展を任務とする。更に本局の事務の一は本國通商海運業の終局的私権に留意しつゝ議會の定めたる政策に依り船舶用具の統制を行ふことである。

(二) 本局は州際及外國貿易に於ける一般水上運送業者の賃率、料金、諸掛、慣行につき監督權を行使し、又埠頭設備、船渠、倉庫其他右船舶に關する碇泊施設の準備する業務を執行する者に對して監督權を行使する。州際商業の運送業者はその最高運賃、料金、諸費用を本局に提出し、その認可を得て之を實施し、一般の檢察に供することを要する。但し國際貿易の運送業者は實行運賃を提出するものとする。本局は料金規定を制定して、之を施行し之によつて賃率、料金、諸掛の作成、公表、配置を行はしめる。

(三) 本局の重要な職務の一は、その監督官吏の間に締結された協定の認可、不認可、變更を行ふことである。右の協定の認可によつて貿易制限に關して獨占體に對して發せられたシャーマン・トラスト禁止法、ウィルソン關稅

法、クレイトン法及補充法、改正法の適用を免除することを得るのである。

(四) 本局は荷積人、旅客の申立てる異議、其他運送人の所謂不正差別待遇及其他監督權に屬する事項に關する異議を受理、裁決する準司法的權限を持ち、且つ命令の履行を確保すべき法律的處置を執ることが出来る。但し取締規則の違反に對して賠償を命ずる命令を除く。即ちこの賠償を命ぜられたる場合には、損害賠償請求の訴訟を提起することが出来るのである。

(五) 本局は公式・非公式の異議申立或は屢、自己の發意に基いて運送業者及其他の本局の監督權下にある者に適用せらるゝ法規違反の有無を決定する爲に調査審問を行ふ。

(六) 合衆國船舶に賦與せられたる特權、負擔に關する外國政府の行動につき調査を行ひ報告を爲し而して不利なる狀況を匡し或は之に對應せんが爲に法律の範圍内に於て外國貿易に關する海運關係につき規則を制定する。

(七) 建造貸附金資金を管理し、商船の建造・修理の爲資金の支出を掌り、船舶の設計・種類を裁斷し、申請者の資格、財政狀態を檢査し、認可せられたる貸附金の條件を定め、またその徴收を監督する。

(八) 外國貿易に従事する合衆國海運業者が受くる財政上の特權を決定する趣意を以て、合衆國と外國との間の造船業及船舶業の經營上の差異の研究を行ふ。

(九) 通信長官の要求により本局は海洋郵便航路に使用せらるゝ船舶の型、大きさ、速度、其他の條件、運轉回數及船舶の能力に關する諸般の事項につき通信長官の規定する要件を考慮して決定及び證明を與へる。

(一〇) 本局は港灣及海運施設の發達を計る趣旨を以て陸軍長官と協力して港に接屬する地域、商業の狀況、港津密集各省の機務及び所管事務

ソ 聯 邦

ソ 聯 邦 に 於 け る 社 會 保 險

- 一 組織及び管理
- 二 保険料
- 三 保険料の支拂
- 四 一時的労働不能に對する手當金
- 五 分娩費、哺乳手當金
- 六 埋葬料
- 七 年金(發疾年金、養老年金、遺族年金、勤続年金、功勞年金)
- 八 醫療(労働専門委員會)

一 組織及び管理

ソ聯邦に於ける社會保險はすでに十六年の歴史をもつてゐる。一九三三年までは労働人民委員部がその經營に當つてゐたが、同年九月同人民委員部が廢止せられ、その一切の事業が全聯邦労働組合中央評議會に移されると共に、これに移されて今日に到つてゐる。被保險者は全國のすべての労働者及び事務員を包括し、費用は各工場及び企業が之れを負擔し、従業員は全くこの負擔から解放されてゐる。

ソ聯邦の労働組合は産業別に百五十九あり、中央部をモスクワに有し、各共和國、各地方、各州、各工場にそれぞれ支部をもつてゐる。この中央部(中央執行委員會)以下各支部が社會保險事務を行つてゐるわけである。

この謂はゞ縦斷的、産業的機關と並んで、各地に労働組合の地域的評議機關(労働組合地方評議會、同共和國評議會、同全聯邦中央評議會)があり、やはり社會保險に關する事業を分擔してゐる。

- (ア) 各産業の労働組合中央委員會——労働組合共和國、地方、州、地區支部——工場現地委員會
 - (イ) 全聯邦労働組合中央評議會——労働組合共和國、地方、州、評議會——労働組合都市及び地區評議會
- 次にこれらの機關の主要な機能を下級のものから記すと——
- (ア) 工場現地委員會
 - 一 被保險者が手當金を受ける権利を決定し、法律に依つて定められた率に従ひ一時的労働不能、妊娠、乳兒に對する手當金の額を決定すること、及び手當金を受ける権利を剝奪すること
 - 二 工場、企業及び諸機關が正確に手當金を支拂ふやう監視すること
 - 三 サナトリウム、療養地及び休息の家への入場許可證の受領及び交付
 - 四 託兒所、幼稚園及び子供の廣場の經營に参加し、被保險者の子女をこれらに送ること
 - 五 保険料の適時、完全なる納入と、その正當なる支出を監視し之れを確保すべき手段を講ずること
 - 六 社會保險に關する事業を遂行するために各工場、各機關内に給付事務所を設け、給付の見積書を作成し労働組合共和國(地方、州)支部に提出してその承認を求めること

労働組合共和国、地方、州及び地区支部

- 一 社会保険事業に於ける工場現地委員会の活動を指導し、被保険者に對するそのサービスの監督すること
- 二 工場現地委員会の社会保険豫算見積を確認すること
- 三 保険料の徴収
- 四 療疾、養老及び勤続年金、養育者死亡の際の年金の指名
- 五 社会保険に關する事業を遂行するために、労働組合共和国、地方、州及び地区支部内に社会保険金庫を設置する

各労働組合中央委員会

- 一 社会保険の領域に於ける下級支部、工場現地委員会の事業の指導監督
- 二 社会保険豫算見積を作成し全聯邦労働組合中央評議會の承認を求めること
- 三 労働組合共和国、地方、州及び地区支部の社会保険豫算を認可すること
- 四 當該産業部門の特殊事情に適應する社会保険規則の發布及び説明
- 五 労働組合中央委員会の管下にあるサナトリウム及び休息の家の建設及び管理
- 六 當該工業部門に於ける保険料の適時、完全なる拂込みの監督
- 七 罹病防止策を講ずること
- 八 保健機關との間に被保険者の醫療に關する契約を結ぶこと、當該労働組合自身が醫療事業を經營せる場合

にはその費用を負擔すること

(イ)

労働組合都市及び地区評議會

- 一 社会保険に關する労働組合地区支部及び工場現地委員会の活動の指導及び監督
 - 二 當該地区内及び都市内に於ける保険料の適時、完全なる拂込みの監督
 - 三 醫療専門委員会の組織
- 労働組合共和国、地方及び州評議會
- 一 當該共和国、地方又は州に於けるすべての労働組合支部及び労働組合地区評議會の活動を指導し監督すること
 - 二 當該共和国、地方又は州に於ける社会保険豫算を作成し、全聯邦労働組合中央評議會に提出すること。社会保険に關する労働組合地区及び都市評議會の豫算見積を認可すること
 - 三 労働組合共和国、地方及び州支部の参加の下に被保険者の醫療に關する契約を保健機關との間に締結し醫療に關する費用を負擔すること

- 四 管下のサナトリウム、療養地及び休息の家の建設及び管理
- 五 醫療専門委員会の組織
- 六 療疾者の家の組織及び管理

ソ 聯邦に於ける社会保険

全聯邦労働組合中央評議會

- 一 すべての労働組合機関及び労働組合評議会の社会保険に関する事業の指導及び監督
- 二 労働組合中央委員会、労働組合共和国、地方及州評議会の豫算を包含するところのソ聯邦社会保険豫算並びに社会保険に関する全聯邦労働組合中央評議會の見積を作成し、ソ聯邦人民委員会に提出すること
- 三 管下のサナトリウム、療養地、休息の家及び研究所の建設及び管理
- 四 社会保険に関する法律及び保険料率を作成しソ聯邦人民委員会に提出すること
- 五 社会保険に関する法律を敷衍するところの訓令、規約及び説明を發布すること
- 六 被保険者の醫療に関する保健機關への融資の手續及び範圍の決定に参加すること

二 保 險 料

保険料は一切の企業、機關、組織、施設、及び賃労働を使用する個人が負擔し、労働者の賃銀に對し何パーセントかを支拂ふことになつてゐる。その企業なり機關なりが國家であらうが、協同組合乃至公共團體の經營であらうが、利權事業であらうが、みな一律に社会保険料を支拂はねばならない。料率は後に述べるやうに産業の種類によつて異つてゐるが、保険料算出の規準となる賃銀には臨時及び定期に支拂はれる賃與も含まれる。料率は産業の種類により普通料率と臨時的特典料率とに分たれ、更に兩者を通じて普通就業者と季節的、屋外的就業者とにより料率を異にしてゐる。左にこの料率を表示しよう(賃銀額に對する百分率)。

季節及び屋外労働者	
第一類	第二類
A 普通料率	
第一種	一・六
第二種	一・八
第三種	二・〇
第四種	二・二
B 臨時的特典料率	
第一種	一・〇
第二種	一・二
第三種	一・四
第四種	一・五

普通料率(A)は作業の危険性及び有害性によつて第一種から第四種に分け、危険の多い作業ほど料率を高くしてゐる。個人の企業や經營に對しては、作業の種類を問はず第四種の料率二%が課せられる。臨時的特典料率(B)も四種に分たれてゐる外、建築業、補助工業に従ふ人々、工場内の労働者事務員に對する物資の供給に従ふ人々、公共事業に従ふ人々、伐木及び流木に従ふ人々等々に對してはそれぞれ特殊の率が設けられてゐる等、極めて複雑な規定があるが、煩鎖を避けるため省略する。季節労働者及び屋外労働者に對しては當該企業は短期間を限つて保険料を支拂ふことになつて居り、その料率は仕事の性質により異つてゐる。

右の外、すべての企業、機關、施設は労働者住宅建設基金を拂込まねばならぬ。その率はやはり賃銀に對する百分率で定められてゐる。

次の保険料率を支持する場合

一〇	住宅基金拂込率
一一	(賃銀に對する%)
一二	〇・七五
一三	〇・九
一四	一・〇
一五	一・一
一六	一・二
一七	一・三
一八	一・四
一九	一・五
二〇	一・六
二一	一・七
二二	一・八
二三	一・九
二四	二・〇
二五	二・一
二六	二・二
二七	二・三
二八	二・四
二九	二・五
三〇	二・六

社會保険料の率が一〇%に充たない場合には労働者住宅基金を支拂ふ必要はない。

三 保険料の支拂

保険料は各企業各機關が一額にして、社會保険金庫に拂込むことになつてゐる。各企業は銀行に當座勘定をもつてゐるが、賃銀の支拂に要する金額を引出す毎に、その都度保険料に擔當する金額を申告する。銀行はこれをその企業の勘定から社會保険金庫の勘定に移すのである(此の場合先に述べた労働者住宅基金への拂込金をも加へる)。ソ聯邦では賃銀の支拂は大抵五日毎に行はれてゐるが、労働組合とか住宅貸付組合などの社會團體、及び個人企業は一箇月に一度保険料を拂込むことになつてゐる。銀行に勘定をもつてゐない企業又は個人は、現金で社會保険金庫の勘定に拂込まねばならぬ。

銀行は右の振替に關する委任状を企業から受取らぬ限り、賃銀に要する金額を企業に拂出さぬといふ風に、保険料の拂込は正確に行はれる仕組になつてゐる。そして銀行が企業の勘定から保険料に相當する金額を社會保険金庫の勘定に移す場合には他の一切の支拂に對して優先權が認められてゐる。若し銀行に充分の預金がなく、賃銀の外に保険料を支拂ふ餘裕がない場合には、銀行は賃銀だけを拂出し、保険料支拂の不可能なることを保險金庫に通告する。保險料の滞納に對しては一日に〇・一%の滞納料が課せられる。滞納保險料に對しては社會保險金庫は滞納租稅取立の場合と同様の權限を以つて之れが取立てを行ひ、財産の差押、競賣にまで及ぶことが出来る。

四 一時的労働不能に對する手當金

一時的労働不能に對する給付金は産業により、また労働組合に加入する者と然らざるものとにより、更に勤続年限によつて異つてゐる。先づ労働組合員に就いてこれを表示すれば左の如くである。

一 工業、建築業、鐵道、水運、機械、トラクタ、イスタンション、共營農場、國營農場の労働者及び事務員、教師、醫務員、農藝技師、技師、技手	全經歴を通過して三年以上、當該工場に於いて勤続二年以上の者	全經歴を通過して三年以下、當該工場に於いて勤続二年以下の者	當該工場に於ける勤続一年以上の者	當該工場に於ける勤続一年以下の者	模範労働者及び技師、技術員、技師、事務員、農藝技師、技師、技手
	最初の日より給料の全額	最初の二十日間、給料の四分の三額	最初の二十日間、給料の三分の二額	最初の二十日間、給料の三分の二額	最初の日より給料の全額



ソ 聯邦

一一〇

二 右に示された企業の仕事に於ける労働者	最初の五日間は給料の四分の三、それ以後は全額	最初の二十日間は給料の四分の三、それ以後は全額	最初の二十日間は給料の三分の二、それ以後は全額	労働不能の全期間を通じて給料の三分の二	最初の五日より給料の全額
三 鑛山労働者、機關手、建築労働者	最初の五日より給料の全額	最初の二十日間は給料の四分の三、それ以後は全額	最初の二十日間は給料の四分の三、それ以後は全額	最初の二十日間は給料の三分の二、それ以後は全額	最初の五日より給料の全額
四 諸機關及び非工業的企業に於ける労働者及び事務員	最初の十五日間は給料の四分の三、それ以後は全額	最初の二十日間は給料の四分の三、それ以後は全額	最初の二十日間は給料の三分の二、それ以後は全額	労働不能の全期間を通じて給料の三分の二	最初の五日より給料の全額(第一類の労働者及び技師にのみ限る)
五 十八歳未満の者	最初の日より給料の全額	最初の日より給料の全額	最初の日より給料の全額	最初の二十日間は給料の四分の三、それ以後は全額	最初の五日より給料の全額

その仕事の性質上労働組合に加入し得ない労働者及び事務員に對しては、組合員と同額の手當金が給付される。労働組合員でない者は一律に、労働不能に陥つてから最初の三十日間は給料の半分、それ以後恢復するまで三分の二が給付される。

個人企業家及び利権事業に雇はれてゐる労働者及び事務員については、労働組合員の場合、勤続一年以上の者は最初の二十日間給料の三分の二、それ以後は全額給付され、勤続一年以下の場合には労働不能の全期間を通じて三分

の二を給付される。若し労働組合に加入して居ない場合は、労働不能の全期間を通じて給料の半分の給付される。例外として、炭坑業の地下作業に従事する労働者及び技師は、労働不能になる以前二箇月間所定の作業を遂行してゐた場合には、右勤続年限の如何を問はず、最初の日から給料の全額を支給される。また赤衛軍人、赤色バルチザン、老ポリシエウイキ協會員、全聯邦政治犯及び流刑者協會員、ソ聯邦及び聯邦共和国の勳章を有する者も勤続年限の如何を問はず最初の日から給料の全額を支給されることになつてゐる。

外國から招かれた労働者及び専門家に對しては、その勤続期間の如何に拘はらず當該産業部門に於ける最高額が給付される。

季節労働者又は事務員に就いては、労働不能に陥る以前最後の一年中三箇月以上働いた者、乃至最後の二年中十箇月以上働いた者には手當金が支給される。但し職業病又は労働中不具になつた結果労働不能に陥つた場合は、此の制限がない。

學生の在學中の期間は勤続年限の中に加算される。

次に労働不能による手當金が給付される場合は、――

- (ア) 病氣により労働不能になつた場合
- (イ) 病氣が原因で他の仕事に移される場合
- (ウ) 妊娠及び出産

ソ聯邦に於ける社會保險

一一一

(エ) 家族が病気で、看護を要し、他に家人なき場合
(オ) 傳染病のため交通遮断が行はれ、出勤が不可能となつた場合

病氣になつた子供が二歳以下の場合は、他の家人の有無に拘はらず、母親は手當金を給される。

手當金が支給される期間は、労働能力を喪失した日から之れを恢復する日まで、又は醫療労働専門委員会により廢疾者と認定されるまでの期間である。季節労働に従ふ者、及び建築労働者に就いては、職業病にかゝり又は労働中不具になつた場合には、上記の規定が適用されるが、それ以外の原因で労働能力を喪失した場合には、その日から七十五日を限度として給付される。但し工場現地委員会が必要と認められた場合にはこれ以上期間を延長することも許される。

妊娠及び出産による一時的労働不能の場合は、職業の如何を問はず産前産後五十六日間手當金が給付される。妊娠百九十六日以前に流産した場合、若くは墮胎の場合は一般の病氣の場合と同様に取扱はれる。

一時的労働不能の手當金を受取る権利及びその額を決定するものは、労働組合の工場現地委員会である。工場現地委員会は上級機關の認可を得た豫算の範囲内で社會保険の給付を行ふのであるが、その資金は各企業及び各機關の管理部が保険料の中から支拂ふことになつてゐる。これらの管理部は保険料の中から給付事務所に支出した金額を差引いた残額を國立銀行の地方機關の保險金庫の勘定に直接拂込むことになつてゐる。國立銀行の支店が存在しない處では貯蓄金庫に拂込まれ、後者から更に近くの國立銀行支店に移される。

五 分娩費、哺乳手當金

國家、協同組合及び公共團體の諸企業並びに諸機關に就業せる労働者及び事務員、社會保険による年金受領者及び功勞による年金受領者、大學、専門學校、労働者、大學豫科、労働組合及び黨の學校の生徒、特別の技術的講習を受けつゝある者(但し以上はすべて學校入學直前に労働者又は事務員として勤務してゐる者に限る)は、分娩に際し一時金として分娩費及び哺乳手當金を受けることが出来る。

上記の労働者及び事務員が分娩費、哺乳手當金を受けるためには、分娩直前に於て、模範労働者及び技師の場合は四箇月、右以外の労働組合の場合は八箇月、組合に参加してゐない者は十二箇月、當該工場又は機關に於て勤務してゐなければならぬ。但し石炭業の地下労働に従つてゐる者は、分娩費請求前二箇月間所定の採炭高を擧げさへすれば、勤続年限の如何に拘はらない。外國から招聘された労働者及び専門家にも勤続年限の制限が無い。年金受領者及び赤軍士官にして長期休暇を與へられた者、豫備に加へられた者も勤続年限の制限がない。但し年金受領者が裁判の判決により年金を停止された場合、若くはその収入が年金と合して月額三百留以上の場合は給付されない。

分娩費の額は數年來三十二留のところ昨年六月の「ソヴィエト家族強化法」により四十五留に増加され、哺乳手當金は月額五留が十留に増加された。

分娩費、哺乳手當金給付の決定は労働組合の工場現地委員会によつて行はれ、手當金は企業又は機關の管理部から給付される。労働者五千以上の大工場に於いては、手當金給付の決定は、職場委員会に委任することが出来る。工場現地委員会もない小さな企業や機關の労働者及び事務員については、地區委員会、都市委員会が手當金の決定を行ふ。學生に對してはその地方の労働組合委員会が手當金を決定し、學校當局が之れを給付する。

労働に従事せぬ年金受領者については、年金を受けてゐる労働組合が之れを決定し、功勞年金者については最寄りの労働組合機關がその決定に當る。

六 埋葬料

社會化經濟部門に於ける労働者及び事務員、年金受領者、學生、赤軍兵士が死亡した場合には埋葬料が給付される。又これらの人々が扶養するところの配偶、十八歳未満の、若くは労働能力なき子女(年齢を問はず)、兄弟姉妹、養子、養女、兩親、祖父母が死亡した場合にも埋葬料が給付される。

季節的労働者及び事務員の死亡の際には埋葬料は交付されない。労働者又は事務員が過去二箇年間に十二箇月以上働いてゐたならば、解雇後十五日以内に死亡した場合、埋葬料が給付される。この規定は彼等の家族が死亡した場合にも適用される。

七箇月以前の流産の場合には埋葬料は給付されない。埋葬料の金額は都市と農村とで異つてゐる。都市、郊外又は新建設地方、労働者部落に於ては、十歳以上の人の埋葬の際には四十留、十歳以下の場合には二十留の埋葬料が交付される。農村に於ては十歳以上の人の埋葬の際には二十留、十歳以下の場合には十留交付される。

埋葬料の決定、給付の手續は前項と同様である。尚ほ一時的労働不能、分曉費、埋葬料等の拒否、又はその金額の不當なる決定に對しては直接上級労働組合機關に不服の申立をすることが出来、この組合機關の裁定が、最後のな

のとされてゐる。手當金の實際の給付は前述の如く企業又は機關の管理部によつて行はれるのであるが、その支拂が不當であつたり、遲滞した場合には工場現地委員會に申立をすることになつてゐる。一方、虚偽の文書等により手當金を不正に取得した場合には刑事上の責任を問はれ、裁判所の判決を待たずして手當金は沒收される。

七 年 金

ソ聯邦の社會保險中重要な位置を占めるものは年金である。これには廢疾年金、養老年金、遺族年金、勤續年金、功勞年金がある。

(一) 廢疾年金

業務中の災害又は職業病のために廢疾者となつた労働者及び事務員は、勤續年限の如何を問はず廢疾年金を給付される。

右以外の原因から廢疾者となつた場合は、一定の勤續年限を経た者に對して廢疾年金が與へられるが、この勤續年限は左表の如く當人の年齢及び職業に依つて異つてゐる。

年 齡	地下労働及び有害なる労働に從事する労働者	必要なる勤續年限	その他の労働者	事務員
二〇歳未満	勤續年限の制限なし	一	二	二
二〇—二三歳		一	二	二
二三—二五歳		二	二	二

ソ聯邦に於ける社會保險



二五—三〇歳
 三〇—四〇歳
 四〇—五〇歳
 五〇歳以上

三
 四
 五
 六

三
 四
 六
 九
 一二

療疾年金は業務中療疾者となつた場合の外、労働を停止した日から二年以内に、若くは一時的労働不能手当給付中止後二年以内に、療疾者となつた場合にも給付される。

療疾者は傷害の程度により左の三類に分たれる。

第一類 全然労働能力を喪失し、他人の介抱を必要とする者

第二類 自己の職業の労働並びに他の如何なる職業の労働に對する能力をも完全に喪失せる者

第三類 自己の職業に關する労働をその職業の普通の事情の下に於て繼續的に行ふ能力を失つてはゐるが、(ア)不規則なる労働に堪え、若くは、(イ)労働時間を短縮して、乃至は、(ウ)他の職業に於て著しく資格を低下せしめて、労働することを得る者

療疾年金の額は産業部門によつて異なり、労働者及び事務員を左の四種に分けてゐる。

第一種 地下労働及び他の有害労働に従事する労働者

第二種 冶金業、機械製作業、電気機械工業、石炭工業、鑛山業、石油工業(石油の探掘及び精製)、基礎化學工業、ゴム工業、鐵道、水運、企業内運輸に従事する労働者

第三種 第一、第二種以外のすべての労働者、直接生産に従事する事務員(即ち職場内の)、保健機關の醫務員

第四種 生産に直接従事せざる事務員

以上の四種につき療疾年金を舉げれば次の如し。

第一種

(ア) 勤続年限十年以下の者

第一類の療疾者

第二類

第三類

給料の六九%

〃 四九%

〃 三五%

(イ) 勤続年限十年以上十八年までは一年を加ふる毎に給料の二%を右の率に追加す

(ウ) 勤続年限十八年以上二十三年までは一年を加ふる毎に給料の三%を附加す

(エ) 年金は第一類の療疾者にありては給料の一〇〇%、第二類の療疾者にありては給料の八〇%、第三類にあつては給料の六六%を超えることを得ず

第二種

(ア) 勤続年限十年以下の者

第一類の療疾者

第二類

第三類

給料の六八%

〃 四八%

〃 三四%

ソ聯邦に於ける社會保險

- (イ) 勤続年限十年以上十八年までは一年を加ふる毎に給料の二%を右の率に附加する
- (ウ) 勤続年限十八年以上二十五年までは一年を加ふる毎に給料の二%を附加する
- (エ) 年金は第一類の癱疾者にありては給料の九〇%、第二類の癱疾者にありては給料の七〇%、第三類にありては給料の五六%を超えることを得ず

第三種

(ア) 勤続年限十八年以下の者

第一類の癱疾者

給料の六七%

第二類

四七%

第三類

四六%

- (イ) 勤続年限十八年以上三十二年までは一年を加ふる毎に給料の二%を附加す
- (ウ) 年金は第一類の癱疾者にありては八〇%、第二類の癱疾者にありては給料の六〇%、第三類にありては給料の四六%を超えることを得ず

第四種

(ア) 勤続年限十八年以下の者

第一類の癱疾者

給料の六七%

第二類

四七%

第三類

三三%

- (イ) 勤続年限十八年以上三十二年までは一年を加ふる毎に給料の〇・五%を追加す
- (ウ) 年金は第一類の癱疾者にありては給料の七五%、第二類の癱疾者にありては給料の五五%、第三類にありては四一%を超えることを得ず

業務中の災害又は職業病により第一類の癱疾者となつた者は、給料の全額を給付される。

業務中の災害又は職業病により第二類及び第三類の癱疾者となつた者は、上記の規定に準じて癱疾年金を交付されるが、その場合第二類の癱疾者は給料の七五%以上、第三類の癱疾者はその五〇%以上を交付される。

給料が月額三百留を超える場合は年金は三百留を規準として算出される。

(二) 遺族年金

労働によつて生計を維持する扶養者が死亡した場合、その家族は遺族年金を交付される。但し業務上の災害又は職業病の結果死亡した場合には、勤続年限の如何に拘らず遺族年金が交付されるが、それ以外の原因によつて死亡した場合には一定の勤続年限を経る必要ならぬ。遺族年金を受ける家族は

(ア) 十六歳未満の子女、兄弟、姉妹(但し學校在學中のものは十八歳未満まで)

(イ) 右の家族が十六歳(在學中のものは十八歳)以前に労働能力を喪失してゐた場合には、年齢に制限なく遺族年金の交付を受けることが出来る

(ウ) 両親及び配偶にして労働能力なきもの、又は高齢にあるもの、即ち男子は六十歳以上、女子は五十五歳以上にソ 聯邦に於ける社會保險

達せるもの

(エ) 死亡せる扶養者の子女、兄弟、姉妹が八歳未満にして保護を必要とする場合には、年齢及び労働能力の如何に拘らず両親又は配偶の一方に給付される

扶養者の行衛不明が認知された場合にも上記の規定に従つて遺族年金がその家族に給付される。

遺族年金が給付される期間は、(ア)の場合は子女、兄弟姉妹が十六歳(在學中ならば十八歳)に達するまで、(イ)の場合は被扶養者が労働能力を喪失せる全期間、(ウ)の場合は両親又は配偶の全生涯、(エ)の場合は死亡せる扶養者の子女が八歳に達するまでである

孤兒年金を受領せる家族(ア)の場合が年金受領期間中に労働能力を喪失した場合には十六歳(在學中は十八歳)以後に於ても、労働能力喪失の期間を通じて引續き年金を給付される。

(エ)の場合に於ても年金受領期間中に受領者が労働能力を喪失し又は頽齡に達した場合には、死亡せる扶養者の子女が八歳に達した以後に於ても引續き年金を給付される。

配偶者の死亡により遺族年金を受けつゝある人が新たに結婚した場合にも、之れを受ける権利を失はない。

遺族年金の額は、年金権を有する遺族が一人の場合は、第二種の療疾者が得る療疾年金の五〇%に相當する金額である。遺族が二人の場合は右の療疾年金の七五%に相當する金額、三人以上の場合は一二五%に相當する金額である。

(三) 養老年金

養老年金は最初、鑛山業、金屬工業、電機工業、化學工業、纖維工業、印刷工業、製陶、ガラス工業、煙草工業に従事する労働者、鐵道及び水運の従業員にのみ給付されてゐたのであるが、一九三二年二月の改正によつてすべての經濟部門に於ける労働者(請機關に於ける労働者をも含む)、優秀なる労働者、選挙により役員になつた労働者、技師及び技手になつた労働者にも給付されることになつた。

事務員については次の部門に従事する者にのみ養老年金が交付される。即ち、鑛山工業、水運業(河川及び海上)、印刷工業に従事する事務員。

地下労働又は他の有害労働に従事する労働者は五十歳に達した者は養老年金を給付される。但しそれ以前に於て二十年以上、そのうち十年以上地下労働又は有害労働に従事してゐなければならぬ。

その他の労働者については、男子は六十歳に達した時(但し全歴二十五年以上労働に従事せる者)、女子は五十五歳に達した時(但し全歴二十年以上労働に従事せる者)、養老年金を得る権利が與へられる。

養老年金の額は労働者の従事する産業部門によつて異つてゐる。

第一種——地下労働及び他の有害労働に従事する者

第二種——冶金業、機械製作業、電気機械工業、石炭工業、鑛山業、石油工業(採掘及び精製)、基礎化學工業、ゴム工業、鐵道、水運、企業内運輸に従事する労働者

第三種 第一、第二種以外のすべての労働者及び事務員

以上三種の年金を通じ刑の判決を受けた者はその判決に示された期間内、年金の給付が停止される。

ソ 聯邦に於ける社會保險

(四) 勤続年金

勤続年金は最初教育関係者に與へられたものであるが(一九二九年十月十一日附)後に農村に於ける醫療機關の従業員及び獸醫關係者(一九二九年十一月三日附)、農業技師に擴張せられ(一九三〇年九月二十二日附)、最後に民間航空の従業員に及ぼされた(一九三三年十月十七日附)。そしてその給付規定は航空關係を除き殆んど同一であるから、先づ教育關係者の勤続年金について述べよう。

年金受領資格者は學齡前教育機關、普通教育機關、文盲退治の機關、工藝學校、圖書館の教員及び従業員、地區視學等々であつて、過去二十五年間(そのうち十年以上はソ聯邦政府の下に於いて)、その業に携つてゐた者である。但し勤続年限の算出に於ては右の諸機關の何れに、若しくはその數機關に居ても差支ない。

遠隔の地方に於ける勤務に對しては勤続年限算出上特典が與へられてゐる。即ちこれを第一遠隔地帯と第二遠隔地帯とに分ち、第一地帯に於ては八箇月、第二地帯に於ては三箇月を一年として計算する。

赤軍在營中、ソヴェト及び勞働組合機關の役員に在任中の期間は、勤続年限に加算される。

一家の扶養者たる年金受領者が死亡した場合には、その遺族が年金の一部を受ける。即ち配偶者(但し勞働能力なきもの)、又は男子は六十歳、女子は五十五歳以上は年金の二分の一、その他の家族(勞働能力なき、若しくは十六歳——在學中ならば十八歳——に達せざる子女、姉妹、兄弟、及び死者の子女、姉妹、兄弟が看護を要する場合は両親)は、一人につき年金の四分の一を給付される、但しその合計が年額の全額を超えることは出来ない。

勤続年金の月額額は年金受領直前十二箇月間の平均給料月額額の半分である。しかし年金の額は月額百五十留を最高とする。

する。

勤続年限に達した後、なほ職に留まつてゐる者は、規定の年金の半額以上を受けることは出来ない。

勤続年金は刑の服役中若しくは追放中の期間は停止される。

すでに述べたやうに、農村に於ける醫療機關の従業員及び獸醫關係者、農業技師に對しては右の規定がそのまま適用される。

民間航空の従業員についてはその職業の性質上これとは幾多の相違がある。即ち年金受領資格者は、航空隊長、操縦者、機關士、航空寫眞撮影員、航空觀察者、舵手、ラヂオ係りであつて、二十年以上の勤続年限を有する者である。

勤続年限は二十年以上となつてゐるが、その算出方法は次の如くなつてゐる。

(ア) 航空輸送勤務に於ては飛行時間が一年四〇〇時間以上の場合はこれを二年に計算し、二〇〇—三九九時間の場合は一年半、一〇〇—一九九時間の場合は一年三箇月に計算する。

(イ) 航空寫眞撮影に従事する者に對しては、飛行時間が一年一〇〇時間以上の場合はこれを二年に計算し、五〇—九九時間の場合は一年半に計算する。

(ウ) 農業飛行その他種々の飛行探險に従事する者に對しては、飛行時間一年二〇〇時間以上の場合はこれを二年に、一〇〇—一九九時間の場合は一年半に、五〇—九九時間の場合は一年三箇月に計算する。

(エ) 航空學校及び飛行訓練部隊に従事する者は飛行時間一年三〇〇時間以上の場合はこれを三年に、一五〇—二九九時間の場合は二年に計算する。

ソ聯邦に於ける社會保險

九時間の場合は一年半に、七五―一四九時間の場合は一年三箇月に計算する。
年金の月額に過去十二箇月間の平均給料月額半分の半分であるが、二十年を超える場合は一年を加へる毎に給料月額の四%を増し、二十五年以上は一年を加へる毎に六%を増す。勤続三十年以上の者に對しては給料月額の全額を給付する。

年金受領者が死亡した場合にはその遺族に年金の幾分かゞ與へられる。その規定は教育關係者の場合と全く同一である。

(五) 功勞年金

功勞年金は過去の革命運動、内亂等に功勞のあつた人々、ソヴィエト治下に於て、軍事的、國家的、社會的、技術的、科學的、藝術的功勞のあつた人々に授與されるものであつて、年金の外、生活上、社會上種々の特典又は特權を與へられる。この年金の規定は一九三〇年五月二十日に制定されたものであるが、その性質上社會保險といふよりも寧ろ勳章に近いものである。従つてこの年金の大部分は昨年五月二十八日に制定されたソ聯邦褒賞令の中に包含されたのではないと思はれる。そこで參考のため此の褒賞令の骨子を左に摘記しよう。

- 一 ソ聯邦勳章は社會主義建設及國家に特別の功勞ある者に授けられる。勳章の種類は『レーニン章』、『赤旗章』、『赤星章』、『勳勞赤旗章』、『名譽章』の五種である。
- 二 受勳者は個人、軍隊、工場、諸機關であり、新しく功勞を樹てた場合には重ねて受けることが出来る。授勳は聯邦中央執行委員會によつて行はれ、戦時に於ける『赤旗章』及『赤星章』の授勳は聯邦國防人民委員によつて行はれる。

得る。

- 三 帶勳者は國庫から左記の年金を受ける。『レーニン章』は月額二十五留、『赤旗章』は月額二十留、『勳勞赤旗章』及『赤星章』は十五留、『名譽章』は十留。
- 四 帶勳者は年一回鐵道及水路による無賃旅行の權利を與へられ、ソ聯邦のすべての都市に於ける電車賃を免ぜられる。
- 五 帶勳者は養老年金の年限を三分の一短縮され、個人所得税及文化生活税を免ぜられる。
- 六 家賃を一割乃至五割免除される。この特權は本人死亡の際はその遺族に譲渡される。
- 七 本人死亡の際には年金はその遺族に與へられる。

八 醫療 労働専門委員會

社會保險に關する醫學上、労働上の諸問題を決定するために醫療 労働専門委員會が設けられる。即ちその任務は、労働者及び事務員が明年の仕事又は他の労働に適するや否やを決定し、また痲疾者の三部類の何れに屬するかを決定する。更に部分的又は全體的労働不能の原因(一般的疾病、業務中の災害、職業病)を決定し、労働能力の恢復又は向上の方法を決定する等々である。

この委員會は大工場では労働組合の工場現地委員會の下に設置せられ、工場現地委員會をもたぬ處では労働組合地 區及都市評議會の下に設置される。委員會の成員は議長一名(労働組合機關、即ち上記の工場現地委員會、又は労働

組合地区及都市評議會より、少くとも三名の醫務専門家即ち内科醫、外科醫及び神經病醫、及び生産的技術的諸問題の専門家（これは必要に応じて當該地方の行政機關から任命される）から成る。また必要な場合には顧問又は關係機關の代表者としてこれ以外の人が評議權をもつて委員會の會議に参加することが出来る。

委員會の下に少くとも十名以上の評議員が被保険者の中から選出され、當該工場の労働状態や生活状態を絶えず委員會に報告することになつてゐる。

佛 國

佛國電氣事業概説

ルヴウセネラルドクレクトリンデ

一九三七年二月十三日號E・ジュニシユに依る。

一般的原则

佛國に於て電力生産、配給に關する立法は次に掲ぐる一般的原则に基いてゐる。

- 1° 私有財産の尊重。佛國歴史上凡ゆる政治的制度はこれを強調してゐる。
- 2° 事業の自由。フランス革命期を境として舊同業組合的の制度に代置さる。
- 3° 公益の觀念。この觀念は場合と條件により他の一般原則特に所有權の尊重そのものをすら無視出来るものである。

これらの原則の中には自由主義的と統制主義的なる相反する二傾向を含み公共土木、特に電氣事業に於ては種々なる問題を生ずるのが常である。

第一 電力配給の歴史

佛國電氣事業概説

一、佛國に於ける電力配給の起源

佛國に於て電力が一般に配給せられるに到つたのは一八八四年の事である。然し當時はその範囲も甚だ狭少であり、孤立した地方、若しくは大都會にあつては地區又は區劃に於てのみ存在するにすぎなかつた。

又特別法が存在しなかつたので、最初は一般法によつて取締を受け、時には營利事業として時には公益事業としてその取扱はれ方は一定しなかつた。

問題の大部分は道路行政上の許可であつた。

右道路行政上の許可は國道にあつては國家により即ち直接には國家の代表者なる縣知事により、又縣道にあつては縣により即ちその代表者なる縣知事により、里道にあつては自治體により即ち市町村長により與へられるものである。但しこの許可によつては技術上の拘束を受くるに止まり、商業的條件は何等受益者に課せられず、彼はその電力を自己の欲する値段で賣る事が出来たのである。しかしこの道路行政上の許可は假のものであり、取消すべきものである。それで當局は何時にても補償なくして當然にその工作物の撤去を命ずる事が出来る。但しこの簡單なる取消の濫用を避ける爲に行政裁判所の判決例は道路行政上の利益に反する動機に對しては取消を許容せざる事とした。即ち道路擴張、歩道新設等の爲電柱を撤去する必要ありたる場合これが取消を行ひ得る事とし、又新聞賣場の設置に便ならしめる爲、又不當なる料金に對する爲、若しくは新市長が前任者の處分を變更する爲には取消を行ひ得ざる事とした。然し何れにせよ、この道路行政上の許可の假容性は企業にとつてなすみ難いものであつた。配給業者の或者共は一般的特別許可の下附によつて事業の安定性の保證を獲得せんとした。そこで彼等は自治體に對し彼等の企業を公益事

業として認められ、且公有道路に於ける電線網の設置許可を特許を以て附與し、一定期間營業を繼續するを得、又該期間以前に於て彼等の企業を廢せんとするには相當なる補償を市町村に於て爲すべき様要求した。又この保障の代價として彼等は市町村に對し、例へば次の如き利益を提供せんとした。即年賦金の支拂、無償又は低料金を以てする公共燈の提供、最高料金の制定、特許期間の終了と共に無償にて市町村へ電線網を譲渡する事等々。

二、一九〇六年六月十五日付法律

かゝる頃一九〇六年六月十五日付法律が公布された。該法律目的の一は電氣事業に一の特別な成文法を與へる事である。該法律には次の三制度が規定せられた。

1° 私有地に於ける専用線——これは公用道路と無關係であるから、此處に於ては絶對的な自由が享有される。但し電信電話線より一〇米以内に接近する時は縣知事の許可を要する、又この場合に於ても該電信電話線の機能に關する場合の外許可を拒否する事を得ない。即私有専用地域に於ける配給はかくて營業自由の一般原則によるものではあるが、但し大公益事業の要求は之を尊重せねばならない事となる。

その線路の一點點に於て公用地域を占用する線に關しては一九〇六年の法律はその申請者の任意に道路行政上の許可制若しくは特許制何れによるも可とせられる。

2° 道路行政上の許可——これは警察行為に屬し、専ら公用地に於ける問題である。これはガス、水道、廣告板等に關する道路行政上の許可と何等異なる所はない。該許可は一時的なるものであり、取消すべき性質のものであり、又その名義人に何等の權利も義務をも賦課するものではない。

3° 特別許可(特許 concession) 特許は雙務的に時には第三者に對してすら義務を負ひ權利を取得する契約であつて、特許取得約款(cahier des charges)中に於ける種々なる取極の拘束を受ける。

右特許は或限られたる期間賦與されるもので、又電燈の場合を除き特許保有者に獨占を許可するを得ない。又特許によつて公有地域占用に對する補償若しくは公益事業の見地よりして料金を低減せしむるの外特に金錢的負擔を特許保有者に負はしめる事は出来ない。

若し特許保有者が公益の爲なる旨宣言すれば、特許により當然私有地域内に電線を引き、家屋の前面に電線を架し、事業に必要な構築物の爲に土地を収用する事が出来る。

最初の特許に於ける内容の多様性は一九〇六年に至り單一の制度に統一された。かくして電力配給は單なる私的企業でないといふ觀念を法律の上に植へ付けた。配電事業を公益事業として考へる時には、これに對し過重の負擔を負はせてはならないし、又これを以て單なる利潤産出の源泉と考へてはならない。かくして該事業は私有地域に權利を設定する事を得、最高料金を設けて權利濫用を抑へ、充備なる規定を具へ、すべての人に電力利用の可能を保障する。

電線網の發達は終に公共安全保障の問題を法律的に提起した。土木相は電線の建設者並びに利用者に對し技術的規則を遵守せしむるの權限を保有する事となつた。これが爲土木相の管理下に電氣技術委員會(Comité technique de l'éclairage)を設置するの法律が公布せられた。該委員會は關係行政當局代表者及工業家各半數づゝを以て組織される。

又より一般的に土木相は該企業の統制權を持つ。

土木省統制局(Le Service du Contrôle)は技術的、行政的、商業的監督を行ひ、電氣事業の特許を受けたものをして法令並びに特許取得約款を遵守せしめ、擔當當局としての權威を彼等の利益の上に反映せしめんとするものである。

三、一九二五年二月二十七日付法律

其後幾許ならずして道路行政當局に附與せられた極度の自由の不都合のある事が痛感されるに到つた。道路行政當局は彼等の可なりと見た所へ電線を建設し、又彼等が可なりと見た人に許可を與へて行つた。そこで最早閑却された顧客なる貧民地區、遠隔地域等と電氣を連絡せしむる爲に事業を起す可能性が困難になつて來た。行政裁判當局の寛容は取消權を以てかゝる不都合さを訂正する事を妨げた。法理的には一時的であつても道路行政上の許可は事實上永久的なるものとなり、公正ならざる諸條件を以て事實上の特許保有者達を然らざる者と競争せしむる惧が生じた。

そこで新法が、一九二五年二月二十七日附にて公布せられ、道路行政制度に重大な制限を加へた。本法以來特許を本則とし、道路行政上の許可は例外といふ事になつたのである。

先づ第一に道路行政關係にては精々一〇〇KWの電力に對してのみ許可せられ、その期間も制限せられた。又これに對しては最高料金制及電力供給義務を強制される。

道路行政の舊制度は私益電線についてのみ保有されるに過ぎない。即ち販賣用電力については一〇〇KW以内のもの、又施設所有者専用のものについては一〇〇KW以上のものが道路行政上の對象となる譯である。行政裁判所もこの法規適用については大へん嚴密となり、例へば親會社のその子會社に對する送電線は公衆への賣電と見做すのである。即一〇〇KW以上の送電線が道路行政當局管理下へ置かれるが爲には電力供給者とその消費者とは唯一、同一な

る人である事を要する。

四、一九三五年の緊急統令

恐慌は一九三〇年を境として佛國に暴威を振ひはじめた、そして農産物の價格、工業活動、輸出、私人及公共團體並びに國家の所得を低下せしめて行つた。一九三五年下院は經濟狀態の回復を計る爲政府に對し法律と同效力を有する手段として命令を發するの權限を賦與した。茲に於て政府は一九三五年七月十六日及十月三十日の二箇の緊急統令を發し、大略次の主要なる手段を取る事に決定した。

- 1° 電力販賣價格の制限——特許取得約款にある價格の制限に更に公の秩序より新制限が發せられその最高限度は時に一層低下された。
- 2° 特許の併合——新販賣價格が配給者の採算點に達せずこれ以上やつて行けないといつた場合、その保有する電線網は買收され得る事となり、更に前者より一層重要な又經濟的に營業して行くに好條件を有し、他の配給による利益を以て少々困難なる配給線をも維持して行ける様な他の企業者に引繼がれる事となつた。
- 3° 補償金庫創設——これは配給業者によつて管理せられ、都市の電力業給業者によりその電燈事業收入に課せられ割當金によつて維持せられ、新統令によつて經營困難とはなつても電線設備の買收を要求しないであらう所の、地方の(即大都會にあらず)電力配給業者を救助するを目的としたものである。
- 4° 火力水力發電所建設並びに電力輸出入の統制
- 5° 電氣最高委員會の創設 (Conseil supérieur de l'Electricité)——

右の機關は電氣の生産、輸送、配給について土木相の諮問に應ずるものであつて、國民的一般利益、消費者、電氣事業の代表により構成せらる。

電氣最高委員會構成員左の如し

- 一、國民一般利益の代表者(議會、國務參事院、全國經濟會議、關係各官)……………二五名
- 一、消費者代表(商業會議所、農業會議所、縣會、市會、消費者組合、大企業、鐵道)……………二五名
- 一、電氣事業代表(生産者、輸送業者、配給業者、資材製造者、投資者、金屬工業、油田地方、配給管理、保線人事係)……………二五名

右の代表者は各母體內に於て指名されたものを土木相が正式に代議員として任命するものである。審議事項の審理を容易化する爲電氣高等審議會は常議員と三箇の部會(生産及輸送部會、配給部會、財務部會)を設け、全體會議は最重要事項及び上記特別部會或は常議員會に於て研究審理されたる事項の審議を爲すものとす。

第二 電力生産の沿革

電力配給の最初の企業はその企業自身に必要な電力を生産するにあつた。そして電力生産事業はその後數年にして漸く自治的存在を持ち始め、終に明確に獨立した定款を有するに到つた。

1. 水力に關する制度

水力發電は一九一九年十月十六日に到つて初めて特別法を持つに到つた。それ迄は水力發電は單に水利に關する一

般的法規の適用を受けるに止つてゐたのである。右の法規の主要法文は一六六九年八月の勅令(Ordonnance royale)、民法の相當條文、一八九八年四月八日付法律である。

佛國に於ては公域河川(Ces sont d'eau du domaine public)これは原則として舟楫の便ある水流であつて、その表は、一八二九年作成せられた、その洪水敷と水流は國有である。及その他の非公域河川とに區別する。

公域河川に於ては國家は一時的にして取消すべき許可を與へるのを常とした。しかし行政訴訟は公的安全若しくは國有財産管理の爲必要あるに非れば取消権を行使する事は許されない。即船舶の航行を容易ならしめる爲には許可を取消す事が出来たのである。併し他の發電所にて水流を一層善く利用する事を得しむる爲と雖もこれを取消し得ない事となつてゐた。

非公域水流にありては、その所有者は必要に應じその所有地内に凡ゆる工作を施し得る権利があるが、この際第三者の權利を侵害せざる事水流の位置を變更しない事が條件になる。

行政當局は右の權利の行使を禁止する事を得ないが、衛生、公的秩序、水流の位置變更等に關し警察行爲によりその作業を監督する事が出来る。又行政當局は他の土地所有權者又は第三者に對し或土木工事が彼等の所有地を益すると否とを問はずそれらの工事につき彼等の承認を強制する事は出来ない。

二十世紀の初頭水力發電所建設が一般化し始めた際には著工せんとする水流域の私有地を、少くとも水利權を買収しなければならなかつた。然し右の買収費は法外なものであつたのでこれが爲經營を困難にする事情が起つた。

民法六百四十五條は需要が河川の水量(ressource de la rivière)を超過する時は水域土地所有權者に權利賣買の割

當をなす爲流水に關する規約を作成する事が出来るとなされてゐるが、しかし右は農業の利益に關するもの、外營で適用されし事なく水力發電所建設に關し見越さるべき困難を調整する爲これを援用する事は許されない。

2. 一九一九年十月十六日付法律

一九一九年十月十六日付法律はこれらの困難を解決する爲のものであつた。本法は水力を以て國家の富であつて何者といへども國家の許可なくしては處分する事が出来ないものといふ思想を有するものである。

新法は流水の處理を分ち、一は重要ならざる流水處理(公益又は公の爲の發電所に關しては一五〇KW以下、私益工場に關しては五〇〇KW以下) 一は重要流水處理の二とした。

前者は以前と同様にして許可せられ、何等商業的性質の義務を包含せず、唯治水警察に關する技術上の指圖を受けるに止る。又第三者に對し權利を保有せず、従つて設備工事を行ひ得る爲にはその水域の所有者たるを要する事となる。

又その期間に關しても以前にはこれに關する制限が存在したにせよ默示的に三十年毎に更改出来たに對し新法に於ては最長七十五年に制限した。

更に他の重要な改正は「良き管理」の觀念である。嘗ては安全や監督上の都合によつてのみ取消又は拒否し得たものであつたが、今回更に水流に關する「良き管理」を遂行する爲必要に應じ許可は取消なり拒否し得る事となつたのである。勿論從來迄と雖も所有權が公益に讓歩するの觀念は存在したにしても今回は公益が發電所管理の中に存在する事を法律が始めて明確に承認したのである。

特許はこれに反し義務と権利を一體として保有するものである。これについては大體前述の如くであるが、唯その期間を七十五年に定め、その終了を待つて設備一切が當然國有となる事、及び若し公的必要の爲とあらば、私有地といへども種々なる工作の爲提供せしめ得る事等の規定は注目すべきものである。

3. 火力發電所についての制度

一九一九年法は水力發電に對し以前より一層嚴重な制限や義務を設けたが、しかし一方火力發電所に對しては自由のまゝに放置した。しかしこの不平等は大きな矛盾であつた。即ち佛國の如き燃料不足の國に於て火力發電に大なる制限や義務が課せられてない爲企業家や配給業者は水力發電よりむしろ火力發電所を建設せんとする様になり、特に一九三〇年を境とする恐慌により電力消費量減退するやこの傾向を一層強めた。即ち火力發電に於ては電力消費量に略比例して諸經費を調節し得るに對し水力發電所に於ては依然負擔は變らなかつたからである。

こゝに於て政府は國家的經濟回復の見地よりこの二つの發電源間の不平等を是正せんとし一九三五年十月三十日付の緊急統令は一〇〇KW以下の火力發電所を國家的監視の下に置いたが、しかし私有財産的性質はその中に保有せしめたまふであつた。

第三 直營と特許

土木省の處置に二つの方法が存する。一は直營(à l'état)であり、これは公共團體が自身事業を管理し、その費用は豫算面に表はれた支出により、時には使用権者より徴収する事により斯なふものである。二は特許(à concession)で特

定私人に資本提供、管理等々をその勘定に於て行はしめる事を指し、これに對しては時に貸付や補助金を與へ得る。

一、直營に關する規定

直營の方式による配給は自治體及、その組合若しくは縣によつて營まれるものであるが、これらの細則は一九〇六年法には規定されてゐないが不法なるものではない、一九一七年十月八日付命令はこれを一層明確なるものにし、右の直營による配給事業は右の創設者たる公共團體とは別に獨立なる豫算と管理を持ち、かくして前記特許經營の場合と同様の管理に服し且約款(conditions de concession)にも特許の場合と同様の権利と保障が記載されてゐる。

現在配給の爲に電力を生産する自治體は存するが國家は未だ配給事業を有つてゐない。國家は陸海軍、航海用その他特殊用途の爲の發電所を保有してゐる。但しこれらの發電所はその餘剩電力を他に賣電してゐる。

二、特許の規定

特許は任意に(à titre facultatif)爲され得べきものでありとしても特許を附與し得べき當局はその要求者の技術的適格、財力、倫理性その他一般的必要條件を充分検討すべき權利と義務を有する。然る上は何等その理由を付せずして却下する事が出来る。右の特許は財産權として認められず、その名義人は當局の承認を得て始めてこれを讓渡し得るのみである。

特許取得者に課せられた義務は次の二種である。

一は法規を遵守する事。特許を賦與せられたものより特許を取消得るは特許を附與したる當局に非ずして場合により種々なる法規に基き國家これに當る。これは種々なる關係を考慮した上の用意からである。他は契約自體の内容よ

り来る義務である。特許約款には特許権者の特殊条件等に基づき最低料金やその義務の一部の履行を確保する爲の保証金制等が記載されてあるが、これらは契約自體の内容に基づく義務である。又特許約款の内容が一般法制に抵触する場合があつた時には右の約款は國務參事院 (Conseil d'Etat) の承認を要する事になつてゐる。

特許に關する義務には以上の二種があるが、後者を定むる特許當局者は時に國家自らであり、縣であり、自治體又は自治體組合であり得る。即ち國家は二重の資格に於て關係してゐる事になる、一は特許に對する最後の決定を與ふるものとして、他は特許の内容に關する契約者として。

又特許の契約内容に由來する義務の中には、一、電氣技術委員會 (Le Comité technique de l'Electricité) の意見により制定せられたる閣令に基く技術についての指圖、二、特許契約の條項を及ぶ限り統一化し、一般の理解を容易化する爲種々なる指圖の形式を強制する。

又行政規則、統令、省令等により、組織、管理、公共地域の占用、特許及計畫届出に對する査定、工事の検査、事業上の保安、官公衙及他の特許業者との關係、統計蒐集、人事、除隊兵、大戦犠牲者等に對する職場の準備に關する法律の適用等々についての指圖が定めらる。

又特許約款の内容は工事及使用水流の技術的性質、工事に關する修正、材料の出所、最高料金とその監督、電力供給義務、その範圍及新擴張、事業の期限、その期限到來後の工事の處分法、等々が規定せられる。

第四 特許の種類

一九〇六年法は特許の條件を規定した。それによれば特許が同一市町村の區域内に限られたときには、該市町村に於て多數市町村にわたる時は自治體組合若しくは國家により特許が附與せられる。

一九三〇年四月十六日法律以來縣はその區域内に於ける特許を附與するの權限を有するに至つた。但しこの新權限は極稀にしか行使されてゐない。

國家の權限は三種に分ける事が出来る。この區別は特許取得約款により由來するものである。

1. 公共配給特許 (Concession de distribution publique) これは範圍の狭小なるものであつて一市町村に限らる。市町村又は市町村組合にて附與する公共配給特許なるものが別にあるが國家の附與するものと内容は略同一である。

2. 公益配給特許 (Concessions de distribution aux services publics) 比較的廣範圍にわたるもの。

3. 一九二三年以來送電特許 (Concessions de transport) 電力の大消費者は任意の生産者より電力の供給を受け、最低料金制の拘束を受ける送電特許保有者により、送電される事が出来る様になつた。

一九三六年一六、八八一件の配電事業(一時的なるものを包含せしむれば一七、九三四件)が存し、七一九の配電業者が存在する。その内譯左の如し

特許	一六、一〇一
公共配給特許	一五、四七〇
市町村特許	一三、八一四
市町村組合特許	一、五二七
縣特許	二
國家特許	一二七

佛國電氣事業概説

四一〇	公益配給特許
二二一	送電特許
二六六	許 可
三二七	市町村許可
三六	市町村組合許可
三	縣 許 可
五一四	道路行政許可

管理組織

配電事業の管理統制は土木省の管轄であり、その下に橋梁道路局技監(Ingénieurs en chef des Ponts et Chaussées)の監督を受く。

公共配電の監督に對しては各縣の技監はその命令下に

- 1° 國家特許の公共配電については省長官任命の官吏(その大部分即九八%は道路橋梁局官吏より選抜す。)
- 2° 他の官公衛特許の公共配電については特許當局任命の官吏(この場合概ね特許當局は既に國家監督に服する官吏を任命す。他の場合には學識、經驗あるものを特別試験により、若しくは省長官の許に登録せられたる免許狀により任命せねばならない事となつてゐる)を置く。

公益配電特許、送電特許(概して同時に數縣にわたる)は數箇の縣を結成して區となし、各區に一人の道路橋梁局技監を歸屬せしむ。

水力特許は同じく橋梁道路局技監監督の下に全國を數箇の地方に分割する。水力特許については三箇の重要な區

へ中央、南東、南西があつて、此處には特別技監が置かれ、彼等の監督下には單に水力發電のみならず同時に公益送電、公益配電が置かれてゐる事になつてゐる。他の地方、その中航行可能なる水流に關する發電については航行局(Service de Navigation)技監、その他の水流に關する發電については各縣技監の監督下に置かれる。

右に述べたるが如く橋梁道路局技術團(Corp. des Ponts et Chaussées)は電氣監督を實際に負擔してゐるのであるが、同團は佛國に於て幾多の傳統を保持しその歴史三世紀にわたり仲々權威のあるものである。その構成員中の三分の一は下僚より昇進したものであり、あとの三分の二は1.Ecole polytechniqueの卒業生中より登用する。同學校は國家の技術養成機關であつて、その卒業生は何れかの勤務の部局を自身選擇出来るのである。(其以前はEcole des Ponts et Chausséesがこの役目をはたしたのであつたが今では前者これに代り、後者は前者の卒業生が更に特殊部門の研究をなす學校となつてゐる。)

右の學校は常に科學、技術、行政の三觀點より學生を教育する事になつてゐるのは注目し得る事である。

公共土木相の下、事務を處理し決裁を準備する各部局と並んで(配電、水力發電監理總監督官(Inspecteurs généraux du Contrôle des Distributions et des Forces hydrauliques)、水力發電配電中央監理局(Service central des Forces hydrauliques et des Distributions d'Energie électrique)、大堰堤中央監理局(Service central des Grand Barrage)がある。これらの各局は各れも行政部の側にあつてよき結合をなし、パリに於けるが如き配給業者と生産者、地方官吏とその統制者間の緊密なる接觸を確保してゐる。

第五 公共團體と電気事業

一、一九〇六年法第九條は電気事業特許取得者より公域占有賦課金及公益の爲引下げられた價格を以て電力を提供する以外如何なる負擔も負はせざる事を規定した。その後地方團體に於てその財政を改良する爲一九二六年八月十三日付法律は縣及自治體に於て、電気使用を未だ贅澤と考へられてゐる電気ヒーター及比較的高價を維持してゐる電燈に對し一〇〇分の四程度の税を課する事を規定した。

又水力發電については一九一九年以前にあつては土地の買收若しくは權利買收等々に巨額の費用を要したものが、一九一九年法によつて経費の輕減を見るに至つたので特許取得者と對しその電力生産に比例して賦課金を徵收する事は合法的なりとし一〇、〇〇〇キロワット時につき二法より七法の輕税を課する事とした。

かく一九二六年法に於て縣、自治體の爲に徵税を規定したるを除き佛國に於て電力事業に對し財政不足の爲に特別税を徵收する事はないわけであるが、一般税についても一〇〇分の二なる賣上税も特許取得者には課せられない事になつてゐる。何故なれば特許取得者は最高價格制があつて、この税を消費者に轉嫁せしむるが如き方法もないからである。

但し特許にあらざるもの及火力發電所よりの賣電には賣上税は附せられる(火力發電は特許によらない)。又外國よりの電力輸入も課税の對象となる事勿論である。以上は最高價格制に支配されないで原則的に自由價格を保有するから。

二、原則として特許取得者はその資本を以て配給工事を賄ふものであるが、事情がそれを許さない場合がある。それは主として農村配給及高壓配電の場合が多い。そこで縣及自治體がこれに對し援助するのが適はしい事なのであるが、その財政が許さないで國家がそこに介入し、最初は五十年償還の貸付を農業信用地區、地方金庫をして行はしめたのであつたが、一九二三年八月二日付法律は農業信用中央金庫を介し國家は四十年償還の貸付を以て縣、市町村及びその組合及諸農事團體に行ひ、以て配電の農村普及にとめたのであつた。これらの貸付は財政、農務、土木、内務諸當局代表により形成せられる委員會の意見に基き農業信用中央金庫これを行ふ事になつてゐる。又これに關しては省令その他にて諸種なる制限規定が設けられてゐる。

三、國家の電力生産及送電に對する財政的參加

一九一九年法は火力以外の水力發電事業に關し公益の爲低利貸付及補助金の制度を規定してゐる。又送電についても水力、火力發電均等化の爲相互に送電網を完成する爲の援助を計畫、一九二二年法は共同組織の爲國家の財務的援助を規定、一九三一年法は總ての特許取得者にその範圍を擴張し最初の資本の一〇〇分の七を超えざる賦金の附與を財務及土木兩當局の承認を経て行ふ事、及び當局は電気最高委員會にそれに関する意見を聴取する事を規定した。

以上は佛國に於ける電気行政の概略であるが、更に昭和十一年六月内閣調査局發行「河川の電力政策」と併置せば佛國電気事業を略理解し得る事と信ずる。



CH	Current History Contemporary Review	D 之 部	電業時代 動力 ダイヤ 同志 DVs DV DR	電業時代 動力 ダイヤ 同志 Deutsche Volkswirtschaft Deutsche Volkswirt Deutsches Recht
CR	電氣の友 電氣留付々報 電務研究資料 電氣公論 電氣經濟時論		EN ETZ EW Ew 3H	I/Europe nouvelle Elektrotechnische Zeitschrift Electrical World Elektrizitätswirtschaft Экономическая Жизнь
Eco	映畫教育 エコノミスト Economist (London)	E 之 部		
EIB	Edison Electric Institute Bulletin	F 之 部		
EJ	Economic Journal	G 之 部		
Elect	Electrician	H 之 部		
FZ	Frankfurter Zeitung			
月口	月刊ロシヤ 外國の新聞と雑誌 外務省情報部資料 外交時報 軍令部常報			現業調査資料(鐵道省) 銀行通信錄 原理日本 學術振興 學術報告(日本學術協會)

保學	保險學雜誌 保險經營研究 保險知識 保險評論 保險叢報 法學協會雜誌 法學會議誌 法律論叢 法學公論	I 之 部	法と經濟 法律時報(日本評論社) 評論 放送 本邦財界情報 翻譯通信(高橋公館調査部) 汎交通 華天路工月報 Harvard Law Review Halbjahrsberichte zur Wirtschaftslage	
保知	保險知			
保政	保險政			
保法	保險法			
保學	保險學			
移地	移民地事情 醫事公論 醫務時報 醫事衛生 Kansetsu	I 之 部	MH Inf ILR ILOst	3A. mnyorganizatsionno I/Information International Labour Review International Labour Office (Studies and Reports)
時情	時局情報(東京日日新聞社) 人口問題 自由通商 自治機關 軍實資料通報	J 之 部	貿易部月刊(滿洲國) 事業之日本 Journal (French) Japan Times	
時人	時局情報			
自通	自由通商			
自機	自治機關			
軍實	軍實資料通報			
改造	改造 經濟情報 經濟時報	K 之 部	經濟論壇 經濟知識 經濟商業論叢	
主	主要記事月報			



記 録

1411

統計時報 統計集誌 軌道経営資料 鐵と鋼	拓務時報 Тихоокеанская зvezda Tempe	U 之 部
運輸		V 之 部
YB	Völkischer Beobachter	YW
WA WP	Weltwirtschaftliches Archiv World Power	W 之 部
山南 文業	山口龍事雜誌 大日本農業協會雜誌	Y 之 部
財閥 財界 財政 財月	財界觀測 財界經濟時報 財政(大藏省協會) 財界月報	Z 之 部
	稅 全國產業團體聯合會々報 經濟協會調查月報	

記 事 分 類 表

I	政治行政	163	工 業	178
II	地 理	167	XIII 商 業	181
III	交 通	167	XIV 交通及通信	182
IV	國 際	168	XV 社會及勞働	183
V	農 業	169	XVI 教育	187
VI	經濟學及會計	173	XVII 經濟及社會衛生	188
VII	財 政	173	XVIII 人口、貧困、土地、移住民、民族及人種	188
VIII	金 融	175	XIX 天文、地理及測定	189
IX	保險、取引所及倉庫	176	XX 概 論	190
X	風俗、習慣及家庭	177	XXI 雜 著	190
XI	雜 著	178		

題 名	記 述 者	題 名	記 述 者	巻 號	発行年月日		
I 政治及行政		憲政を護る	安藤正純	16.10輯	12. 4. 10		
企業團と中央經濟會議	安部能成	時局の全般明日の把握	中 公	52年 5	12. 5. 1		
日本の成熟と危機	(外)	府縣自治廢止論是非	元山修二	446	12. 4. 5		
日本政治の進むべき道	清瀬一郎	解散と新政案	小島 徳	448	12. 4. 5		
昭和新中国建設の方途	永井柳太郎	川邊 辰義	川邊 辰義	エコノ	15年 11	12. 4. 11	
政局の動向と解散の意義	阿本清一	新黨運動の意義	鈴木茂三郎	重屋 總司	社 註	9. 5	12. 5. 1
近時の政情に就て	山道 聖一	黨活動の缺陷と院議派の消	スカーソン	月 口	3. 5	12. 5. 1	
対内閣新國家の検討	山道 聖一	國民黨政權を本質的に再吟	渡田 雄太郎	評 論	2. 4	12. 4. 16	
内閣制度の改革	エコノ	栄する					
	ジョン・T						
	リオン						
	外新雜						
	374						
	12. 4. 5						

主筆記者月報 皇政新聞社

1411

日英間の危機の進展	遠藤 一郎	東洋	15	5	12	5	1	Rearmament: can it be had for nothing?	MG	'37. 4. 3
ニユーギニア問題に對する 隨紙の論評		南洋	4	12	4	20		Craftsmen for the army		28252 '37. 4. 6
Diplomacy in Mid-Europe	John Elliott	JT	13	8	37	4	29	Child soldiers in the Soviet Union		28253 '37. 4. 7
Yugoslavia signs pact with Italy		NYT						"The Gap" (The official air-defence film)		28254 '37. 4. 8
Ne and Fish seek all-time arms ban								Armaments profits		28254 '37. 4. 8
								Admiralty visit to Mersey-side		28254 '37. 4. 8
IV 國 誌								The Ark Royal launched		28259 '37. 4. 14
國際救化と獨逸植民地要求	美濃部元吉	外時	82	3	12	5	1	Air force problems	LT	47634 '37. 3. 16
機動員機艦に關するレポート		資源	7	4	12	4	1	The new air force		47634 '37. 3. 16
米國に西太平洋より撤退すべし事	W. ノック	有終	24	5	12	5	5	Army estimates		47635 '37. 3. 17
太平洋海軍根據地		限外	10	10	12	5	6	Fleet air arm		47640 '37. 3. 23
軍艦と生産力	高田保馬	財政	2	5	12	4	6	The army as a career		47656 '37. 4. 12
再軍備強行の大英帝國	直海 普三	外時	81	5	12	3	1	Dealer in arms sentenced		47660 '37. 4. 16
豫東に於けるソ聯海軍水陸隊		國誌	1005	12	4	21		Artillery's part in war		47660 '37. 4. 16
國際印防務論	ヤガー	有終	24	5	12	5	5	Trade and arms programme	JT	47660 '37. 4. 16
ニューギニアの戰術的意義	新海 啓郎	南洋	20	5	12	5	1	US attitude toward future wars	Ireland Store	13849 '37. 4. 30
都市防空対策の一私見	都松	都松	20	5	12	5	1	Britain's new battleship	Kenneth Edwards	13865 '37. 5. 16
New measure of British naval needs		MG	28232	37	3	12		Arms parity plan laid to Hoosevelt	NYT	'37. 4. 2
Better conditions for the soldier			28236	37	3	17		Hull sees disaster in armament race		'37. 4. 6
The fleet air-arm dispute			28241	37	3	23				

Reich still needs two years to arm	NYT	'37. 4. 7	La chiamata alle armi di reclute arruolate	PI	'37. 4. 21	
Die Kriegsidee im Sowjet-staat	Arthur Just	AZ	'37. 4. 18	Budget defence bill	MG	'37. 3. 6
1) Politik und Armee				F. イソ陸軍の幹部	IP	'37. 3. 8
Die Kriegsidee im Sowjet-staat				戦争と化学		'37. 3. 6
2) Die neue Feld-dienstordnung				日本の戦争準備		'37. 3. 16
Die Kriegsidee im Sowjet-staat				日本の海軍		'37. 4. 5
3) Wo steht der Feind?				イタリ一現時の軍隊		'37. 4. 19
Vebrüchtheit und Wirtschaftswissenschaft	Prof. Fischer	DV	'37. 4. 9	船舶口徑と艦艇競争		'37. 4. 5
Kann der Treibstoffbedarf der heutigen Kriegsführung überhaupt befriedigt werden? (1) (2)	Dr. Friedensbury		'37. 4. 16	F. イソ自動車製作の軍事化		'37. 4. 5
Errichtung der Heeresarchive		VB	'37. 4. 14	V 經濟一般		
Die militärische Feler in Potsdam zur Errichtung der Heeresarchive			'37. 4. 17	日支經濟提携への途		'37. 4. 21
La Marina Italiana nel pensiero di S. E. Cavignani	PI	'37. 3. 23	日支經濟提携の再吟味	樋口 弘	日支 23. 12 12. 4. 21	
La reale situazione nei vari territori dell'Impero			'37. 3. 30	日支經濟提携の再吟味	尾崎 秀實	改選 19. 5 12. 5. 1
La formidabile preparazione che porto alla vittoria le forze armate d'Italia			'37. 3. 31	日支經濟關係の再吟味	緒谷 善一	エモノ 13年 11 12. 4. 11
				日支經濟關係の調整	井村 嘉雄	國知 17. 5 12. 5.
				中日提携に就き日本國民に訴ふ(一)	股 同	日支 25. 12 12. 4. 21
				日比經濟提携の創造的新原則	杉森孝次郎	
				シヤハトその人と政策	益田 憲彦	日支 24. 5 12. 5. 1
				シヤハトの理論とインフレーション	日比 25. 14 12. 5. 11	

Federal controls over industry put in draft measure	NYT	37. 4. 9	Die Preisverbilligung der Düngemittel	VB	37. 4. 1
Capital flotations in the United States during March	CFC	37.46 37. 4.10	Der Siegenzug des Willens zur Durchführung des Vierjahresplans	Fritz Sankel	37. 4. 2
Deutsche Gemeindeordnung als wirtschaftliches Grundgesetz (6), (7)	Dr. Goerdeler DV	37. 3.25 37. 4. 2	Auch Polen gegen Preissteigerungen	Dr. Krüzer	37. 4. 9
Auflockerung der Ladezeit	Luedicke	37. 4. 2	Angriff auf den Eigentum in der Preisgestaltung		37. 4.15
Feuerprobe der amerikanischen Preispolitik	Kruscher	37. 4. 2	Preise und Löhne in Frankreich		37. 4.29
Der wehrwirtschaftliche Verwaltungsaufbau		37. 4. 2	Preisbewegung und Preispolitik (1) (2)	Rovs	Nr.10 37. 4. 12
Preisprobleme auch in der Tschechoslowakei		37. 4. 2	Roosevelt gegen die Preisstauung		Nr.11 37. 4.
Schrottkartell perfeit		37. 4.16	Preise und Konjunkturpolitik in UAS	FZ	37. 4. 6
Selbstkosten als Grundlage der Preisbildung		37. 4.16	Il prezzo delle farine in rapporto a quello del grano	PI	37. 3.17
Polens Kampf gegen Preise und Kartelle		37. 4.28	I problemi dell'anarchia "Montecatini"		37. 3.28
Preisbildung—Preisbewertung	Dr. Richter-Bronw	37. 4.30	Società Generale per l'Industria Mineraria ed Agricola		37. 4. 1
Frankreich im Zeichen der Tennung	AZ	37. 4. 8	La vigilanza del Partito sull'andamento dei prezzi		37. 4. 8
Die Wirtschaftsstrategie des Führers		37. 4.32	S. E. Rossini illustra la politica agraria del Regno		37. 4.15
Der Sinn der Düngerpresentschnung		37. 4.33			

Verso un nuovo equilibrio fra prezzi e salari	PI	37. 4.21	東北振興と産業組合	産組	37. 12. 5.
Il costo della vita		37. 4.29	Record output of electricity	LT	47641 37. 3.24
Economic reconstruction in China	CEJ	30. 3 37. 8. 1	Progress of the Goid Arms profits and prices		47642 37. 3.25
原價計費遂行の計算	シヨルスキー IM	5 12.	Industry in Russia		47646 37. 3.31
一九三六年度世界經濟	バグゼラ	5 12.	Busy shipyards on the Clyde		47646 37. 3.31
一九三七年經濟	クグアイリソフ IH	12. 3.30	Growing use of electricity		47661 37. 4.17
第二五ヶ年計畫の最終年度	クグアイリソフ IH	12. 4. 2	Recent trends in the Lancashire cotton industry	Christoph. Saundees EJ	185 37. 8.
第二四半期の國民經濟評定	チヤダエフ CT	12. 4.26	Electric supply share outlook	Eio	1843 37. 4. 3
VI 企業經營及會計			S. E. Lantini illustra le funzioni e gli sviluppi degli organi corporativi	PI	37. 4. 7
瑞西に於ける公營電氣事業の組織、財政面に經營	動力	12. 3.25	Disciplina corporativa dei prezzi		37. 4.17
御關西に於ける公營電氣事業の組織、財政面に經營		28 12. 3.25	Vasta azione corporativa		37. 4.17
英國に於ける公營電氣事業の組織、財政面に經營		28 12. 3.25	Volsraad besprekt de tinfuse	BN	37. 2. 5
陸村工業と産業組合	横田 純 農工	4. 4 12. 4.	VII 財政		
商業組合と産業組合	平 實 商工經	3. 5 12. 5. 1	英國軍備擴張國防公債法案	落外	3 12. 3.
英吉利印度會社における會社形態の變遷(一)	大塚久雄 經學	7. 5 12. 5. 1	英國昨年度統計概況	三洲	682 12. 5. 5
我國に於ける市營瓦斯企業の成立と其發展	竹中龍雄 都司	24. 4 12. 4. 1	一九三七—三八年英國物産概算	北月	376 12. 5.
米國事業會社収益急増	三洲 國選	681 12. 4.30	ソヴェートの取引院	益田直彦 月口	3. 5 12. 5. 1
米國株式の發生と資本集中の相剋		18. 17 12. 4.29			

誌 載 日 付

聯邦の租税政策	財政	2.	6.12.5.	野崎龍七	海外	3.12.3.
和蘭及獨逸の財政政策	南洋	23.	5.12.5.1	財經	24.	4.12.4.1
一九三六年度獨逸輸入税	〃	23.	5.12.5.1	小島椿一	〃	4.12.4.1
公債消化における預金部の役割	國選	18.	18.12.5.6	MG	23248	37.4.1
最近獨逸における公債政策論	島	44.	4.12.4.1	〃	28253	37.4.7
次期税制改革に對する希望	稅	15.	5.12.5.1	〃	28255	37.4.9
税制整理に關する要點	給木憲久	15.	5.12.5.1	LT	47647	37.4.1
税制改革の動向	十色盛次	15.	5.12.5.1	〃	47647	37.4.1
國稅改革の第一義	矢野恒太	15.	5.12.5.1	〃	47662	37.4.19
臨時租税増徴と税制整理	神戶正雄	44.	4.12.4.1	〃	47082	37.4.19
生業設備補充資金の供給と赤字公債の消化	小島昌太郎	44.	4.12.4.1	Eco	1343	37.4.3
支那の財政機構と其の運営の特長(一)と國家經濟と社會經濟との相関	林田和夫	17.	4.12.4.1	〃	1343	37.4.3
支那に於ける國家經濟と社會經濟との相関	國選	18.	18.12.5.6	〃	4885	37.4.10
アメリカの修正豫算と健全財政々々	三好重夫	32編	5.12.5.1	JT	47634	37.8.16
地方財政補助金制度	折良	32編	5.12.5.1	MR	37.1.	37.2.
フロイドとソボに於ける地方國體問題の發達(二)	田中重之	32編	5.12.5.1	BN	37.2.	37.2.
新税法の施行に就て	松隈秀雄	32編	5.12.5.1	NYT	37.4.8	37.4.8
昭和十二年度内務省豫算の概算	内務	2.	4.12.4.15	Group in Congress seeks relief out to half new taxes	〃	37.4.7
各國の租税政策	山村幸(外)	財政	2.	5.12.4.6	〃	37.4.7

1 日 記

Reform needed in audit and accounting functions of the Comptroller General	K. Hoyt	Annal	37.3.26	The Air Force estimates Measures to avert French financial crisis	MG	37.8.6
Some grotesque results of the application of the undistributed profits tax	M. Ridler	〃	37.4.2	支那人基金の濫用を防止せよ	レザイソ	4.37
Die Besteuerung des Abvermögensgewinns	AZ	37.4.13	一九三七年の豫算と財政計畫	ソモツイソ	〃	4.37
Schweizer Finanzprognam: Rückkehr zur verlässigsten Haushaltswirtschaft noch nicht möglich	〃	37.4.27	小賣物指数の作成について	ヤコヴレフ	〃	4.37
Die Erringung der Abwertungsgewinne	Dr. Ranno	DV	37.4.9	ヨーロッパの財政状態	ムルツモ	5.37
Die Entwicklung der Steuern	〃	〃	37.4.30	ドイツの財政状態	ワソリエフ	37.8.19
Die italienische Währungsprobleme der internationalen Währungsstabilisierung	Prof. Nahmer	DVs	37.4.	財政事業の改善に就いて	アゴーリソ	37.3.22
Gesunde Gemeindefinanzen (Der Haushalt 1937—Weiterhin eiserner Sparsinn)	VB	37.4.7	VIII 全 編	支那經濟の現勢——中銀報告の検討	國選	18.16.12.4.22
Il nuovo redimibile 5%	PI	37.3.28	支那の物價と爲替との關係(上)	國際爲替市場の再動搖と三國金融協定	東經	1750.12.4.24
S. E. Azzolini illustra all'assemblea della Banca d'Italia la salda situazione finanziaria	〃	37.4.1	貨幣價值安定の種々相	貨幣統制としての動員合併	國選	18.17.12.4.29
			長期投資の刑罰を支配する	金融統制としての動員合併	政經學	52.12.4.1
			生産設備補充資金の供給と赤字公債の消化	聯邦の資本調達方法	財經	24.5.12.5.1
			爲替統制の一元化問題	露要因	三編	682.12.5.5
				中村啓代嗣	生保論	26.1.12.4.6
				小島昌太郎	經論	44.4.12.4.1
				エモノ	13.12.5.1	1.24.5.1

輸入為替許可制に就て	松山 崇治	貿易	37.	5 12. 5. 1	Mittelristiger Industrie-kredit (II)	Dr. Reichel DV	37. 4. 2
米國金利の急反騰と其原因を併消化の問題と爲替相場の安定に就て	池田 成彬	貿易	37.	5 12. 5. 1	Neue Tarifordnung für die privaten Banker	〃	37. 4. 9
英領馬來通貨制度改正に就いて	益金	海外	90	12. 4. 30	Bankkredit vor neuen Augen	〃	37. 4. 16
預貯金何割券保管委託辦法に關する新法制度	海外	海外	3	12. 3.	Finanzierung der Irzengungsschacht	〃	37. 4. 30
中央銀行の機能と日銀改革問題の意義	金原實之助	財經	24.	5 12. 5. 1	IX 保險 割引所及倉庫	安田總本郎	52年 5 12. 5. 1
世界時體制と日銀の役割	伊藤 好道	〃	24.	5 12. 5. 1	國民健康保險法案批判	曾我 龍松	11. 3 12. 3. 31
國家財政と中央銀行	永田 浩	〃	24.	5 12. 5. 1	國民健康保險組合の概況	末 高 信	30. 2 12. 4. 15
三六年度の主要國銀行經濟概況(一)	築通	〃	615	12. 4. 20	簡保の生成過程と其將來	小 悠 茂	1. 1 12. 5. 10
英國に於ける銀行社會化論(二)	〃	〃	615	12. 4. 20	時業の克服と簡保事業	兒玉 秀雄	1. 1 12. 5. 10
最近に於けるアメリカの農業金融制度	藤村 忠	帝時	28.	4 12. 4. 1	英國社會保險概論	三 朝	681 12. 4. 20.
金現送を繰りて	荒木光太郎	日評	12.	5 12. 5. 1	米國大統領の農作物保險制度削減に關する特別教書	後藤 保清	1. 1 12. 5. 10
Gold production increase	Arthur	〃	18651	12. 5. 2	社會保險制度の整備に關して	清水 支	1. 1 12. 5. 10
President faces gold dilemma	Arrock	〃	13857	37. 5. 8	海船保險法案の要旨	〃	10. 4 12. 4. 1
Capital market anomalies	Eoo	〃	1843	37. 4. 3	森林火災國營保險の経	帝水	688 12. 4. 11
How Russia raises capital	〃	〃	1843	37. 8. 27	Nation's health and physique	MEG	37. 4. 2
New York Reserve Bank annual report	CFC	〃	3744	37. 3. 27	Contributory pensions bill	〃	28254 37. 4. 8
Reserve system acts to safeguard the money market	NYT	〃	37.	4. 5	Pensions for "Black-coated" workers	〃	28255 37. 4. 9.

The Government & the "Black-coated" workers	MG	28257	37. 4. 12	朝鮮に於ける衛生産費の研	朝 淵	8.	3 12. 3. 25
America's fight against leprosy	Claire L. Guenard	JT	18686	37. 4. 17	現下の穀類問題に就て	井上 健三	商工經 3. 5 12. 5. 1
Die Angestelltenverrechnung im Jahre 1936	Griesmeyer	RAB	37.	3. 25	原料資源問題の一見解	資源	7. 4 12. 4. 1
II nuovo ordinamento dell'assicurazione contro gli infortuni entrerà in vigore dopodomani	PI	PI	37.	3. 30	南太平洋に於ける捕鯨事業	D. ジョソ	有終 24. 5 12. 5. 5
X 農、林、畜産及水産業					滿洲産業五ヶ年計畫の全貌	エロノ	15. 14 12. 5. 11
支那農村は果して回復したか	田中 忠夫	東經	1750	12. 5. 8	一九三五年に於ける英領馬來半島の農業(二)	南洋	28. 5 12. 5. 1
支那農村復興の重要問題	小林機次郎	支那	28.	5 12. 5. 1	米穀統制と米穀取引所	日經	9. 3 12. 3. 10
米國に於ける農業政策	市川泰次郎	外時	81.	5 12. 3. 1	印度産業の躍進	貿易	37. 5 12. 5. 1
合衆國の穀物資源に就て	資源	7.	4 12. 4. 1	東北ニウギネアの農業(下)	宮下 一郎	帝時	28. 4 12. 4. 1
ナチスの原料政策(一)	大田會	359	12. 3. 25	再び自作農創設施設に關して	安田 誠三	〃	〃
極端に於ける水力資源	動力	28	12. 3. 25	農業に於ける協同生産	〃	28.	4 12. 4. 1
オース・ドイツに於ける農業問題と土地所有(二完)	産組	379	12. 5.	Sugar industry's troubles	MG	28851	37. 4. 5
滿洲特産を語る	佐賀常次郎	滿特	2.	4 12. 4. 1	The world sugar conference opens	〃	28959 37. 4. 6
滿洲産業開墾五ヶ年計畫と戦後	東經	1755	12. 4. 17	B.B.C.'s industrial conference	〃	28258	37. 4. 13
滿洲小作の概況と對策(二)	滿民	2.	4 12. 4.	World's wheat supplies	LIT	47647	37. 4. 1
鹿安一新と農村問題	阿部 勇	帝時	28.	4 12. 4. 1	British industrial developments	Eco.	1843 37. 3. 27
農家負債の概況	財政	2.	6 12. 5.	Roosevelt halts RA project gains	NYT	37.	3. 26
				New farm mortgage law upheld: revision saves Frazier-Lenke Act	〃	37.	3. 30.

Wheat insurance bill is passed by Senate	NYT	37. 3.31	
Home group bars Roosevelt project for farm tenants	〃	37. 4. 1	
Ernährungspolitik statt Agrarpolitik	DVs	Nr.10 37. 4.	
Wieder planwirtschaftliche Agrarpolitik in dem USA.	〃	Nr.10 37. 4.	
Vor der Neuregelung im Agrarkredit	〃	Nr.12 37. 4.	
Erweiterte Ordnung des landwirtschaftlichen Grundstücksverkehrs	VB	37. 4.27	
Sicherung der Landbewirtschaftung	〃	37. 4.27	
Staat und Farmer. (Neue Wege der amerikanischen Agrarpolitik)	FZ	37. 4. 5	
Erntehilfe	〃	37. 4.14	
Günstige voranzichtem vor rubber	BN	37. 2.25	
一九三七年に於けるソノホースの収益性	ゲルレル	II	4 37.
穀作收率の決定方法	レヴィイ	〃	6 37.
ホルホースに對する肥料費	HH	37. 3.28	
ホルホース家族の生計	レヴィ	37. 4.19	

XI 續 業

世界の穀類問題と日本	竹内謙二	外時	81.	5 12. 3. 1
世界に於ける綿の需給	本財		103 12. 3.15	
昭和十二年以降に於ける	野淵		97 12. 5. 7	
綫織石需要	筑豊		33 394 12. 4.30	
全園重炭酸山産出高	〃		25. 12 12. 4.21	
石炭鉬鐵切迫と炭價	VB		37. 4.10	
Eisenbeobacht Metallzbergbau in Verfabresplan				

XII 工 業

人造石油工業に關する調査	石時		699 12. 4.10	
自給自足の觀點より見たる	C.W.ライ		699 12. 4.10	
ドイツの石油業	ウキレムセ		2. 4 12. 4. 1	
近代蒸餾油工業の發展	滿特		26. 2 12. 3.25	
(戰後數年史)	〃			
煤油の騰たる日本の石油事	國選		18. 18 12. 5. 6	
燃料國策の進行と油價の	〃			
増進	〃			
フランスに於ける頁岩油工	田工		3. 5 12. 5. 1	
業	〃			
北滿に於ける油切工業の現	滿特		2. 3 12. 3. 1	
狀	〃			
中小工業の保存形態と下請	藤田敬三		1. 2 12. 5. 1	
前	東經		1760 12. 5.15	

最近の自動車及び造船工業	平井羊三	評論	2.	4 12. 4.16
昨年の世界自動車界	三羽		681 12. 4.20	
列國の自動車工業	袁源		7. 4 12. 4. 1	
ソヴェト聯邦に於ける水力	高橋第一郎	水士	10. 4 12. 4. 1	
發電事業	直井武夫	月口	3. 5 12. 5. 1	
ソ聯重工業の現状とその諸	世勢		14. 5 12. 5. 1	
カテゴリーに對する工業	經滿		6. 4 12. 4. 1	
發展について	日織		4. 2 12. 3.31	
大連鋼カールの沿革と歐	國選		18. 16 12. 4.22	
州鐵鋼貿易事情	工日		5. 5 12. 5. 1	
鐵鋼値と鐵鋼政策の再検討	〃		5. 5 12. 5. 1	
(上)	東經		1756 12. 4.24	
本邦鐵鋼業の現況に就て	〃		1756 12. 4.24	
我國鐵鋼業の現況と對策に	日織		53. 624 12. 4.22	
就て	村瀬直彦	講演	16. 12 12. 4.30	
兵庫工業地帯の工場調査	校商		25 12. 4. 5	
(六)	〃		25 12. 4. 5	
機河川等に於ける工業立地	〃		25 12. 4. 5	
の特長と工場招致に就き	〃		25 12. 4. 5	
(五)	〃		25 12. 4. 5	



熱帯産物供給地としての 暹羅の位置	拓時	72	12. 3.25	China's tea trade during 1936	CEJ	20.	3. 37. 3.
暹羅および緬甸の貿易	世勢	14.	5. 12. 5. 1	De nieuwe invoerrecht- verlaging	BN		'37. 2.24
農用資材の世界貿易	資源	7.	4. 12. 4. 1	商業計量化の改造	チイヒヤ ル	CT	'37. 4. 9
對アジア及對南米貿易激増	東経	7.	9. 12. 5. 1	商業の収益的經營	グライツド ン		'37. 4.11
輸入統制と生産力増充	グイヤ	25.	14. 12. 5.11	一九三七年度ノ聯邦商業計 畫	エゴロー		'37. 4.12
世界砂糖會議の成果		95.	14. 12. 5.11	第一四半期の商業			'37. 4.23
資本輸出と商品貿易	渡業	14.	4. 12. 4. 1	ノ聯邦小買價格の低下			'37. 4.29
Exports reach highest point since 1930	MG	29290	'37. 4.15	一九三七年ソシアレット商業 の収益性と流動資金	ジュンベル	III	5. 37.
Normal trade	LT	47660	'37. 4.16	コルホーヌ商業 ノ聯邦稅の改正	カスチニク	C3	6. 37.
Indo-Japanese Agreement Manchukuo's foreign trade in 1936	JT	18665	'37. 5.16	XIV 交通及通信			17. 37.
"Boom" seen near in foreign trade	NYT		'37. 3.31	海運統制(三)	寺井久信	海運	179. 12. 4. 1
Reich is suspicious of move on trade			'37. 4. 8	海運統制(四)			180. 12. 5. 1
Reich sets a price for commerce and Vier- jahrspan	FZ		'37. 4.14	英國海運の趨勢		本材	104. 12. 4.17
Bedeutung der Empire- konferenz für den Welt- handel	Dr. Gerwin DV		'37. 4.30	日英海運の相剋について	笠原照義	海運	180. 12. 5. 1
The raw silk trade during 1936	CEJ	20.	3. 37. 3.	關領印度新航路法 過去四十年間に於ける本邦 商船の發達	重光 藤	海運	180. 12. 5. 1

極東の汽船と海運の將來	南洋	7.	9. 12. 5. 1	Der Ausbau der Reichs- autobahnen (Die Zubrit- gerstrassen)	AZ		'37. 4.22
本邦と世界の海運及造船業 に關する資料	内測	9.	5. 12. 5. 1	L'elettrificazione delle fer- rovie	PI		'37. 3.28
海運國有鐵道近況	三測	681	12. 4.30	S. E. Benni illustra l'at- tività del suo dicastero in ogni settore delle comunicazioni			'37. 3.31
米國の鐵道に就て	汎交通	4	12. 4.25	S. E. Jannelli inaugura oggi il servizio elettrico			'37. 4.27
民國二十五年中國航空公 司の業務	南洋	7年	6. 12. 3.15	Il Bilancio delle ferrovie Ben ordeel over Java's wegen			'37. 3.23
中國に於ける交通界の現勢	海運	180	12. 5. 1	モスクワ・ヴォルガ運河	BN		'37. 4. 7
ラヂオ・ニュースの將來	外新雜	374	12. 4. 5	モスクワ・ヴォルガ運河 XV 社會及勞務	M.D.N		'37. 4.14
To America by air	LT	47644	'37. 3.29	勞働力の保持と伸長 (その 一)	藤 義 等	勞務	14. 4. 12. 4. 1
Airway over Canada		47645	'37. 3.30	ラヂオ・勞務法判決とその 影響	國 題		18. 16. 12. 4.22
The great revolution of today in road making		47646	'37. 3.31	東西勞務條件の比較	チネジ	14.	4. 12. 5.15
Motoring and the law		47657	'37. 4.13	非常時局下の勞務不安	グイヤ	25.	14. 12. 5.11
Building roads for safety		47657	'37. 4.13	農村と社會事業	岸 田 到	社事	21. 1. 12. 4.15
British motor industry		47657	'37. 4.13	農村近時の社會情勢と其原 動力	河 田 朝 郎	經 雜	1. 2. 12. 5. 1
Transatlantic air service	JT	13640	'37. 4.21	農地法案批判	四 宮 恭 二	社 議	21. 4. 12. 4. 1
Transatlantic air service congestion		13641	'37. 4.22	新興國の社會政策			1. 2. 12. 5. 1
Japan "arrives with a bang"	MG	28254	'37. 4. 8				1. 2. 12. 5. 1
Probleme der russischen Verkehrspolitik	DV		'37. 4. 2				1. 2. 12. 5. 1

議案	提出者	提出日	審議日	審議結果	備考
日本型社会政策の基調 徒弟の訓育と徒弟保護法 新徒弟制度陳立への論議運 動	本庄 茂 大内 經雄 逆佐 敏彦	社福 21. 産教 4. 社福 21.	4.12. 4. 1 4.12. 4.10 4.12. 4. 1	議決	野米諸國に於ける保護児童 手帳別 各國に於ける義務教育年限 及年数並びに労働者最低年 齢別
熟練工の短絡養成 機械工業の一考察 労働者災害扶助法現の改正 と諸國の立法例	マネジ 自機	マネジ 14. 自機 446	4.12. 4.15 4.12. 4.15 4.12. 4. 5	議決	社会事件調査の奨励 米國主要産業に於ける労働 組合組織運動 結核財政と労働階級
種彦の労働者任制度とは 如何なるものか 米國大衆の六層年公共事 業計畫に關する特別教育 計畫の一趣旨	海外 三田 學	海外 3. 三田 學 31.	3.12. 3. 5.12. 5. 1	議決	有業者及び其の業態に現は れた地域性 革新勢力としての無産階級 A South Wales survey
現代社会事業理論の協力的 樹立への一趣旨	村松 義一 早川 透	社福 21. 都問 24.	4.12. 4. 1 5.12. 5. 1	議決	Labour keeps up Special Areas battle "Special" and "Certified" Special Areas money resolution
空襲都市計畫令の異色	都問 1011	10.11. 12.	5. 6	議決	Youth on the new estates Inadequate Special Areas plans
世界最近の失業状態	世勢 14.	5.12. 5. 1		議決	Unemployment and the Special Areas Plans for the Special Areas
歌米に於ける職盲人の教育 問題と補正施設	川本 宇之助 現別 11.	社事 21. 現別 11.	1.12. 4.15 2.12. 3.30	議決	The poor law transfer Severn bridge
昭和十一年労働統計實地 調査に於いて	小島 憲 南情 4	政論 12. 南情 4	2.12. 4.15 12. 4.20	議決	
社会立法の進歩と農村保護 及補救問題	イノベ ソラの 婦人運動 東京市に於ける若者中等學 校生徒の職業事情調査	東社 10月 11 12	12. 3.31	議決	

議案

一七四

議案	提出者	提出日	審議日	審議結果	備考
Team valley trading estate Sir G. Gillett in Cumber- land	MG 37. 4. 2	39.51	37. 4. 5	議決	Help for Special Areas An open door (Why workers do not enter) The marriage tie
Special Area problems Work of Lancashire centres for unemployed	28.25	37. 4. 6		議決	Arthur Krook JT 136.48 37. 4.39
Debate on the Special Areas Bill	28.25	37. 4. 7		議決	China's campaign against vice Gim Marshal 136.65 37. 5.16
More women police Conditions in distributive trades	28.25	37. 4. 8		議決	The Special Areas Employment in the United Kingdom and in over- seas countries, 1929- 1936 L Gaz 3.37. 3.
Work of the pilgrim trust Premier's appeal to in- dustry to help Special Areas	28.25	37. 4. 9		議決	
India's social problems and future)	C.F. 28.25 Andrews.	37. 4.13		議決	The Special Areas (Amendment) Bill Changes in rate of wages and hours of labour: annual review for 1936 Sir Percy Alden CR 856 37. 4
£11,000,000 for the Spe- cial Areas	ET 47.62	37. 8. 8		議決	Ask nation to end sit- down revolt NYT 37. 3. 2
Government of Tyreside Americans on strike	47.62	37. 3.19		議決	Fights security tax in Supreme Court A.F.L. brands sit-in strike illegal property seizure Minimum wage law con- stitutional NYT 37. 3.39
Revising West Cumber- land	47.64	37. 3.24		議決	
Pensions scheme exten- sion	47.64	37. 3.24		議決	
Special Areas Bill	47.62	37. 4. 7		議決	

議案

一七五

英	日	英	日
Majority decision of Supreme Court upholding Washington minimum wage law	NYT	37. 3.30	Gestaltung von Urteilsregelung für Heimarbeitstätige
President reviews wage law plans	"	37. 3.31	Die Berufsanwälter, ihre Berufswünsche und Einsatzmöglichkeiten nach der Berichtsstatistik für das Berichtsjahr 1935/36
Factory wages reach record high	"	37. 4. 3	Familienunterstützung und Arbeitslosenunterstützung
Roosevelt urges permanent CCC	"	37. 4. 6	Der Einsatz des Reichsarbeitsdienstes zur Landhilfe
Trudy Coal Bill is passed by Senate	"	37. 4. 6	Der Einsatz des Arbeitsdienstes für die weibliche Jugend
Hopkins refuses WPA wage rise	"	37. 4. 8	Der Arbeitseinsatz des Metallarbeiters
Roosevelt praises children's bureau	"	37. 4. 9	Das soziale Ehrengericht 1936
Text of Supreme Court decision on Minimum Wage Law	CFC	37.45 '37. 4. 3	Zur deutschen Metallarbeiterfrage
The minimum wage law decision	"	37.45 '37. 4. 3	100000 erheblische Betriebsunfälle
Text of Supreme Court decision on Railway Labor Act	"	37.45 '37. 4. 3	Index of cost of living for Shanghai workers for 1936
Ausgleich der an den Osterfeiertagen ausfallenden Arbeitszeit	RAB	37. 3.25	Inkomen van Amerika-ansche vrouwen
Durchschnittliche Jahresarbeitsverdienste land- und forstwirtschaftlicher Arbeiter	"	37. 3.25	

一七六

De bestrijding van den Vrouwenshandel	BN	37. 2. 4	Prime Minister on nerve strain	LT	47658 '37. 4.14
ソ連邦に於ける母子保護の懲罰労働者の生活状態	HP	37. 3. 3	Men and machines	"	47658 '37. 4.14
XVI 数 化	ハイソング	37. 3.28	Impressions of girls education in England	MIR	37. 2.
東京府新設師範学校の内容	林 傳次	5. 5. 12. 5. 1	Combating of Crime	"	37. 2.
師範教育に関する私見	宇屋登七	5. 5. 12. 5. 1	Impressions of girls' education	"	37. 3.
師範教育の改革案について	城戸樗太郎	5. 5. 12. 5. 1	Land taxation in India	"	37. 3.
教育について	天野貞祐	5. 5. 12. 5. 1	Allgemeine Dienst- und Arbeitsplan für die gesamte Hitler-Jugend	VB	37. 4.16
第一回教育学会に現はれたる教育論争	野宮達磨	5. 5. 12. 5. 1	Generalarbeit. Götzing eröffnete die Deutsche Akademie für Luftfahrtforschung	"	37. 4.17
就學義務と社会政策的法規	川本宇之介	4. 4. 12. 4.10	Die 300 ersten Adolf Hitler-Schüler	Günter Kaufmann	37. 4.24
洪牙利國の女子教育を觀る	西郷啓造	5. 5. 12. 4.11	Veranstaltung der Organisations im Deutschen Reichsbund für Leibesübungen	FZ	37. 4. 1
(二) 學校放逐の可能と限界	相原一郎	11. 3. 12. 8.	L'undecimo annuale dell'Opera Nazionale Balilla	PI	37. 4. 1
The public and the prisons	城戸樗太郎	7. 4. 12. 4.15	L'Opera Balilla celebra oggi l'XI annuale di fondazione	"	37. 4. 3
Religion in Russia	"	28234 '37. 3.15	Batasvasche criminaliteit	BN	37. 3. 5
Art in Nazi Germany	"	28235 '37. 3.16	Christelijke onderwijs in Indië	"	37. 3.31
New difficulty in India	"	28245 '37. 3.29			
Omissions in new education act	"	28248 '37. 4. 1			
The child from the street	LT	47629 '37. 3.10			
Changing needs of children	"	47654 '37. 4. 9			

生業記事月報 第三

一七七

書名	著者	頁数	価格
The traveler's note-book on U.S.R.	JT	18644	37. 4.25
Belfast: old and new	Eco	1843	37. 4. 3
Great cities (Nottingham and its industries)	"	4895	37. 4.10
XX 続 計			
基礎時間決定法の種々	上田 武人	10	5 12. 5. 1
Wiener Statistiken in Italien (Der Fallschlag der Sanktionen)	FZ		37. 4.14
The growth of population in six chinese cargo cities	H.O.Kung	20.	3 37. 3.
Population and area statistics of China for 1936	"	20.	3 37. 3.
XXI 續	實録	7.	4 12. 4. 1
世界資源圖表(砂漠)			



昭和十二年六月二十五日印刷
昭和十二年六月二十五日發行

企畫廳編輯

印刷發行 內閣印刷局
販賣所 內閣印刷局發賣掛

東京市麹町區大手町
電話九ノ内(23)三五一一三五九
振替東京 一九〇〇〇
全國各地官報販賣所
全國各地主要書店
定價金三十錢 (送料(内附不取))